

福岡県
教育要覧

—令和4年度の実績—

福岡県教育委員会

目 次

第1部 教育施策

第1節 福岡県の教育施策	1
1 教育施策の展開	
2 福岡県独自の指導方法『鍛ほめ福岡メソッド』	
第2節 教育委員会の事務の管理・執行状況の点検・評価	2

第2部 教育行財政

第1節 教育委員会	3
1 教育委員会委員	
2 教育委員会の会議	
3 教育委員会の活動	
第2節 事務局等組織機構	5
第3節 教育予算	7
1 県教育予算	
第4節 広報・広聴、調査統計	9
1 広報活動	
2 広聴活動	
3 調査統計	
第5節 ふくおか教育月間	10
第6節 教育文化表彰	10
第7節 福岡県教育文化奨学財団	10
1 教育文化事業	
2 科学教育事業	
3 奨学事業	
第8節 審議会等の議事概況	11

第3部 学校教育

第1章 教育の概要

第1節 現状と課題 13

- 1 小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園
- 2 高等学校
- 3 中高一貫教育校
- 4 特別支援学校

第2節 小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園 15

- 1 小学校、中学校及び義務教育学校
- 2 幼稚園

第3節 高等学校及び特別支援学校 17

- 1 高等学校
- 2 特別支援学校

第4節 中高一貫教育校 25

第5節 学校の設置及び廃止等 25

第6節 高等学校進学者の受入れ 26

第7節 県立高校教育改革の推進 26

第2章 教育活動

第1節 教育指導の実際 27

- 1 研究指定・委嘱
- 2 中学生進路相談事業
- 3 道徳教育
- 4 生徒指導
- 5 キャリア教育
- 6 へき地教育
- 7 産業教育
- 8 国際理解教育
- 9 統計教育
- 10 情報教育
- 11 男女共同参画教育
- 12 環境教育

13	科学教育推進事業	
14	特別支援教育	
15	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）	
第2節	付随的教育活動	44
1	福岡県教育文化奨学財団	
第3章	教職員	
第1節	教職員の人事管理	45
1	市町村立学校教職員定数と人事異動	
2	県立学校教職員定数と人事異動	
3	教職員の服務	
4	分限・懲戒処分	
5	争訟事件	
6	免許と資格	
第2節	教職員の健康管理	54
1	健康診断	
2	教職員の休職状況（新規休職者数一覧）	
第3節	教職員の給与	55
1	給与改定	
2	退職手当	
第4節	教職員の福利厚生	56
1	公務災害等補償	
2	教職員住宅	
3	公立学校共済組合	
4	教職員の財産形成貯蓄	
第4章	学校施設・設備	
第1節	小・中学校の施設整備状況	58
1	保有面積	
2	文教施設整備等補助金	
第2節	県立学校の施設・設備整備状況	60
1	校舎の維持、修繕	
2	校地の整備	

- 3 県立学校施設の整備

第3節 産業教育施設整備及びその他の設備の整備状況 60

- 1 産業教育振興法によるもの
- 2 理科教育振興法によるもの
- 3 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法によるもの

第5章 教育研究

第1節 福岡県教育センターの事業 62

- 1 概要
- 2 研究事業
- 3 研修事業
- 4 支援事業

第4部 社会教育

第1節 現状と課題 64

- 1 現状と課題
- 2 令和4年度の重点的取組状況と成果

第2節 社会教育委員 66

- 1 福岡県教育振興審議会社会教育部会
- 2 社会教育委員の研修

第3節 社会教育主事 67

- 1 社会教育主事

第4節 社会教育事業 68

- 1 青少年教育
- 2 成人教育
- 3 視聴覚教育
- 4 社会教育施設が実施する学習情報提供事業
- 5 調査研究事業

第5節 社会教育施設 71

- 1 公民館
- 2 図書館
- 3 博物館

- 4 県立社会教育総合センター
- 5 県立英彦山青年の家
- 6 県立少年自然の家「玄海の家」
- 7 福岡県青少年科学館
- 8 県立図書館

第5部 文化

第1節 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74

- 1 現状と課題
- 2 令和4年度の重点的取組状況と成果

第2節 子どもの文化普及事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 76

- 1 文化庁の事業
- 2 県の事業
- 3 福岡県教育文化奨学財団の振興事業
- 4 その他の事業

第3節 県立美術館の事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 79

第4節 文化財保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79

- 1 文化財保護審議会
- 2 文化財の指定
- 3 文化財の管理
- 4 大宰府関連史跡の環境整備事業等
- 5 文化財愛護思想の普及
- 6 埋蔵文化財の発掘調査
- 7 銃砲刀剣類の登録
- 8 文化財保護に対する助成
- 9 九州歴史資料館

第6部 体育・スポーツ及び健康教育

第1節 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87

- 1 現状と課題

2 令和4年度の重点的取組状況と成果

第2節 学校体育 89

1 学校体育指導者の研修

第3節 スポーツの振興 89

1 競技スポーツ振興事業

2 スポーツ施設

第4節 健康教育 93

1 保健・安全・給食教育

2 健康増進特別事業

3 健康教育推進事業（性と心の健康相談）

4 性に関する指導の推進

5 ワンヘルス教育推進事業

第5節 児童生徒の健康管理及び環境衛生 104

1 県立学校児童生徒心電図検査実施状況

2 感染症（インフルエンザ様疾患）

3 学校環境衛生

第6節 福岡県体育研究所の事業 106

1 調査研究事業

2 研修事業

第7節 付随的健康教育活動 107

1 福岡県学校保健会

第7部 人権教育

第1節 現状と課題 109

第2節 学校教育における人権教育 110

1 教職員研修事業（学校教育関係）

第3節 社会教育における人権教育 119

1 県費補助事業

2 職員研修事業（社会教育関係）

3 その他の事業

第1部 教育施策

第1節 福岡県の教育施策

1 教育施策の展開

県は、令和4年3月、県政全般に係る政策の基本的な方向を示す新たな「福岡県総合計画」（令和4年度～8年度）を策定し、同計画の教育分野を、本県教育行政の基本的な方向性を示す「教育大綱」に位置付け、併せて教育施策の方向を示す「教育振興基本計画」に位置付けた。

県教育委員会では、平成27年12月に策定した「福岡県学校教育振興プラン」を令和4年3月に改定し、次代を担う「人財」育成の基盤となる学校教育について、その振興のための施策の基本的な方向性や考え方、重点的に取り組む施策等を示した。

また、福岡県学校教育振興プランの理念等を踏まえ、本県の教育振興基本計画のうち教育委員会所管分野に係る単年度の実施計画として「福岡県教育施策実施計画」を策定した。

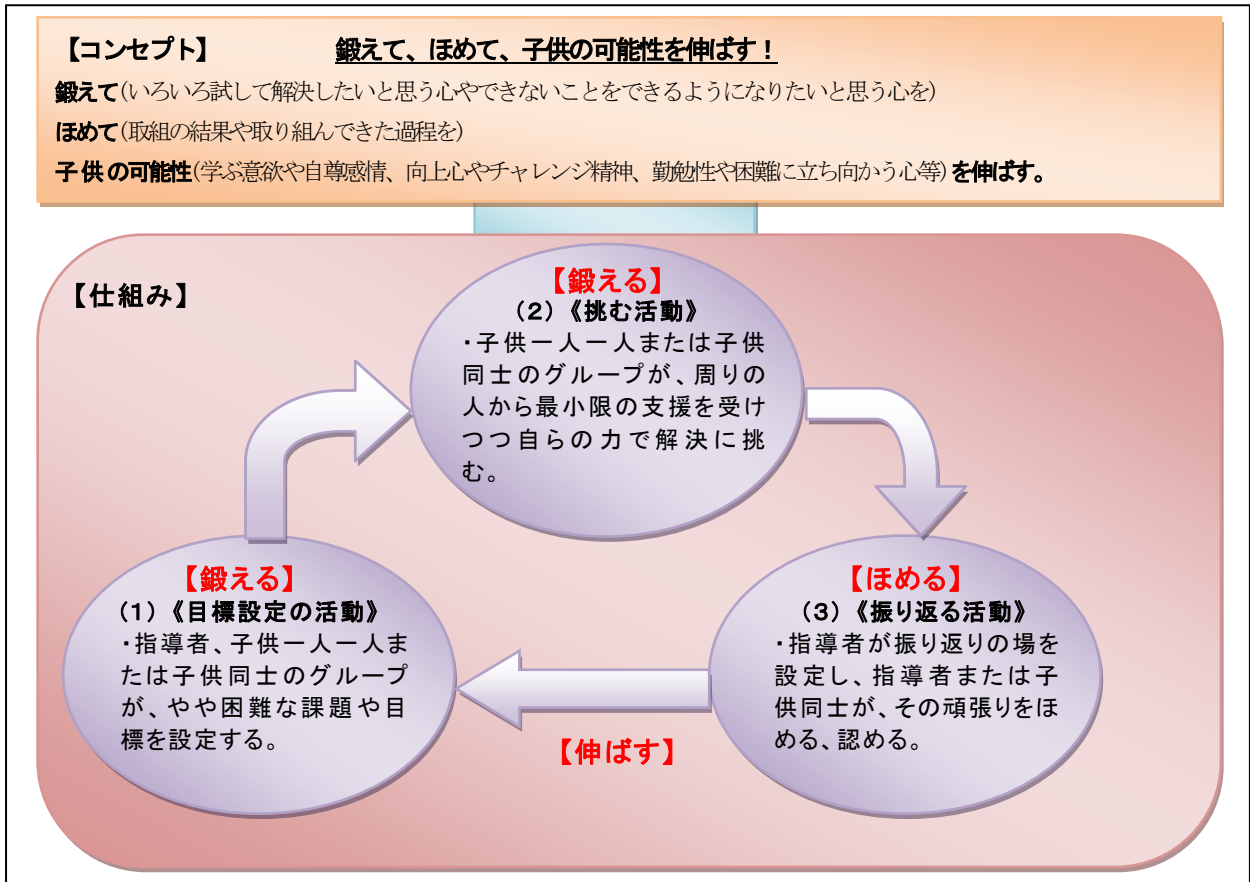
「福岡県学校教育振興プラン」及び「福岡県教育施策実施計画」については、福岡県ホームページ（トップページ＞教育・文化・スポーツ＞教育行政＞教育施策）に掲載している。

2 福岡県独自の指導方法『鍛ほめ福岡メソッド』

教育は、子供に関わる大人たちが共通の認識に立ち、同じ方向を向いて働きかけるからこそ、その効果が高まるものであり、このような視点からの取組が必要である。

このため、県教育委員会は、子供の学ぶ意欲や自尊感情、向上心やチャレンジ精神、勤勉性や困難に立ち向かう心など、子供が自律的に成長するための原動力となる人格的資質を育成するため、「鍛えて、ほめて、子供の可能性を伸ばす」をコンセプトとした福岡県独自の指導方法『鍛ほめ福岡メソッド』を、学校、家庭、地域など、本県の教育にかかわる全ての方が、同じ方向を向いて協力し合いながら、共有・実践できるように、実効性のある取組・事業を展開している。

■「鍛ほめ福岡メソッド」



第2節 教育委員会の事務の管理・執行状況の点検・評価

「令和4年度 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価(令和3年度対象)」については、福岡県ホームページ(トップページ>教育・文化・スポーツ>教育行政>教育施策)に掲載している。

第2部 教育行財政

第1節 教育委員会

1 教育委員会委員

令和4年度末現在の委員は次のとおりである。

(令和5年3月31日現在)

区分	氏名	就任年月日	任期
教育長	吉田 法稔	令和3年4月28日	令和6年4月27日
委員	前田 惠理	平成28年10月17日	令和6年10月16日
〃	木下 比奈子	平成29年8月1日	令和7年7月31日
〃	堤 康博	令和元年10月17日	令和5年10月16日
〃	久保 竜二	令和2年7月16日	令和6年7月15日
〃	松浦 賢長	令和3年10月1日	令和7年9月30日

2 教育委員会の会議

令和4年度において、毎月の定例会を含め23回の会議が開かれ、議案49件、報告26件、協議8件の案件について審議が行われた。

令和4年度中の月別委員会の開催状況は次のとおりである。

種別 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
定例会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
臨時会	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	1	2	11
計	2	2	2	2	1	2	2	2	2	1	2	3	23

3 教育委員会の活動

(1) 全国都道府県教育委員会連合会等

ア 全国都道府県教育委員会連合会・教育委員協議会（第1回）

・期 日 令和4年7月11日（オンライン開催）

・主要議題

① 令和3年度一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定

② 令和3年度事業報告

- イ 全国都道府県教育委員会連合会・教育委員協議会（第2回）
 - ・期 日 令和5年1月30日（ホテルグランドヒル市ヶ谷）
 - ・主要議題
 - ①令和5年度連合会事業計画
 - ②令和5年度一般会計・特別会計歳入歳出予算
 - ③令和5年度文教予算に関する特別要望の実施
 - ④要望活動等の追認・報告

(2) 九州地方教育委員総会

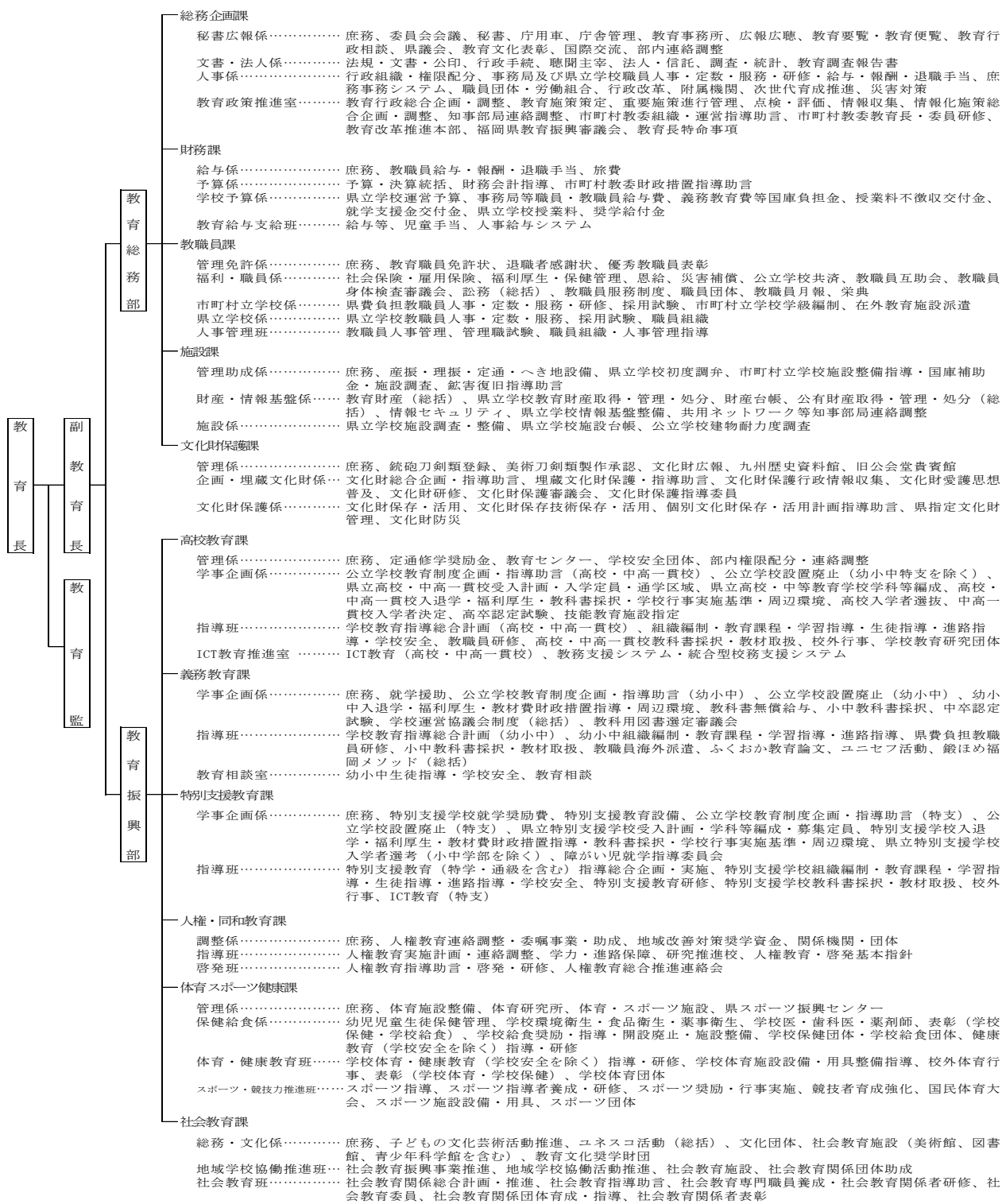
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催

- ・主要議題
 - ① 義務教育に係る確実な財源保障について
 - ② 高等学校等就学支援金制度の支給対象の上限撤廃について
 - ③ 小中学校教職員定数に係る国の改善計画について
 - ④ 離島高校生修学支援の補助対象経費の拡充及び補助率の引き上げについて
 - ⑤ 高等学校の空調整備に係る必要な財源の確保について
 - ⑥ 新型コロナウイルス感染症対策のための支援について
 - ⑦ 公立学校におけるICT環境整備に係る財政措置の拡充について
 - ⑧ 地域の教育力向上施策の充実について
 - ⑨ 特別支援教育の充実に係る国の財源確保について
 - ⑩ 給特法の改正による教員の給与体系の見直しについて
 - ⑪ 教員業務支援員の配置拡充について
 - ⑫ 特別支援教育の充実に向けた教職員定数の改善について
 - ⑬ 部活動指導員の補助期限拡充について
 - ⑭ 特別支援学級の学級編成基準について

第2節 事務局等組織機構

令和4年度における本庁及び出先機関（県立学校を除く。）の組織機構は、次のとおりである。

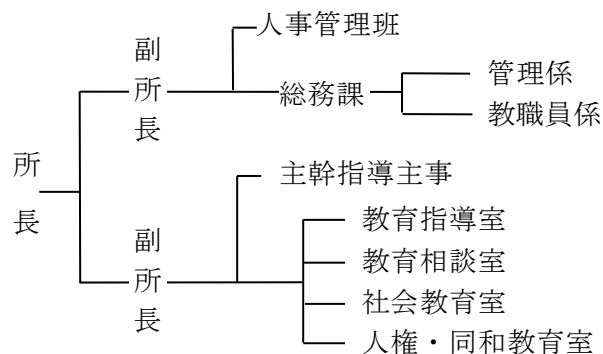
教育庁本庁組織機構



教育庁出先機関組織機構

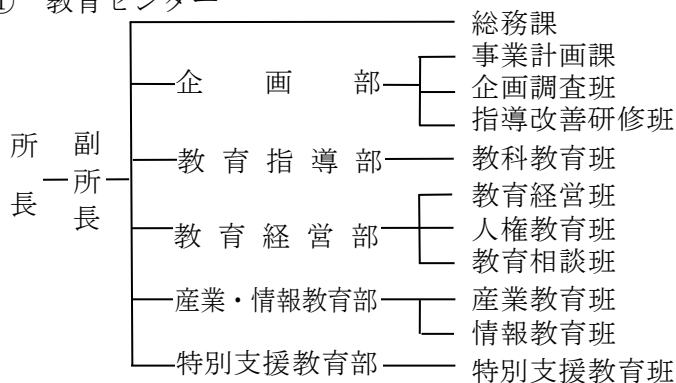
1 教育庁教育事務所

(福岡、北九州、北筑後、南筑後、筑豊、京築)



2 教育機関

① 教育センター



② 体育研究所

所次
長 長

③ 美術館

館副
長館長
総務課
学芸課
普及課

④ 図書館

館副
長館長
総務企画室
資料支援室
総合サービス室
ふくおか資料室

⑤ 社会教育総合センター

所
長
総務室
研修・情報室
学習サポート室

⑥ 英彦山青年の家

所
長
総務課
研修課

⑦ 少年自然の家「玄海の家」

所次
長 長

⑧ 九州歴史資料館

館副
長館長
総務室 (総務班)
学芸調査室
(学芸研究班、文化財科学班)
文化財企画推進室
(企画推進班、広報普及班)
埋蔵文化財調査室
(文化財調査班、大宰府調査班)

(分館)

求菩提資料館
甘木歴史資料館
柳川古文書館

⑨ 社会教育総合センター少年自然の家

⑩ 夜須高原野外活動センター

3 その他

① 青少年科学館

館副
長館長
総務助成グループ
(総務チーム・助成チーム)
科学教育グループ
(科学教育チーム)

② スポーツ科学情報センター

所副
長所長
総務課
スポーツ推進課
総務係
健康科学係
企画情報係

③ 総合プール

④ 久留米総合スポーツセンター

⑤ 馬術競技場

⑥ 総合射撃場

⑦ 旧福岡県公会堂貴賓館

第3節 教育予算

1 県教育予算

令和4年度における教育予算については、「福岡県教育施策実施計画」に掲げる施策の着実な推進に向け、その確保に努めたところである。

2月補正後の教育委員会所管の最終予算は、2,588億1,961万円であり、前年度と比較して65億5,435万円、2.6%増となった。

なお、県の一般会計予算に占める教育委員会所管予算の割合は10.8%である。

また、教育委員会所管予算の主な内容は、福岡県ホームページ（トップページ>教育・文化・スポーツ>教育行政>教育委員会>福岡県教育委員会広報紙「教育福岡」>令和4年度4・5・6月号（No.672））に掲載している。

令和4年度 教職員定数基準一覧

区 分	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	特 別 支 援 学 校
学級編制基準	単式学級 35人 (第4～6学年は40人) 複式学級 2個学年 16人 第1学年の児童を含む学級にあつては8人 特別支援学級 8人	単式学級 40人 複式学級 2個学年 8人 特別支援学級 8人	全日制 1年 2年 3年 普通商業家庭農業産 } 40人 40人 40人 普商家農工水 } 定時制 1年 2年 3年 4年 普通商業家庭農業 } 40人 40人 40人 40人 普商家農工 }	幼稚部 5人 小・中学部 一般学級 6人 重複学級 3人 高等部 一般学級 8人 重複学級 3人
教職員配当基準	従来どおり	従来どおり	標準法による	標準法による
教職員数	令和3年度 条例定数	16,669	5,954	※(224) 2,171
	令和4年度 条例定数	16,872	5,912	※(236) 2,201
	差引増減	203	△42	※(12) 30
教職員定数 増減の理由	学級数の増等		生徒数の減等	児童生徒数の増減等

(注)※欄の()は市町村立を内書で示す。

第4節 広報・広聴、調査統計

1 広報活動

教育に関する施策及び方針、当面する教育問題などを広く県民に知らせ、教育行政への理解と協力を求め、教育行政の円滑な推進を図るため、広報紙「教育福岡」を発行するとともに、教育庁記者クラブ（新聞社、テレビ局、通信社など12社で構成）への情報提供などを通して広報活動を行った。

(1) 広報紙「教育福岡」の発行

本県教育の魅力や特色ある教育活動、社会教育活動等を紹介する広報紙として、年4回発行した。

(2) 教育庁記者クラブへの情報提供

教育庁記者クラブへの記者会見、資料提供等を通して広報活動を行った。令和4年度の記者クラブへの資料提供等の実績は223件であった。

(3) 県の広報媒体の利用

県民情報広報課と連携を図り、「福岡県だより」、「広報番組」、「新聞の定期広告」等において、県教育委員会の取組について広報を実施した。

2 広聴活動

(1) 教育委員による広聴活動

令和4年度は、管内視察を福岡県立須恵高等学校において実施した。

(2) その他広聴活動

県政提案メール、県民の声データベースなどにより県民の意見や要望を聞いている。

3 調査統計

県教育委員会では、教育行政を進める上での基礎資料を総合的に得るため、各種の統計調査を実施した。令和4年度に実施した主要な統計調査については、福岡県ホームページ（トップページ（テーマから探す）>教育・文化・スポーツ>学校教育>教育統計・学校一覧）に掲載している。

第5節 ふくおか教育月間

福岡県教育委員会では、教育への関心や理解を深めるため、毎年11月を「ふくおか教育月間」と定め、記念行事を開催している。

令和4年度は、令和4年11月23日（水・祝）にエルガーラホール 大ホールにおいて記念行事を実施した。

福岡県ホームページ（トップページ＞教育・文化・スポーツ＞教育行政＞教育委員会＞「ふくおか教育月間」について＞（参考）これまでの「ふくおか教育月間」の実施について＞【令和4年度】）

第6節 教育文化表彰

福岡県教育委員会表彰規則（昭和44年福岡県教育委員会規則第10号）に基づく令和4年度の教育文化表彰の表彰式は、「ふくおか教育月間」記念行事内で実施した。

なお、被表彰者は福岡県公報第352号に掲載している。

福岡県ホームページ（トップページ＞県政情報＞県の条例・公報＞福岡県公報＞福岡県公報 令和4年11月＞11月25日（金曜日））

第7節 福岡県教育文化奨学財団

事業概要及び以下の事業実績については経営状況報告（社会教育課令和5年6月発行）に掲載している。

- 1 教育文化事業
- 2 科学教育事業
- 3 奨学事業

第 8 節 審議会等の議事概況

教育委員会等の附属機関（審議会等）における令和 4 年度中の議事概況は次のとおりである。

名 称	委員等 の数	開催 回数	議 事 概 況	
			年月日	議 事 内 容
福岡県教職員 身体検査 審議会	11	24	令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 5 年 3 月 31 日	○教職員の採用、休職、復職及び免職の場合 の身体検査についての審議
福岡県 教科用図書 選定審議会	20	1	令和 4 年 4 月 20 日	○採択基準 ○選定資料（学校教育法附則第 9 条に規定す る教科用図書）
福岡県立 図書館協議会	10	1	令和 4 年 9 月 2 日	○福岡県立図書館の運営状況に関する評価結 果について ○令和 4 年度重点取組について ○読書バリアフリーへの取組について
福岡県立 美術館協議会	10	1	令和 5 年 2 月 14 日	○令和 4 年度実施の主要事業について ○令和 4 年度福岡県立美術館の自己評価につ いて ○令和 5 年度実施予定の主要事業（案）につ いて ○令和 5 年度福岡県立美術館の自己評価（計画 段階）の概要について
福岡県文化財 保護審議会	10	1	令和 5 年 2 月 20 日	○指定案件について
九州歴史 資料館協議会	14	1	令和 4 年 8 月 8 日	○組織の改編について ○令和 3 年度事業報告について ○令和 4 年度事業計画について ○デジタルコンテンツの導入について ○九州歴史資料館文化財研修について ○古代史研究事業について

大宰府史跡 調査研究 指導委員会	12	2	令和4年 7月27日	○大宰府外郭線の調査について ○今後の大宰府史跡について ・大宰府史跡の在り方（総説編） ・大宰府史跡の在り方（計画編）
			令和4年 10月19日 ） 令和4年 10月20日	○大宰府史跡の調査報告 ・大宰府史跡第246次・250次調査 ○その他の報告 ・水城跡第67次調査、小田浦窯跡I地区確認調査 ○大宰府史跡の調査研究 ・建物跡からみた蔵司地区 ・出土遺物からみた蔵司地区 ・史料からみた蔵司地区 ○大宰府史跡の調査研究 ・蔵司地区の画期と変遷 ○今後の大宰府史跡について ・前回からの変更点と章の構成 ・大宰府史跡の調査研究・整備の在り方 ・大宰府史跡の調査研究・整備のこれから ・「在り方」に基づく新委員会について
福岡県教育 振興審議会 社会教育部会	8	1	令和5年 2月7日	○今後の社会教育部会の調査事項について ○県社会教育行政について
福岡県 県立学校いじめ 防止対策推進 委員会	5	1	令和4年 6月23日	○いじめ防止対策推進委員会の概要及び活動内容について ○いじめ防止対策に関する情報及び意見交換 ○いじめによる重大事態に関する調査について

第3部 学校教育

第1章 教育の概要

第1節 現状と課題

1 小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園

子供の学びの環境が大きく変化する中、新しい時代を拓く豊かな創造性とチャレンジ精神をもつ子供を育成するために、社会的自立の基盤となる学力、体力、豊かな心を培う学校教育の充実が求められている。

そのため、小・中・義務教育学校においては学習指導要領、幼稚園においては教育要領の趣旨に基づく教育活動を展開している。特に、小・中・義務教育学校においては、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することや教育のICT化推進、いじめ・不登校への対応、規範意識の低下に伴う様々な問題行動等への対応に努めるとともに、これらの課題への対応の基盤となる教員の資質能力の向上等について、県の重要課題として継続的な取組を行っている。

今後も、学習指導要領の趣旨を踏まえた教育活動、学校・地域が連携して行うコミュニティ・スクールの推進、体験を中心とした学ぶ意欲の向上や心の教育の推進等、学校関係者評価等を取り入れ、信頼される学校づくりを一層推進していく必要がある。

また、幼稚園、小・中・義務教育学校において、特別支援教育が適切に実施されることが求められており、一貫した継続性のある特別支援教育を一層推進していく必要がある。

2 高等学校

本県では、高等学校を94校設置しており、全日制課程を92校、定時制課程を21校、通信制課程を1校に置いている。生徒数は、令和4年5月1日現在で65,063人である。

設置学科には大別して普通科、専門学科及び総合学科があり、普通科を65校（うち19校が体育コース、福祉教養コース、総合コースなどの特色あるコースを設置。）、農業、工業、商業などの職業系専門学科を29校、理数、外国語、文理などの普通科系専門学科を12校、総合学科を6校に置いている。

通学区域については、普通科では13の学区を設定しているが、その他の学科等では次のとおり県内を4つに分けた地区単位又は県内全域としている。

- 特色あるコース 県内全域
- 全日制単位制 県内全域
- 職業系専門学科及び普通科系専門学科のうち文理科並びに芸術科 県内全域
- 普通科系専門学科のうち理数科及び英語科 地区単位
- 総合学科 県内全域
- 定時制課程及び通信制課程 県内全域

学習指導においては、生徒の実態や学習の到達度に応じて習熟度別授業を約9割の学校で実施しているが、各教科・科目の指導内容や方法が生徒の個性の伸長を図る取組となっているか検証を加え、今後

さらに個に応じた指導方法、学習内容や評価の在り方について、一層の工夫改善を進めていく必要がある。

特に、生徒たちが将来の自己の進路について、主体的に考えることができるよう、ボランティア活動やインターンシップ等、体験的な活動及びガイダンス機能の充実を図り、人間としての在り方生き方に関する指導、いわゆるキャリア教育の推進・充実を図っている。

また、高等学校においては、平成 30 年度から通級による指導が制度化され、本県では、拠点校 4 校で通級による指導を実施するなど、特別支援教育の推進を図っている。

3 中高一貫教育校

県立高校の再編整備の中で導入を決定した中高一貫教育校として、併設型の育徳館中学校・育徳館高等学校及び門司学園中学校・門司学園高等学校、中等教育学校の輝翔館中等教育学校を設置することとし、平成 16 年度に育徳館中学校、門司学園中学校及び輝翔館中等教育学校を新設・開校、平成 19 年度に育徳館高等学校（豊津高等学校を名称変更）及び門司学園高等学校（新設）を開校した。中高一貫教育校 3 校は、いずれも平成 21 年度に全 6 学年が完成した。

また、「新たな中高一貫教育校の整備計画」に基づき、宗像高等学校（福岡地区）と嘉穂高等学校（筑豊地区）に宗像中学校、嘉穂高等学校附属中学校を併設し、平成 27 年度に中高一貫教育校として開校し、いずれも平成 29 年度に全 6 学年が完成した。

4 特別支援学校

障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて関係者・機関の連携による適切な教育を効果的に行うため、個別の教育支援計画を作成するとともに、各教科等の指導に当たって、個別の指導計画を作成し、一貫した継続性のある指導・支援の充実を図っている。さらに、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすための校内体制の整備、体験活動や地域社会の人々との交流活動の機会拡充に努めている。

一方、県立特別支援学校の在籍者数は全県的に増加を続けており、今後の教育ニーズに的確に応えるため、平成 28 年 11 月に「県立特別支援学校の今後の整備方針について」を策定し、平成 31 年 2 月に「県立特別支援学校設置計画」を決定した。

また、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒に対する地域の身近な相談機関として「福岡県特別支援教育推進ネットワーク」を構築し、各障がい種別や重複障がいに対応できる相談支援体制の整備を行っている。

第2節 小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園

1 小学校、中学校及び義務教育学校

(1) 小・中・義務教育学校の設置数と児童生徒数

各年度の5月1日における本県の小・中・義務教育学校の設置数及び児童生徒数は次のとおりである。

学校種別	設置者別	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		学校数	学級数	児童生徒数	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	学級数	児童生徒数
小学校	計	725(4)	11,608	280,978	719(4)	11,844	279,290	716(4)	12,006	278,438
	国	3	43	1,285	3	42	1,289	3	42	1,286
	公私	713(4)	11,478	277,293	707(4)	11,712	275,621	704(4)	11,875	274,787
		9	87	2,400	9	90	2,380	9	89	2,365
中学校	計	359(3)	4,816	136,797	357(3)	5,078	139,657	358(3)	5,132	140,623
	国	3	30	1,090	3	30	1,091	3	30	1,089
	公私	329(3)	4,561	128,436	327(3)	4,817	131,213	328(3)	4,872	132,232
		27	225	7,271	27	231	7,353	27	230	7,302
義務教育学校	計	4	61	903	5	91	1,626	5	91	1,586
	国	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公私	4	61	903	5	91	1,626	5	91	1,586
	私	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ () は外数で分校を示す。

(2) 特別支援学級の設置状況

(令和4年5月1日現在)

障がい種別	小学校		中学校		計	
	学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数
知的障がい	639	1,280	310	541	949	1,821
病弱・身体虚弱	36	39	14	16	50	55
弱視	12	12	1	1	13	13
難聴	31	31	17	19	48	50
言語障がい	1	1	0	0	1	1
自閉症・情緒障がい	484	987	227	401	711	1,388
肢体不自由	62	62	26	26	88	88
計	1,265	2,412	595	1,004	1,860	3,416

※ 学校数の合計は、二つの障がい種の特別支援学級を設置している場合2校とした。

※ 福岡教育大学附属福岡小学校及び中学校を含む。

(3) 通級指導教室の設置状況

(令和4年5月1日現在)

障がい種別	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	学校数	教室数	学校数	教室数	学校数	教室数	学校数	教室数	学校数	教室数
弱視	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
言語障がい	34	67	6	8	0	0	0	0	40	75
情緒障がい	31	40	13	14	0	0	0	0	44	54
難聴	4	4	1	1	0	0	1	1	6	6
LD・ADHD	109	164	45	51	6	-	0	0	160	215
自閉症	3	3	1	1	0	0	0	0	4	4
計	182	279	66	75	6	0	1	1	255	355

※ 学校数の合計は、二つの障がい種の通級指導教室を設置している場合2校とした。

2 幼稚園

幼稚園教育の振興充実をめざし、文部科学省では、平成18年10月、「幼児教育振興アクションプログラム」を策定し、入園を希望する全ての3、4、5歳児を就園させることを目標に幼稚園の計画的整備を進めてきた。

本県においては、全ての幼児が適切な環境のもとで、教育を受けられるように就園奨励費補助などに努めている。

(1) 幼稚園の設置及び就園状況 (令和4年5月1日現在)

設置者別の園数は、私学が93.2%を占め、都市部に集中している。就園率は、約43%で推移している。

令和4年度 幼稚園の設置、就園状況

幼稚園数				教職員数				在園者数(国公私別)				在園者数(年齢別構成)			
計	国	公	私	計	国	公	私	計	国	公	私	計	3歳	4歳	5歳
園	園	園	園	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
414	1	27	386	5,796	6	179	5,611	51,368	38	1,340	49,990	51,368	15,891	17,180	18,297
(1)			(1)												

※ () 内は外数で分校を示す

第3節 高等学校及び特別支援学校

1 高等学校

(1) 設置状況

本県における令和4年度の高等学校の設置状況は、表1に示すとおりである。

表1 令和4年度 高等学校の設置状況

(令和4年5月1日現在)

課 程	県 立	市組合立	私 立	計
全 日 制	90	9	59	158
定 時 制	19	1(1)	0	20(1)
通 信 制	1	0	4	5
専 攻 科	2	0	10	12

- (注) 1. () 内は昼間定時制分校で内数。
 2. 募集停止中及び休校中の学校を除く。
 3. 中等教育学校後期課程を除く。

このうち、全日制課程の高等学校の学科別設置状況は、表2に示すとおりである。

表2 令和4年度 全日制課程高等学校（公立）の学科別設置状況

(令和4年5月1日現在)

区 分	普通	職業に関する学科									その 他 学 科	総合 学科	学校数
		農業	工業	商 業	水産	家庭	情報	福 祉	その 他	計			
県 立	63	9	12	9	1	8	1	1		41	12	6	90
市組合立	5		1	3		1				5	1	2	9
計	68	9	13	12	1	9	1	1		46	13	8	99

- (注) 1. 募集停止中の学校及び学科を除く。
 2. 中等教育学校後期課程を除く。

(2) 入学状況

令和4年度の県立高等学校入学定員及び志願状況は、表3、4に示すとおりである。

(3) 教育課程

平成30年3月に告示された高等学校学習指導要領では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、「予測困難な時代に、一人一人が未来の創り手」となるよう、育成を目指す資質・能力を明確化した。この目標の実現のためには、教職員だけでなく全ての大人が「学習指

導要領」の理念を理解し、教育に携わり、連携・協働する「社会に開かれた教育課程」の実現を目指す必要がある。

さらに、今回の改訂は、高大接続改革という高等学校を含む初等中等教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革の中で実施されており、生徒・保護者や地域、大学関係者をはじめ多くの関係者と、今回の改訂の理念や内容をしっかりと共有していくことが、これまで以上に重要とされている。

新学習指導要領は、令和4年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学した生徒から年次進行により段階的に適用することとされている。また、それに先立って、新学習指導要領に円滑に移行するための措置（移行措置）を実施している。

本県教育委員会では、今回の改訂に伴い、平成29年7月、福岡県立学校教育課程専門委員会及び同研究協議会を発足させた。専門委員会においては学習指導要領の実施について、教育課程編成上の諸問題を協議するとともに、研究協議会に対し、学習指導要領の趣旨を生かした教育課程の編成上の具体的提言を行っている。研究協議会においては学習指導要領に基づく望ましい教育課程の編成について、その基本的事項を研究協議するとともに、「学習指導要領実践の手引」を作成し、学習指導要領の趣旨を生かした教育課程の編成を推進している。

また、平成30年度から令和3年度の4年間で、高等学校新教育課程福岡県説明会を実施し、学習指導要領について、改訂の趣旨の徹底を図るために説明及び研究協議を行った。さらに令和4年度からは、県内の全教員を対象に福岡県高等学校教育課程研究集会を開催し、学習指導要領に基づく教育過程の実施に関する実践発表協議等を行うことにより、教員の指導力を向上させるとともに教育課程の適切な実施を図っている。

(4) 学校教育活動及びその指導

ア 「自立と協働を学ぶ体験活動」の実施

県立高等学校（全日制）、県立中学校及び県立中等教育学校の第1学年を対象に、体験活動を実施している。新しい環境への適応、仲間との相互理解等に向けた従来の集団訓練に加え、各学校の状況に応じてテーマ別協議等も行った。アクティブ・ラーニングや、今後ますます重要となる協働的な学びへと繋いでいく体験を行うとともに、心豊かに夢や志をもった学校生活を送ることができる生徒の育成を目的に実施している。令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の対策を講じ、校内で実施した学校が多かったが、登山等の校外活動を行った学校もあった。

イ 生徒指導の充実強化

生徒指導の充実については、文書通知や指導資料等の配布による指導を行うとともに、県内6教育事務所に地区担当指導主事を各1名ずつ（計6名）配置し、学校の研修会やいじめ問題の解消について指導を行うとともに、関係機関の連携強化や生徒・保護者からの教育相談などを行った。

ウ 学校視察

年度始めに、教職員課人事管理班と高校教育課、特別支援教育課、人権・同和教育課指導主事による定期の学校視察を全ての県立学校を対象に実施し、各学校の教育指導計画及び実施状況、教職員の服務管理等の学校経営全般について、指導助言を行った。

また、必要に応じて随時、指導主事による学校視察を実施し、生徒指導、学習指導、授業実施状況等の実態について、更に詳しく把握するとともに、具体的な指導助言を行った。

(5) 教職員の研修

教員の研修については、平成 14 年 3 月の福岡県県立学校教育振興計画審議会答申「高校教育改革の実現に向けた教員の資質能力の向上について」に基づき、改善・充実を図るとともに、平成 15 年度から教育公務員特例法が改正となり、10 年経験者対象の研修を実施してきた。

平成 29 年 4 月に「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、10 年経験者研修を見直し、中堅教諭等資質向上研修を実施するとともに、新しい福岡県の教職員研修体系及び本県の教職員育成指標の作成に着手し、平成 30 年 3 月に育成指標を策定した。

令和 4 年 5 月に「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が公布され、同年 8 月に「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」が改正されたことに伴い、「福岡県教員育成指標」を改訂した（令和 5 年度から適用）。

表3 令和4年度 県立高等学校の学科別入学定員等

(定時制は学年制と単位制の計。市立分校は除く。)

課程	摘要	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	情報	福祉	その他 職業	理数	英語	芸術	総合	計
全 日 制	1学級当たりの生徒定数	40	40	40	40	40	40	40	40		40	40	40	40	
	入学定員	15,440	800	2,080	1,040	160	400	40	40		280	160	40	1,440	21,920
	募集学級数	386	20	52	26	4	10	1	1		7	4	1	36	548
定 時 制	1学級当たりの生徒定数	40		40						40					
	入学定員	1,440		80						120					1,640
	募集学級数	36		2						3					41
計	入学定員	16,880	800	2,160	1,040	160	400	40	40	120	280	160	40	1,440	23,560
	募集学級数	422	20	54	26	4	10	1	1	3	7	4	1	36	589

※ 全日制普通科の入学定員及び募集学級数については、県立中学校及び中等教育学校前期課程からの進学者、進級者を含む。

表4 県立高等学校志願状況

年度	課程	中学校 卒業 者 総数a	普通		農業		工業		商業		水産		家庭		情報	
			(入学定員) 志願者b	割合 b/a	(入学定員) 志願者c	割合 c/a	(入学定員) 志願者d	割合 d/a	(入学定員) 志願者e	割合 e/a	(入学定員) 志願者f	割合 f/a	(入学定員) 志願者g	割合 g/a	(入学定員) 志願者h	割合 h/a
3	全日制	44,300	(14,680) 17,340	39.1	(840) 778	1.8	(2,080) 2,116	4.8	(1,040) 1,112	2.5	(160) 160	0.4	(400) 390	0.9	(40) 25	0.1
	定時制		(1,440) 1,145	2.6			(80) 32	0.1					(40) 15	0.0		
4	全日制	46,052	(15,320) 17,837	38.7	(800) 853	1.9	(2,080) 2,133	4.6	(1,040) 1,133	2.5	(160) 172	0.4	(400) 430	0.9	(40) 25	0.1
	定時制		(1,440) 1,434	3.1			(80) 37	0.1					(40) 20	0.0		

社会福祉		その他		理数		英語		文理		芸術		総合		計	
(入学定員) 志願者i	割合 i/a	(入学定員) 志願者j	割合 j/a	(入学定員) 志願者k	割合 k/a	(入学定員) 志願者l	割合 l/a	(入学定員) 志願者m	割合 m/a	(入学定員) 志願者n	割合 n/a	(入学定員) 志願者o	割合 o/a	(入学定員) 志願者p	割合 p/a
(40) 40	0.1			(280) 420	0.9	(160) 138	0.3			(40) 36	0.1	(1,440) 1,425	3.2	(21,200) 23,980	54.1
		(120) 142	0.3											(1,680) 1,334	3.0
(40) 45	0.1			(280) 448	1.0	(160) 185	0.4			(40) 60	0.1	(1,440) 1,487	3.2	(21,800) 24,808	53.9
		(120) 182	0.4											(1,680) 1,637	3.6

表 5 令和 4 年度 習熟度別授業の実施校(全日制)

	1 年	2 年	3 年	計(延べ数)
数 学	52	59	62	173
英 語	54	60	58	172
国 語	25	22	27	74
そ の 他	5	12	10	27

2 特別支援学校

(1) 特別支援学校の設置状況

ア 学校数

(令和4年5月1日現在)

障がい種別	県立	市立	合計
視覚障がい	3	-	3
聴覚障がい	4	-	4
知的障がい	6	12	18
肢体不自由	2	2	4
病弱	-	-	-
知的障がい+肢体不自由	2	-	2
知的障がい+病弱	1	2	3
肢体不自由+病弱	-	2	2
視覚障がい+肢体不自由+病弱	1	-	1
聴覚障がい+知的障がい+肢体不自由	1	-	1
合計	20	18	38

イ 学部の設置校数

(令和4年5月1日現在)

障がい種別	幼稚部	小学部	中学部	高等部本科	高等部専攻科
視覚障がい	3	3	3	1	2
聴覚障がい	4	4	4	1	1
知的障がい	-	20	20	22	-
肢体不自由	-	10	10	10	-
病弱	-	6	6	2	-
合計	7	43	43	36	3

ウ 学級数

()は重複学級で内数

(令和4年5月1日現在)

障がい種別	幼稚部	小学部	中学部	高等部		合計
				本科	専攻科	
視覚障がい	3	9(2)	9(5)	6(3)	12	39(10)
聴覚障がい	17	36(13)	19(7)	7(2)	3	82(22)
知的障がい	-	471(105)	259(63)	343(68)	-	1,073(236)
肢体不自由	-	168(123)	93(68)	85(59)	-	346(250)
病弱	-	9(1)	18(2)	11(8)	-	38(11)
合計	20	693(244)	398(145)	452(140)	15	1,578(529)

エ 訪問教育の実施状況

(令和4年5月1日現在)

種別	訪問教育実施校数	訪問教育対象児数		
		在宅	施設等	計
県立	11	58	33	91
市立	8	60	46	106
計	19	118	79	197

(2) 就学相談・支援と就学事務の充実

障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じてその能力を最大限に伸ばすためには適切な就学先決定が必要であることから、障がいの状態についての的確な判断と就学相談・支援の充実に努めなければならない。

令和4年度は、就学相談・支援、就学事務の充実を図るために次の事業等を実施した。

ア 就学相談・支援担当者研究協議会

障がいのある子供の就学相談・支援に携わる者に対し特別支援教育に関する理解を促進し、早期からの一貫した支援の重要性についての認識を高めるための研究協議等の機会を提供することによって、その資質の向上を図り、併せて障がいのある子供の適切な就学相談・支援の推進を図った(令和4年度は対面とオンラインのハイブリッド形式で実施(7月))。

イ 心と体の発達教育相談(障がい児巡回教育相談)

障がい児に係る就学指導を適切かつ円滑に推進するために、保護者を対象として教育相談を行うもので、教育、医療、福祉の各専門家を相談員として、7月から8月にかけて県内で、延べ13ヶ所で実施した(相談件数87件)。

(3) 研修の充実

特別支援教育に対する社会の期待にこたえ、障がいの重度・重複化や多様化の傾向にある児童生徒等の実態に即応した知識や指導技術の向上を図るため、研修会等を実施した。

また、国立特別支援教育総合研究所や県教育センター等へ特別支援教育関係教員を長期派遣するとともに、教職員支援機構主催の諸研修講座にも積極的に受講を奨励し、特別支援教育に関する識見と指導力の養成を図った。

(4) 特別支援教育の理解推進

特別支援教育の振興充実を図るためには、教職員をはじめ、障がいのある子供をとりまく地域社会の人々及び保護者が、特別支援教育の意義やその成果等について正しい理解と認識を深めることが必要である。

このことから、理解推進事業として県内各地で、特別支援教育講演会を実施している。例年、県立特別支援学校4校を会場として、講演等を行い、障がい児(者)とその教育に対する理解・啓発に努めている。

また、特別支援学校、小・中学校の特別支援学級と幼稚園・小学校・中学校及び高等学校や地域社会との多様な交流及び共同学習を展開している。

第4節 中高一貫教育校

本県における令和4年度の中高一貫教育校の設置状況は、表1に示すとおりである。

表1 令和4年度 中高一貫教育校の設置状況

名 称	位 置
育徳館中学校 育徳館高等学校	京都郡みやこ町
門司学園中学校 門司学園高等学校	北九州市門司区
宗像中学校 宗像高等学校	宗像市
嘉穂高等学校附属中学校 嘉穂高等学校	飯塚市
輝翔館中等教育学校	八女市

また、県立中学校及び中等教育学校前期課程の入学定員及び志願状況は、表2に示すとおりである。

表2 令和4年度 県立中学校及び中等教育学校の入学定員等

名 称	1学級当たりの生徒定数	入学定員	募集学級数	志願者数
育徳館中学校	40	120	3	198
門司学園中学校	40	120	3	170
宗像中学校	40	80	2	289
嘉穂高等学校附属中学校	40	80	2	165
輝翔館中等教育学校（前期課程）	40	120	3	124

第5節 学校の設置及び廃止等

本県における学校の設置及び廃止等の情報は、福岡県ホームページ（トップページ > 教育・文化・スポーツ > 学校教育 > 教育統計・学校一覧 > 福岡県幼稚園・小・中・高等学校等設置廃止等一覧）に掲載している。

第6節 高等学校進学者の受入れ

本県における高等学校（全日制）進学者の受入れについては、昭和50年以降10年ごとに有識者会議からの建議を受け、長期計画を策定してきた。

平成17年度からの10年間は、平成16年の「福岡県高等学校生徒受入れの長期計画策定協議会」の報告の趣旨を最大限尊重して受入れ計画を策定している。

その趣旨は、公立・私立の高校が長年にわたるお互いの役割・実績を踏まえ、協調して生徒の受入れを図ることで、本県の高校進学希望者に適切な就学機会を提供するというものである。

具体的には、翌年度の中学校卒業見込者数と「報告」で示された想定進学率（長期的に97%に近づいていくと想定）から翌年度の高校進学見込者数を算定し、これを県全体で概ね公立6：私立4の割合で受け入れることとしている。

なお、平成27年度以降の生徒受入れの基本方針については、平成25年10月に設置された「福岡県高等学校生徒受入れの長期計画策定協議会」において協議されてきたところであるが、平成26年8月に同協議会から県教育委員会に対して報告が行われた。県教育委員会としては、同報告の内容を最大限尊重して、平成27年度以降の生徒受入れを行っている。

第7節 県立高校教育改革の推進

本県においては、社会の急激な変化と生徒の実態の多様化に対応するため、平成11年7月の福岡県県立学校教育振興計画審議会答申を踏まえ、同年12月に県立高等学校再編整備基本計画、平成12年12月に県立高等学校再編整備に関する第一次実施計画、平成17年3月に第二次実施計画を策定し、計画的に県立高等学校の改革を推進してきた。

新しいタイプの学校の設置は平成20年度で終了したが、全ての県立高校において特色化・活性化を推進する観点から、第一次実施計画で示された諸施策の実施に引き続き取り組む。

（概要）

- 県立高校数 111 → 95（うち中等教育学校1校）
- 普通科の学区数 15 → 13
- 特色あるコース
 - ・ 新設と見直し 情報総合、ヒューマンライフ、観光・情報及び自然環境の各コースを改編し、英語及び理数コースの一部並びに国際教養コースを廃止
 - ・ 改編等 体育コースをスポーツ健康、スポーツ科学、スポーツ文化及びスポーツコミュニケーションの各コースに改編、理数コースの一部及びスポーツ文化コースで募集人員を弾力化
- 新しいタイプの学校 中高一貫教育校5校、全日制単単位制1校、総合学科6校、定時制単単位制4校、総合型4校（総合型産業高校1校を含む。）、普通科総合選択制2校を整備

第2章 教育活動

第1節 教育指導の実際

1 研究指定・委嘱

平成8年度から「重点課題研究指定・委嘱校」(毎年6校程度指定)に研究指定・委嘱を行う。平成16年度からは指定対象を「指定地域及び指定校」とし、地域指定では、その市町村内の全てまたは一部の学校を指定して研究を推進している。

令和4年度の研究指定・委嘱校(園)等は次のとおりである。

令和4年度 文部科学省及び福岡県教育委員会研究指定・委嘱校(園)等

指定区分 \ 種別	幼稚園 保育園	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校 (中等教育 学校含む)	特別支援 学校
県 指 定 委 嘱 校	0	23	10	1	44	1
県 指 定 地 域	17				0	0
文 部 科 学 省 指 定 校	0	6	4	1	6	0
文 部 科 学 省 指 定 地 域 (学 校 数)	1					
	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)
国 立 教 育 研 究 所 研 究 指 定 ・ 委 嘱 校	0	0	0	(0)	0	0

(1) 県指定・委嘱校(園)

重点課題研究指定・委嘱校(園)については、「教育福岡」に毎年掲載。

高等学校、中等教育学校、特別支援学校 45校

番号	学 校 名	研 究 主 題	重 点 課 題
1	県立太宰府特別支援学校	特別支援学校における児童生徒の資質・能力を育む教員の指導力の更新	特別支援学校におけるICTの活用による学習活動の充実を目指した校内体制整備
2	県立の工業系高等学校 13校	県立工業高校産業人材育成事業	先端技術と実践的なものづくり技能をもった人材育成
3	県立八女高等学校	金融教育研究校	金融教育の実践・研究
4	県立高等学校 4校	英語イマージョン教育の推進によるグローバル人材の育成	論理的思考力、判断力、表現力、実践的な英語力の育成
5	県立高等学校 6校	高等学校ネイティブ英語教員の配置	生徒の高度な英語力の育成と英語教員の指導力向上
6	県立高等学校 9校 県立輝翔館中等教育学校	福岡県立学校「新たな学びプロジェクト」	「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善の実施
7	県立高等学校 10校	高校生みらい支援事業	生活困窮世帯生徒等に対する進路決定に向けた継続した支援

(2) 文部科学省研究指定・協力校(園) 19校

番号	学校名	研究主題	重点課題
1	宗像市立東郷小学校 宗像市立中央中学校 水巻町立机小学校 水巻町立水巻中学校 うきは市立吉井小学校 うきは市立吉井中学校 大木町立大溝小学校 大木町立大木中学校 福智町立金田義務教育学校 行橋市立稗田小学校 行橋市立中京中学校	道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業	福岡県の道徳教育の課題に応じた市町村による実践的研究
2	福津市立上西郷小学校	研究開発学校指定事業	英語力、対話力の向上に向けた、個の学習到達度や学習課題に応じた異学年協働学習に関する研究開発
3	福津市立津屋崎小学校	学力向上のための基盤づくりに関する調査研究	小学校段階で必要な資質・能力を明確にするとともに、この資質を身に付けるための学校教育課程と地域・家庭における学習の在り方の研究
4	県立城南高等学校 県立香住丘高等学校 県立明善高等学校 県立鞍手高等学校	スーパーサイエンスハイスクール（SSH）事業	科学技術立国を支える将来の国際的な科学技術関係人材を育成するため、先進的な理数系教育の実施、カリキュラムの研究・開発、課題研究の推進
5	県立八幡高等学校	新時代に対応した高等学校改革推進事業 (普通科改革支援事業)	探究・STEAM教育や特色・魅力ある文理融合的な学びに関する研究
6	県立糸島高等学校	新時代に対応した高等学校改革推進事業 (創造的教育方法実践プログラム)	遠隔・オンライン教育を活用した新たな学びに関する研究

(3) 国立教育政策研究所研究指定・委嘱校(園)

番号	学校名	事業名
-	-	対象校なし

2 中学生進路相談事業

(1) 趣旨

各学区内の県立高等学校が一堂に会し、それぞれの高等学校の教育内容や現在進めている特色ある学校づくりなどについて、中学生や保護者等を対象に説明会を実施するとともに、個別の進路相談も行い、高等学校の情報をより正確に、積極的に提供し、もって中学生が主体的に進路を考え、適切な高校選択ができるように支援することを目的とする。

(2) 実施時期

各学区ごとに、学区内の全県立高等学校が一堂に会し、夏季休業中 7、8 月頃に半日程度の日程で実施する。

(3) 実施内容

ア 高等学校説明

学区内の各高等学校の概要を説明する。

イ 進路相談

各校ごとの相談ブースを設定する。

ウ 展示

写真・学校作成の各種冊子等を展示する。

3 道徳教育

学習指導要領に基づく道徳教育の目標達成を図るため、指導においては、学校における教育活動全体を通して行うとともに、体験活動や問題解決的な学習等を取り入れ、それらの活動等で学んだ内容の意義や人間としての生き方等について考え、議論するような指導の充実を図ることが重要である。

本県では、平成 17 年度から福岡県道徳教育地域指導者研修を実施しており、県内 6 地域から推薦された小・中学校の教諭を地域における道徳教育推進の核となる教員として養成している。

また、文部科学省の「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」（平成 26 年度～）により、県内 6 市町村を道徳教育推進市町村として指定し、研究成果を県内に発信している。

さらに、平成 26 年度から福岡県道徳教育研究協議会において、県内各学校の道徳教育推進教師等を対象に学習指導要領の内容について周知を図ってきたところであり、さらなる充実に向けて、本県が作成した校内研修を支援するための手引書「道徳教育実践ハンドブック vol. 2」等の活用を進めている。

県立高等学校では全校で、教育活動全般を通じて行う道徳教育について、全体計画と年間指導計画を作成している。なお、平成 30 年 3 月に告示された高等学校学習指導要領によると、道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開することとされている。道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにし、公民科の「倫理」及び特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮することが求められている。各学校の実情に応じ、より良いものとなるよう、適宜、見直し・改善を図ることにより、生徒の心に響く道徳教育を推進するよう努めている。

4 生徒指導

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。すなわち、生徒指導は、児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを目指している。

しかし、現状では、依然として生徒指導上の多くの課題を抱えている。少年非行実態や児童生徒の問題行動の概況を見ると、次のとおりである。

令和 4 年中に検挙、補導された刑法犯少年は、1,213 人で前年に比べ 102 人増加している。そのうち児童生徒（小、中、高校）は、850 人で全体の 70.1%を占めている。また、非行者率（少年人口 1,000 人当たりの検挙補導人員）は 2.6 人で、全国で 6 番目に高い割合になっている。（県警少年課調査）

いじめの問題については、平成 27 年 3 月に「福岡県いじめ問題総合対策」を改訂、さらに、平成 30 年 2 月に「福岡県いじめ防止基本方針」を改定し、国の「いじめ防止対策推進法」に則った取組を強化しながら、各学校、家庭、地域が一体となった取組が進められている。また、令和 4 年度の小・中・高等学校（国公私立）における不登校児童生徒数は、前年度比 3,289 人増の 17,872 人となっている。

以上のように、いわゆる非行問題の他に不登校やいじめの問題など、生徒指導上の諸課題を抱える児童生徒が多く存在している。また、交通違反、事故、自殺などの生命の尊重という立場からの課題、更には基本的な生活習慣の欠如や道徳性、耐性の弱さなど生徒指導上の重要な課題として見逃せないものがある。

このような現状から、生徒指導の重要性を認識し、教科及び特別活動・特別の教科道徳をはじめ、学校教育活動全体を通じて生徒指導の充実を図るとともに、教職員の各種研修会の開催、指導資料の作成、地域における青少年健全育成団体や関係機関との連携を密にするなど、種々の対応策を講じてきた。

(1) 実施事業

ア 県立学校集団体験活動推進事業

○ 「自立と協働を学ぶ体験活動」

県立学校第 1 学年を対象として県立高等学校（全日制）90 校、県立中学校 4 校、県立中等教育学校 1 校で実施した。

イ いじめ・不登校総合対策事業

いじめ・不登校等生徒指導上の諸課題は深刻化しており、この現状の対策としての予防的対応はもとより、早期発見・早期対応及び解消のための施策を充実するとともに、児童生徒の思いやりや命を大切にすの心育成を図り、課題の解決に努めた。

○ いじめ問題対策強化事業

- ・いじめ早期発見・早期対応リーフレット（家庭用）を全小中学校の保護者向けに配布し、ネットいじめの理解を含む家庭でのいじめの早期発見の支援に努めた。
- ・いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のためのプログラムを推進した。
- ・県下 6 教育事務所にスクールカウンセラースーパーバイザーを配置し、小学校のいじめの問題等について専門家として指導助言を行った。
- ・学校におけるいじめ・不登校に対応するため、各教育事務所において教員等を対象としたいじめ・不登校対策実践研修会を開催し、事例を通じた実践的な研修を実施した。
- ・弁護士、警察官 O B、大学教授、医師及び臨床心理士からなるいじめ問題等学校支援チームを設置し、いじめの問題等において当該学校だけでは解決困難な事案に対して派遣し、問題の解決に努めた。

○ 教育相談事業

- ・児童生徒及び保護者の悩み相談に対応するため、県下 6 教育事務所等に 23 名の相談員を配置する「子どもホットライン 24 相談事業」を行っている。
- ・地区担当指導主事を県下 6 教育事務所に配置し、各高等学校の生徒指導及び生徒・保護者からの相談に応じている。
- ・SNS 相談窓口「児童生徒の悩み相談窓口」において、いじめを含む様々な悩みを抱える児童生徒からの相談に対応している。

○ 児童生徒を取り巻く生活環境改善事業

社会福祉等の専門家等を、令和 4 年度は 9 市町に会計年度任用職員として配置し、福祉的な観点等から学校における教育相談機能の向上を図った。また、各市町村が実施するスクールソーシャルワーカー活用事業に対し、その経費の 3 分の 1 以内の額を補助した。

○ 教育相談システム構築事業

相談関係機関相互のネットワーク化を促進するため、県及び各教育事務所において相談機関のネットワーク会議を年 1 回程度実施した。

○ スクールカウンセラー活用事業

臨床心理士等の教育相談の専門家を、令和 4 年度は全公立小・中学校（中等教育学校等を含む）に会計年度任用職員として配置し、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図った。

ウ 教育支援センター（適応指導教室）の整備充実及び設置促進

不登校児童生徒の学校復帰を支援する教育支援センター（適応指導教室）の整備充実と設置促進を推進しており、令和4年度現在、県内には44か所の教育支援センター（適応指導教室）が設置されている。

また、各教育事務所で教育支援センター（適応指導教室）等連絡会議を開催している。

エ 部活動促進事業の実施

県立高等学校における部活動の推進に必要な経費の一部を負担することにより、部活動の促進・充実を図り、もって生徒の健全育成に努めた。

オ 保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業

児童生徒の規範意識の醸成を図るとともに、発達段階を踏まえた非行防止やインターネットの適正利用をテーマにした学習を県下全公立学校で実施することとし、少年非行やインターネットに係るトラブル等の予防・防止の一層の推進に努めた。

さらに、平成24年度から、児童生徒と保護者が同席して学ぶ形態の学習会を設定している。

カ 高等学校不適応・いじめ防止対策事業

県立高等学校・中等教育学校において「スクールカウンセラー」を95校、「スクールソーシャルワーカー」を5校に配置し、生徒が抱える悩みや不安を和らげるとともに、問題行動の未然防止を図り、不登校生徒を取り巻く生活環境等の改善を図った。

また、「訪問相談員」を13校に配置し、不登校生徒一人一人に応じた指導・支援の充実を図り、不登校の解消及び社会的な自立に努めた。

県教育委員会の附属機関である「福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会」に学識経験者、心理や福祉の専門家等5名の委員を委嘱し、専門的知見から審議を行い、いじめ防止等の有効な対策を検討した。

5 キャリア教育

児童生徒に望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てることを目的として、進路指導からキャリア教育に概念を広げ指導を行う。

キャリア教育は、学校教育だけでなく家庭教育や社会教育等を含むものであり、その時期は、小・中・高等学校、大学等の学校段階に止まらず、卒業後の職業生活や社会生活を通して、生涯にわたって展開されるものである。

(1) 就職状況<職業安定課資料より（令和5年3月末）>

ア 中学校

区分	R3年度	R4年度	対前年度
求人数	19人	40人	210.5%
求職者数 (うち、県内希望者数)	11人 (4人)	10人 (6人)	90.9%
就職内定率	63.6%	100.0%	36.4%

イ 高等学校

区分	R3年度	R4年度	対前年度
求人数	15,375人	17,837人	116.0%
求職者数 (うち、県内希望者数)	5,525人 (4,485人)	5,242人 (4,232人)	94.9%
就職決定率	99.3%	99.5%	0.2%

(2) 推薦・選考

新規卒業者の推薦・選考の時期及び就職のための全国統一応募書類の採用については厳守されている。戸籍謄本の提出を求める企業は、各関係者の努力によってほとんどなくなったが、社用紙への記入や面接時に家族関係や親の職業を聞く違反質問が一部の企業等で行われており、就職差別排除のため、さらにその啓発に努める必要がある。

(3) 実施事業

ア 高校生キャリア教育推進事業

望ましい勤労観や職業観を身に付けさせ、進路を主体的に選択できるようインターンシップを中心とした取組を推進し、就職率の向上を図った。

イ 新規高卒者面談会の開催

福岡県、福岡県教育委員会、福岡労働局、(公社)福岡県雇用対策協会等の関係機関が連携し、新規高等学校卒業予定者の就職促進を目的にして、福岡県内4地区で求人者と就職を希望する卒業予定者を一堂に集め、企業説明及び面接を行う「新規高卒者就職面談会」を開催した。

- ・期 日 北九州会場 令和4年11月17日
福 岡会場 令和4年11月10日
筑 後会場 令和4年11月9日
筑 豊会場 令和4年11月18日

- ・対象者 新規高等学校卒業予定者のうち就職未内定者

ウ 中学生の高等学校への体験入学

県立高等学校のうち令和4年度は94校において、中学生や保護者等に高等学校を開放し、実際の体験を通して、教育内容や特色についての理解を深めさせ、進路に対する目的意識を高めさせるとともに、中学生の進路希望学校・学科の選択決定能力の育成を図り進路指導の充実に資するために体験入学を実施した。

なお、中学生45,192人、中学校教員372人、保護者19,698人、その他71人、計65,333人の参加者があった。

エ 進路指導情報資料作成・配布

① 高等学校進学の手引き

中学校における生徒の進路選択の適正を期すため、県立高校の入試と中学校の進路指導についての資料「県立高校を目指すみなさんへ」を作成し、県下の中学3年生に配布するとともに、「福岡県立ナビ」のホームページにおいて入試情報等の更新を行い、進路指導の改善・充実に図った。

② 福岡県立高等学校・中高一貫教育校案内「展望」

各県立高等学校・中高一貫教育校の概要や特色ある教育活動等をまとめたものであり、県立学校受検に当たっての基本的な資料として、また、転入学希望者の学校選択の参考資料として活用できるようにした。(福岡県教育委員会ホームページに掲載)

(4) 進路指導の改善・充実に取組

ア 進路指導主事等研修会

中学校及び高等学校の進路指導主事に対し、進路指導に必要な専門的知識を習得させ、その指導者としての資質の向上を図るとともに、進路指導の改善・充実に期し研修会を行った。

- ・福岡県中・特別支援学校新任進路指導主事研修会
平成30年 各教育事務所
令和元年度～令和4年度 県教育センター
- ・福岡県立学校等新任進路指導主事研修会
- ・福岡県立学校等進路指導主事研修会
令和4年5月30日 県教育センター
- ・福岡県高等学校進路指導研究協議会総会
令和4年6月21日 九州産業大学

6 へき地教育

本県の小・中・義務教育学校のうち、へき地指定を受けている学校は 27 校であり、その級地別内訳は次のとおりである。(分校は 1 でカウント)

(令和 4 年 5 月 1 日現在)

学校種別	級 地 区 分							計
	特	準	1	2	3	4	5	
小学校	1	3	6	4	2	0	1	17
中学校	0	0	3	3	1	0	1	8
義務教育学校	0	0	2	0	0	0	0	2
計	1	3	11	7	3	0	2	27

これらのへき地学校における教育の振興充実のため、以下の事業が実施された。

(1) 第 71 回全国へき地教育研究大会(山形大会)

- ・主 催 文部科学省、山形県教育委員会、全国へき地教育研究連盟 他
- ・大会スローガン 「人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく、たくましい子を育てよう」
- ・期 日 令和 4 年 9 月 29 日～30 日
- ※ ハイブリッド型(来場型とオンライン型の同時開催)で実施。

(2) 第 68 回九州地区へき地・小規模校教育研究大会(大分大会)

- ・主 催 大分県教育委員会、大分県へき地・小規模校教育研究連盟
九州地区へき地・小規模校教育研究連盟
- ・研究主題 『ふるさとに夢や誇りをもって、未来の創り手となる子どもの育成』～へき地・複式・小規模校の特性を生かした学校・学級経営と学習指導の深化・充実をめざして～
- ・期 日 令和 4 年 10 月 27 日～28 日
- ※ハイブリッド型で実施。
- ※ 第 66 回福岡県へき地・小規模校教育研究大会(赤村立赤小学校上赤分校)
- ・主 催 福岡県へき地・小規模校教育研究連盟
- ・研究主題 『自分の考えをもち主体的に学び合う児童の育成』～各教科における『赤小中学校授業のグランドデザイン』の日常化を通して～
- ・期 日 令和 4 年 11 月 2 日

7 産業教育

(1) 職業教育担当教員の研修等

近年の技術革新の進展は、産業構造・就業構造に著しい変化をもたらしている。このような経済社会の急速な進展に対応し、高等学校における職業教育をより効果的なものにするためには、生徒の指導に直接あたる教員の資質向上に期するところが大きい。

特に、職業教育担当教員は、基礎・基本の重視はもとより実験・実習重視の視点から、その指導力が強く求められている。さらに技術革新の進展などの新しい時代に対応した教育内容の充実改善等の期待が大きい。

本県では、県教育委員会主催の各種研修会、職業教育担当教員の企業研修、大学等における 6 か月、1 年の長期派遣研修などを計画的に実施するとともに、文部科学省等主催の研修会等へも積極的に派遣している。

また、企業等において先端技術で活躍している社会人を特別講師として招へいし、最先端の知識や技術などを生徒に直接指導してもらう社会人特別講師招へい事業を実施している。

なお、令和 4 年度における産業教育関係研修会の実施状況及び派遣の主なものとは次のとおりである。

ア 職業教育担当教員企業研修

学校名	教科	実施場所	研修期間	研修テーマ
北九州 高等学校	英語	株式会社アウルズ	令和4年7月1日 ～9月30日	コロナ禍における語学教育のあり方 と働き方
小倉商業 高等学校	商業	株式会社レイメイ 藤井	令和4年7月1日 ～9月30日	現代の民間企業の実情について
若松商業 高等学校	商業	麻生情報ビジネス 専門学校	令和4年7月21日 ～10月20日	専門学校におけるビジネスについて
香椎工業 高等学校	工業	トヨタ自動車九州 株式会社	令和4年8月1日 ～10月31日	企業の人財育成に関する取組に対す る考察

イ 産業教育実習助手派遣研修

学校名	教科	実施場所	研修期間	研修テーマ
行橋 高等学校	農業	南九州大学 都城キャンパス	令和4年8月1日 ～8月5日	教科「農業」における教科指導法及び 職業指導等に関する講義と実習

ウ 独立行政法人教員研修センター、文部科学省主催

講座及び講習会	種別	開催期間	会場	参加者
農業クラブ指導者養成講座	農業	令和4年8月8日 ～8月10日	国立オリンピック記念 青少年総合センター	1
家庭クラブ指導者養成講座	家庭	令和4年7月21日 ～7月22日	国立オリンピック記念 青少年総合センター	1

エ 県教育センター長期派遣研修

(ア) 主 催 県教育委員会

(イ) 研修期間 1年

(ウ) 種 別

- ・自然事象に対する気付きから化学の概念を獲得する生徒を育てる高等学校理
科学習指導
物質とその変化を実体的に捉える活動を通して
- ・機能的な ICT 活用推進体制の構築に関する調査研究
福岡県立学校「新たな学びプロジェクト」の研究実践校における取組の調
査・分析を通して
- ・共に学ぶよさを実感できる生徒を育成する生徒指導の一方途
「現代の国語」における協同学習を位置付けた学習過程を通して
- ・食品製造における製造過程を理解できる生徒を育てる学習指導
食品製造プロセスシートを活用した活動を通して

(エ) 人 数 4人

(2) 福岡県高校生産業教育フェア

平成10年度、福岡市で、九州初の第8回全国産業教育フェア<福岡大会>を実施し、全国から約25万2千人の来場者を得て、成功裡に終了することができた。

平成11・12年度は、県内4地区、平成13年度は県内2地区、平成14年度以降は県内1地区において、福岡県産業教育フェアを実施した。平成5～17年度までは県教育委員会の単独事業として実施してきたが、平成18・19・20年度は県商工部の新規事業である「科学少年」育成事業（サイエンスワールド）の一環として名称を「福岡県高校生産業教育フェア」と改め実施し、平成21年度からは県教育委員会の単独事業として同名称で実施した。このフェアでは、県内の各専門高校生が学科の枠を超えて一堂に会し、交流と学習成果の公開等を行うことによって、生徒相互の啓発と意識の高揚を図るとともに、小・中学生及び県民一般に、産業教育についての理解と協力を促すことを目指してい

る。フェアの開催を通して、各専門高校に活力を与え、産業界との連携を深めて、新しい時代に即した産業教育の活性化を図っている。

実施内容としては、①意見・体験・研究発表、②作品展示・生産物販売、③専門高校学科紹介、④実験・実習等の体験、⑤催し物（ファッションショー・郷土芸能等）、⑥得意技実演（珠算・フラッシュ暗算・エキシビジョン等）等があり、生徒の日頃の学習成果を発表する場として、また自信を培う機会として有意義に開催されている。令和 2～3 年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。令和 4 年度は 3 年ぶりに通常どおりに開催することができた。今後は、より多くの県民の方を対象とした広報活動の工夫が考えられる。

(3) 社会人特別講師招へい事業

先端技術や地域の特色のある伝統文化など教員では得難い専門分野等に豊かな経験や高度で専門的な知識・技術を備えた社会人を講師として学校に招へいする制度は平成 2 年度から実施している。この制度の導入によって職業教育の充実、活性化を図るとともに、生徒の職業教育に対する興味・関心や目的意識の高揚が期待される。

〈資料〉

社会人特別講師招へい事業の実績

学 科	令和 4 年度実績		
	関係学校数	時間数	回数
農 業	7	91	40
商 業	9	52	35
水 産	1	1	6
家 庭	9	117	51
その他	12	175	90
合 計	38	436	222

8 国際理解教育

(1) 外国語指導助手招致事業

ア 目的

米国、カナダ、英国、アイルランド等から外国語指導助手(A L T)を招致し、県教育委員会及び学校に配置し、地域レベルの国際交流の進展を図ると同時に小学校、中学校及び高等学校における外国語教育及び国際理解教育の改善・充実に資する。

また、研修会等において小学校教員や中・高等学校の英語教員の現職研修に従事し、当県における望ましい英語教育の発展・向上に資する。

イ 職務

- ・ 外国語授業の補助・・・配置校及び訪問先の学校において担当教員の指示によりティームティーチングを行う。
- ・ 国際理解教育の補助・・・配置校及び訪問先の学校において国際理解教育の補助を行う。
- ・ 現職研修・・・・・・・・研修会等において小学校教員や中・高等学校の英語教員の現職研修に従事する。
- ・ そ の 他・・・・・・・・教材作成の補助及びスピーチコンテスト等への協力、特別活動及び課外活動への協力、地域における国際交流への協力を行う。

ウ 人員及び勤務場所

	人 数	勤 務 場 所
義務教育課	16 人	県教育庁、各教育事務所
高校教育課	71 人	県教育庁、県立学校 66 校

エ 活用状況

外国語指導助手（ALT）が配置されている県立学校が、ALTを配置されていない県立学校からの依頼を受けた場合は、授業又は研修会等にALTを派遣することができることとしている。これにより、県立学校全体における英語教育の改善・充実を図っている。具体的には、学校を訪問してティームティーチングを行ったり、県教育センターや地域ごとの現職研修に従事したりしている。児童・生徒に対して異文化や英語に対する興味・関心を高め、学習への動機づけを行うとともに教員の資質向上にも大いに役立っている。また、国際理解教育における「国際交流」のよい機会ともなっている。

(2) 英語教育強化推進事業

ア 目的

小学校英語教育の教科化に対応した英語力・指導力の高い中核教員の育成、配置及び各市町村における英語教育推進体制の整備、中学校英語教育の高度化に対応した英語力・指導力の高い英語教員の育成及び英語力の高い生徒の育成を行い、英語で積極的にコミュニケーションする態度を身に付け、グローバル社会で活躍する人材の育成に資するものとして、平成30年度から実施。

イ 小学校における英語教育の教科化への対応

- 英語を用いて主体的にコミュニケーションを図ろうとする意欲の向上

小学5・6年生を対象に、技能統合型の言語活動や英語を用いて自分の気持ちや考えを表現し合う活動を行うイングリッシュ・チャレンジを実施する。

ウ 中学校における英語教育の高度化への対応

- ① 英語力の高い生徒の育成

中学3年生を対象とした英検I B Aテストの実施や、中学生英語スピーチコンテストを実施する。

- ② 英語教育重点支援市町村指定事業

英語教育重点支援市町村が指定した拠点校への英語学習支援員（イングリッシュ・サポーター）の配置と学習ソフトの整備を支援する。

エ 体験型英語学習の実施

- グローバル人材の育成及び県下小・中学校における児童生徒の英語力向上を目指して、市町村による体験型英語学習の実施を支援するとともに、体験型英語学習を位置付けた英語教育モデルの開発と取組の成果の周知・普及を図る。

- 英語しか使えない環境で、外国人と直接コミュニケーションを図る学習活動（以下「体験型英語学習」という。）を活用した英語教育モデルを開発する。

なお、英語教育モデルの開発に当たっては、以下に掲げる内容を実施するものとする。

- ① 体験型英語学習を位置付けた年間指導計画及び単元指導計画の作成

- ② 事前の英語学習及び事後の振り返り学習を位置付けた体験型英語学習の実施並びに実践に基づく英語教育モデルの作成

(3) グローバル人材育成強化事業

ア 目的

「グローバル人材育成強化校」を指定し、英語活動指導員（英語名 English Activity Supporter/略称EAS）を配置することにより、生徒が英語でコミュニケーションを図る機会を確保し、論理的思考力、判断力、表現力に加え、実践的な英語力を身に付けたグローバル人材の育成を図る。

イ グローバル人材育成強化校の指定・英語活動指導員（EAS）の配置

グローバル人材育成強化校は、戸畑高校、宗像高校、小郡高校、鞍手高校の4校とする。令和4年度については、英語活動指導員4名を下表のとおり配置した。

年度	地区	配置校
4	北九州	戸畑高校
	福岡・筑豊	宗像高校
	筑後	小郡高校
	筑豊・北九州	鞍手高校

ウ 英語活動指導員（EAS）の役割

英語活動指導員（EAS）は以下の①～③を行うことにより、グローバル人材育成強化校における生徒の論理的思考力、判断力及び表現力に加え、実践的な英語力を向上させる。

① 英語イマージョン教育の推進

外国語（英語）以外の授業においてティームティーチングを行い、生徒が母語で獲得した教科科目の知識・技能を活用して新しい内容について英語で理解・表現することで、当該教科科目の目標の達成に資する。

② 授業外における英語活動の指導・支援

ディベート大会やスピーチ大会に参加する生徒の指導や支援を行う。

③ 外国語（英語）の授業における指導・支援

外国語（英語）の授業においてティームティーチングを行い、生徒の英語コミュニケーション能力の育成を図る。

(4) 帰国・外国人児童生徒教育

学校教育における帰国・外国人児童生徒教育として次の四点を重視する。第一は、本人及び保護者への適応指導を充実することである。日本の学校生活に慣れ、安心して生活できるように、きめ細かな指導を行うことが必要である。また、本人及び保護者がいつでも相談できる体制をつくることが重要である。第二は、帰国児童生徒・外国人児童生徒の特性を生かす教育活動を推進することである。異文化での生活習慣や異文化で培った見方や考え方などをその児童生徒の特性と考え、その特性を学校教育全体で生かしていくことが重要である。第三は、日本語指導や学習指導を充実させることである。日本語の初期指導に当たっては、生活に根ざした言語の習得はもちろんのこと、その児童生徒の実態に応じた日本語指導計画や指導資料を作成したりして、授業に必要な基本的な学習言語の能力を身に付けさせることが必要である。学習指導に当たっては、日本語指導と一体となった学習指導を行うことはもちろんのこと、日本語の習得状況や学習経験に応じた学習指導計画を作成し、個に応じた指導を充実させることが必要である。第四は、地域と一体となった取組を推進することである。地域のボランティアを招へいしたり、地域の外国人学校や国際交流のための施設、関係諸団体などと連携したりして、帰国・外国人児童生徒が尊重されるよう、教育活動を展開することが必要である。

9 統計教育

統計教育の普及・推進のため、福岡県情報統計教育研究協議会(事務局・筑紫野市立二日市東小学校)は、福岡県統計協会と協力して統計教育に関する諸行事を実施した。

(1) 研究会・講演会

統計研修(主催 総務省統計研究研修所)

○教育関係者向けセミナー

・期日 令和4年8月3日

令和4年8月10日

(両日ともオンライン開催)

(2) 統計グラフ福岡県及び全国コンクール作品募集

10 情報教育

今日我が国は、生活のあらゆる場面でICTを活用することが当たり前となっており、日常生活に大きな変化をもたらしている。今後この傾向はさらに進み、情報機器及び情報通信ネットワーク等の先端技術はますます発展するものと考えられる。

このような状況の中で、学習指導要領では、教育の情報化のさらなる推進による学校教育の質的改善を明確にし、急速に発展している高度情報通信社会において、全ての児童生徒が情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、主体的に選択し活用していく能力の育成を目指している。

具体的には、小学校・中学校・高等学校において、ICTを各教科等の中で活用し、児童生徒の情報活用能力を育成していく。さらに中学校では、技術・家庭科の技術分野「D 情報の技術」が必修であるとともに、高等学校では、教科「情報」が必修となっている。

また、大学入学共通テストへの「情報」導入に対応するとともに、プログラミング的思考力を有した人材育成を効果的に行うことを目的として、「情報I」を履修する県立の高等学校及び中等教育学校に対し、クラウド型教材を使ったプログラミング実習環境を整備する事業を令和4年度から開始した。令和4年度は、64校に対し整備を行った。

学校における教育の情報化を積極的に進め、児童生徒が情報化社会の進展に主体的に対応できる能力と態度を育成していく。

このような情報化に対応した教育を推進するためには、指導者である教員の情報リテラシーとICT活用指導力の向上がきわめて重要な要素となる。そのため、県としては令和4年4月に「福岡県学校教育ICT活用推進方針(県立学校版)」を策定し、教員のICT活用指導力の指標を設定するとともに、教員の情報リテラシーとICT活用指導力の向上を目的とした各種の研修会を実施している。令和4年度の実施状況は下表のとおりである。

主 催	講 座 名	区分	受講者数 (人)
県教育委員会	県立学校等若年教員研修	1年目	249
		2年目	247
	中堅教諭等資質向上研修(県立)		182
	ICT活用基礎研修	教諭等	240
	ICT活用中核教員対象研修		286
	ICT支援リーダー研修		105
	ICT活用管理職対象研修	管理職	298
	ICT副校長・教頭研修(県立)	管理職	138
			1,745
県教育センター	キャリアアップ講座(県立)	教諭等	48

11 男女共同参画教育

福岡県においては、平成 13 年に制定した「福岡県男女共同参画推進条例」に基づき、福岡県男女共同参画計画を策定し、計画的、総合的に施策を進めてきた。令和 3 年 3 月には第 5 次福岡県男女共同参画計画を策定しており、そこでは「学校教育における男女共同参画の推進」として、①男女共同参画を推進する教育の実施と教職員等への理解促進、②男女共同参画の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進の 2 点が示されている。

県教育委員会では、上記のような国や県の動向を踏まえるとともに、学習指導要領に対応した内容となるよう、平成 31 年 3 月に「男女共同参画教育―指導の手引き―」を改訂し、学校教育の中で、子供の男女平等意識の形成と自らの個性や能力を生かして多様な選択と生き方を実践する資質・能力を育てていく、より実践的な教育活動を推進している。

男女共同参画教育は、男女が本質的な平等と人格の尊重を基盤とし、主体的に個性や能力を伸ばし、自己表現を図りながら、対等なパートナーとして責任を分かち合える社会の形成を目指す教育である。

男女共同参画教育では、男女平等の意識を育てるとともに、一人一人の個性や能力を発揮させ、伸ばさせる教育・学習の充実を図ることが大切である。

そのためには、幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の趣旨に則り、①豊かな心の育成、②性差の正しい認識の育成、③自立する力の育成、④互いを認め、高め合う実践的態度の育成の四つの資質・能力を育てることが必要である。また、各学校段階では、子供の発達段階や実態に応じて学習内容を適切に設定することが必要である。

小・中学校では、各教科等、学校の教育活動全体を通して実施するものであり、それぞれの教科等のねらいを達成することを通して、男女共同参画教育が効果的に推進できるよう、男女共同参画教育の視点に立った教育課程を編成している。また、子供のよい点や学習に対する意欲や態度、進歩の状況等を評価することにより、子供が肯定的な自己理解を深め、自分のよさを発揮して主体的に生きることができるよう指導している。

12 環境教育

県においては、平成 4 年 3 月に「福岡県環境教育基本計画」を策定し、総合的な環境教育を推進している。令和 4 年 3 月には「第 5 次福岡県環境総合基本計画」を策定し、持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくりに向けた教育活動が進められている。

学校教育における取組としては、平成 6 年 1 月に「環境教育指導の手引き（小学校・中学校編）」を作成して県下の全小中学校に配布して環境教育の充実を目指している。また、環境部との連携により福岡県環境白書や福岡県レッドデータブックを指定都市を除く市町村立小・中学校及び県立高等学校に配布し、その活用を呼びかけている。

さらに、平成 17 年度から、公益財団法人福岡県水源の森基金との連携により「水資源教育促進事業」を実施している。この他にも、各学校において、充実した環境教育が行われるよう、以下のような取組を行っている。

- (1) 「環境教育副読本」（平成 5 年度から毎年配布）「環境教育副読本資料編」（平成 15 年度から毎年配布）の作成・配布
- (2) 「福岡県地球温暖化対策ワークブック」「福岡県地球温暖化対策ワークブック資料編」の作成（平成 30 年度から）

13 科学教育推進事業

科学技術創造立国の実現を目指す我が国が、今後も科学技術の着実な発展を図るためには、子供たちの科学技術や理科に対する興味・関心を高め、豊かな科学的素養を身に付けることができるようにすることが重要である。そこで、県の事業として福岡県小・中学生科学研究作品展を開催し、科学教育の一層の充実を図る取組を推進している。また、平成 24 年度から高校生を対象として、「高校生科学技術コンテスト」を実施しており、平成 25 年度から中学生を対象として「科学の甲子園ジュニア」を開催している。

14 特別支援教育

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、知的障がいを伴わない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

本県では、令和4年3月に策定した「福岡県総合計画」の教育分野が「教育振興基本計画」として位置付けられており、この中で「特別支援教育を推進するための中長期的計画を策定し、着実に取組を進めていく」ことを掲げている。この「教育振興基本計画」に基づき、県教育委員会では、令和4年4月に今後の本県における特別支援教育推進の指針となる「福岡県特別支援教育推進プラン（第2期）」を策定した。

各学校においては、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名などの基本的な体制整備とともに、障がいのある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じるための個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいた教育への質的な充実に向けて取り組んでいる。

(1) 障がいの重度・重複化、多様化への対応

ア 発達障がい児等教育継続支援事業（県）

【趣旨】

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校等において、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒が、一貫した継続性のある支援を受けることができるようにする。

【事業の内容】

- 公立・私立の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校等における専門家による巡回相談の実施
- 「保護者向けハンドブック」の作成・配布
- 「ふくおか就学サポートノート（引継ぎシート）」の提供

イ 県立学校医療的ケア体制整備事業（県）

【趣旨】

県立学校に通学する日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対し、看護師免許を有する者（看護職員）の配置等を行い、幼児児童生徒が安全に教育を受けられる環境を整備する。

【事業の内容】

- 学校における医療的ケアの体制整備（看護職員の配置と指導医の委嘱）
- 運営協議会の設置
- 看護職員、教員に対する研修の実施

(2) 特別支援学校生徒の職業自立の促進

ア 特別支援学校キャリア教育支援事業（県）

【趣旨】

望ましい勤労観や職業観を身に付けさせ、就業体験の機会を拡充するとともに、就職に必要な実践的な知識や技能、態度を養うことで進路未決定者を減少させ、就職希望率・就職決定率を向上させる。

【事業の内容】

- インターンシップの推進
 - ・ 障がいのある生徒一人一人に応じた職場開拓と障がい者雇用の理解啓発
 - ・ 生徒の不安感を軽減するための企業訪問による職場適応支援
 - ・ ハローワークと連携した企業情報の収集及び各学校に対する情報伝達
- 就職学習会の実施
- 「技能見学会」（新雇用開発課共催）の実施
 - ・ インターンシップ先拡大のための企業と学校のネットワーク形成

イ 特別支援学校技能検定事業（県）

【趣旨】

県内特別支援学校生徒の自立と社会参加に向け、技能検定を通して、就労に必要な知識・技能・態度を身に付けさせるとともに、卒業後の社会生活・職業生活への意欲や自信を高め、就職希望率の上昇を目指す。

【事業の内容】

- 指導書及び評価表に基づいた特別支援学校技能検定（上級検定）の実施
- 指導者研修会の実施

(3) インクルーシブ教育システムの構築

【趣旨】

早期からの教育相談・支援の必要性や地域の教育資源の組合せを活用した合理的配慮の提供及び、学校間における適切な情報の引継ぎについて、市町村や教員等への理解・啓発に主体的に取り組み、市町村における柔軟できめ細やかな対応ができる一貫した支援体制を構築する。

【事業の内容】

- 県実施
 - ・ インクルーシブ教育システム構築に向けた小・中学校管理職等研修会の開催
 - ・ インクルーシブ教育システム構築に係る教員向けの推進ガイドの作成・配布

(4) 高等学校等における特別支援教育の推進

ア 特別支援教育支援員の配置

【趣旨】

県立高等学校における特別支援教育の一層の充実を図るため、要支援生徒の介助や学習支援を行う支援員を配置して、学校生活における支援体制を整備する。

【事業の内容】

- 要支援生徒に対し、介助や学習支援を実施（県立高校 11 校 14 名）
- 障がいにより他者とのコミュニケーションに課題を持つ生徒に直接支援することで良好な人間関係づくりを援助する等、様々な障がいに応じた教育支援が可能

イ 高等学校等通級指導推進事業（県）

【趣旨】

県立高等学校及び中等教育学校後期課程に在籍する発達障がい等のある生徒を対象に、障がいの状態等に応じた特別の指導を行う通級指導教員を配置することで、高等学校等における通級による指導を推進する。

【事業の内容】

- 拠点校 4 校（ひびき高等学校、博多青松高等学校、明善高等学校、嘉穂東高等学校）及びサテライト校 2 校（大牟田北高等学校、西田川高等学校）の設置
- 通級による指導担当者の資質向上
 - ・ 年間 4 回の県教育委員会主催の専門研修、国立特別支援教育総合研究所への派遣、在籍校関係職員を対象に加えた授業研修会の実施

15 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、平成 16 年 9 月から、新しい公立学校運営の仕組みとして導入されたものである。保護者や地域の声を学校運営に直接反映させ、保護者・地域・学校・教育委員会が一体となってより良い学校を作り上げていくことを目指す制度であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、平成 29 年度から学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務とされた。

令和 4 年 5 月 1 日現在、コミュニティ・スクールを導入している学校は、県内で小学校 332 校、中学校 139 校、義務教育学校で 5 校の計 476 校であり、前年度比では、小学校 69 校、中学校 30 校、義務教育学校 2 校、計 101 校が増加している（分校を含む）。また、導入校がある市町村は 52 市町村であり、それぞれの管下の全学校が導入しているのは、40 市町村という現状である。

県立学校については、令和4年11月に「福岡県立学校学校運営協議会の設置及び運営に関する規則」を定め、高等学校4校に学校運営協議会を設置した。

第2節 付随的教育活動

1 福岡県教育文化奨学財団

(1) 奨学金等貸与状況

令和4年度の貸与額及び貸与状況は次のとおりである。

高等学校入学支度金 1,615人、奨学金 高等学校 8,460人

区分		国・公立、私立	貸与額		
高等学校	支度金	国・公立	50,000円		
		私立	100,000円		
	奨学金	国・公立	自宅	月額	18,000円 15,000円 10,000円
			自宅外	月額	23,000円 20,000円 15,000円
		私立	自宅	月額	25,000円 15,000円 10,000円
			自宅外	月額	30,000円 20,000円 15,000円

※ 平成23年4月以降入学者から貸与月額選択制度を導入した。

第3章 教職員

第1節 教職員の人事管理

1 市町村立学校教職員定数と人事異動

(1) 教職員定数

令和4年度の条例定数は、表1のとおりである。

表1 令和4年度 市町村立学校教職員定数比較表

(人)

区分		小中学校			特別支援学校		
		令和3年度 条例(a)	令和4年度 条例(b)	差引 (b)-(a)	令和3年度 条例(c)	令和4年度 条例(d)	差引 (d)-(c)
基準定数	校長及び教員	14,859	15,065	206	210	222	12
	養護教員	674	673	△1	4	4	0
	学校栄養職員	223	222	△1	2	2	0
	事務職員	778	779	1	8	8	0
	寄宿舎指導員	0	0	0	0	0	0
	計	16,534	16,739	205	224	236	12
基準外定数	校長及び教員	48	46	△2	—	—	—
	養護教員	—	—	0	—	—	—
	事務職員	—	—	0	—	—	—
	計	48	46	△2	—	—	—
合計		16,582	16,785	203	224	236	12

(2) 教職員の異動状況

令和4年度末及び令和5年度当初における異動状況は表2のとおりであり、令和4年度末の退職者の状況は表3のとおりである。

表2 令和4年度末 市町村立学校教職員人事異動集計表

区分	退職	転任	市郡間 交流	他局等		休職	復職	採用	校長 新任	副校長 新任	教頭 新任	計
				転出	転入							
小学校	497	1,094	237	41	16	3	9	562	84	5	85	2,633
中学校	312	570	172	33	13	1	5	381	43	4	56	1,590
義務教育 学校	9	126	1	2	2	0	0	15	0	3	1	159
特別支援 学校	5	0	0	3	0	0	0	7	0	0	1	16
計	823	1,790	410	79	31	4	14	965	127	12	143	4,398

表3 令和4年度末 市町村立学校教職員退職状況

(人)

区 分	定年退職	早期退職	普通退職	計
令和3年度末(A)	506	112	115	733
令和4年度末(B)	451	87	199	737
差引(B)－(A)	△55	△25	84	4

2 県立学校教職員定数と人事異動

(1) 教職員定数

令和3年度及び令和4年度における教職員の定数は表4のとおりである。

(2) 教職員の異動状況

令和4年度末及び令和5年度当初における異動状況は表5及び表6のとおりである。

令和5年度当初の教員採用状況については表7のとおり計265名である。

表4

令和4年度 県立学校教職員条例定数比較表

区 分	中学校及び			高 等 学 校												特別支援学校			県立学校計		
	中等教育学校			全 日 制			定 時 制			通 信 制			計								
	4年度	3年度	比較	4年度	3年度	比較	4年度	3年度	比較	4年度	3年度	比較	4年度	3年度	比較	4年度	3年度	比較	4年度	3年度	比較
	条 例	条 例		条 例	条 例		条 例	条 例		条 例	条 例		条 例	条 例		条 例	条 例		条 例	条 例	
校 長	5	5	0	92	92	0	2	2	0				94	94	0	20	20	0	119	119	0
教 諭(員)	72	72	0	4,234	4,270	△ 36	361	367	△ 6	28	28	0	4,623	4,665	△ 42	1,608	1,590	18	6,303	6,327	△ 24
養護教諭	5	5	0	123	123	0	23	23	0				146	146	0	33	33	0	184	184	0
栄養教諭																17	17	0	17	17	0
実習助手				352	348	4	13	14	△ 1				365	362	3	34	34	0	399	396	3
寄宿舎指導員																159	159	0	159	159	0
教育職員計 (A)	82	82	0	4,801	4,833	△ 32	399	406	△ 7	28	28	0	5,228	5,267	△ 39	1,871	1,853	18	7,181	7,202	△ 21
学校栄養職員																					
事務職員	5	5	0	296	299	△ 3	33	31	2	4	4	0	333	334	△ 1	60	60	0	398	399	△ 1
学校司書				87	87	0	6	6	0				93	93	0				93	93	0
技術職員				27	24	3							27	24	3				27	24	3
小 計 (B)	5	5	0	410	410	0	39	37	2	4	4	0	453	451	2	60	60	0	518	516	2
その他の職員 (C)				221	230	△ 9	10	6	4				231	236	△ 5	34	34	0	265	270	△ 5
総務課所管分計 (B+C)	5	5	0	631	640	△ 9	49	43	6	4	4	0	684	687	△ 3	94	94	0	783	786	△ 3
合 計 (A+B+C)	87	87	0	5,432	5,473	△ 41	448	449	△ 1	32	32	0	5,912	5,954	△ 42	1,965	1,947	18	7,964	7,988	△ 24

表5 令和4年度末及び令和5年度当初人事異動状況

(人)

区分	退職							転補(昇任を含む)							新規採用	
	校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	一般	計	校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	一般	計		
高等学校等	28	5	0	8	10	171	222	49	22	61	38	25	327	522	152	
特別支援学校	4	1	0	2	1	53	61	9	6	15	8	3	88	129	112	
小計	32	6	0	10	11	224	283	58	28	76	46	28	415	651	264	
県立学校事務職等	事務補給止							事務補給止								
	22					19	41	76					115	191	8	
計	60			10	11	243	324	238			46	28	530	842	272	

※高等学校等及び特別支援学校における一般とは、教諭、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員のことをいう。
 県立学校事務職等における一般とは、係長級以下の職員をいう。

表6 令和4年度末 県立学校教職員退職状況(令和5年3月31日付退職)

(人)

区分	校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	実習助手	寄宿舎指導員	事務職員等	計
定年退職 ①	31	6	0	9	10	155	7	0	4	4	25	251
早期退職 ②	0	0	0	1	1	21	0	0	1	0	8	32
普通退職 ③	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	4	24
退職者計(①+②)	31	6	0	10	11	196	7	0	5	4	37	307

表7 令和5年度当初 県立学校教員等採用状況

(令和5年4月1日採用：人)

区 分	新 規	他府県等から (政令市含む)	県内公立 高校等から	県内小・ 中学校から	計
国 語	15				15
地 歴 (歴 史)	11				11
地 歴 (地 理)	2				2
公 民	4				4
数 学	22				22
理 科 (物 理)	4	2		1	7
理 科 (化 学)	2				2
理 科 (生 物)	8				8
保 健 体 育	17	1			18
音 楽	0				0
美 術	0				0
書 道	5				5
家 庭	6				6
農 業	5				5
工 業 (機 械)	0				0
工 業 (電 気 ・ 電 子)	7				7
工 業 (建 築)	4				4
商 業	4				4
情 報	3				3
英 語	8	3	1	2	14
水 産	2	1			3
実 習 助 手	7	1			8
特 別 支 援	90	13		2	105
養 護 教 員	7				7
寄 宿 舎 指 導 員	4	1			5
合 計	237	22	1	5	265

3 教職員の服務

「教職員の服務の適正化」を教育施策の一つとして掲げ、教職員に対する服務指導の徹底を図った。

また、「教職員月報メールマガジン」を発行し、教職員の服務管理等について必要な事項を解説するとともに、学校運営の適正化に役立つ情報・資料の提供に努めた。

4 分限・懲戒処分

令和4年度中に教職員に対して行った分限及び懲戒処分は次のとおりである。

事 件 別	分 限		懲 戒				
	免職	降任	免職	停職	減給	戒告	計
交通事故・交通違反	—	—	—	1	—	—	1
そ の 他	—	—	9	—	—	2	11
計	—	—	9	1	—	2	12

5 争訟事件

令和4年度中に終結した争訟事件は次のとおりである。

事件名(事件番号)	事件内容	裁判所名	原告	被告	判決(取下)年月日	判決内容	備考
令和4年(行コ)第20号 福間小学校懲戒免職処分取消等請求 控訴事件	令和元年5月9日、福津市立福間小学校の元教諭である原告が、自宅で飲酒後に車を運転して外出し、帰宅途中にパトカーから停止を求められて検査を行ったところ、基準値の2倍を超える呼気1Lあたり0.36mgのアルコールが検出されたため、酒気帯び運転の現行犯で逮捕されたことを理由に、県教育委員会から懲戒免職処分及び退職手当支給制限処分を受けたことを不服としてその取消を求め、訴えを起こした事案。	福岡高等裁判所	元教諭	福岡県	R4.9.15	控訴棄却	

6 免許と資格

(1) 教育職員免許

令和4年度における教育職員免許状の授与件数は次のとおりである。

令和4年度 免許状授与件数

種別	小学校	中学校	高等学校	特別支援	幼稚園	養護	栄養	計	再書交付換	合計
件数	1,581	1,462	1,805	666	2,779	261	120	8,674	963	9,637

また、上記授与件数のうち中学校及び高等学校の教科別授与件数は次のとおりである。

(特別支援には、領域の追加の件数も含む。)

学校種別	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	外国語	書道	保健体育	保健	看護	家庭	地理・歴史	公民
中学校	197	239	161	147	36	38	227		299	1		73		
高等学校	178		162	178	25	29	192	19	337	1	34	63	176	180

学校種別	商船	農業	農業実習	工業	工業実習	商業	技術	職業	職業指導	宗教	水産	工芸	情報	福祉	合計
中学校							42	2							1,462
高等学校	1	4		97	1	33			1		1	3	77	13	1,805

(2) 特別非常勤講師

免許状を要しない非常勤講師(以下「特別非常勤講師」という。)の制度は、学校教育の多様化に対応して、免許状は持たないが各種分野において優れた知識や技術を有する社会人を教育界に迎え入れるために、昭和63年教育職員免許法の改正により創設されたものである。

なお、令和4年度の届出件数は次のとおりである。

令和4年度 「特別非常勤講師」の届出状況

学校種	届出事項 (抜粋)	有する専門的な知識・ 技術の資格等	届出の件数
小学校	食に関する指導、植物の栽培指導と ホタル飼育、茶道・華道、神楽指導、 ダンス指導、和太鼓指導 等	管理栄養士、ホテルの会会員、茶道裏千家講 師・華道家元、日本舞踊指導者、エアロビッ ク上級指導員、太鼓保存会会員 等	95 件
中学校	書写指導、英会話・オーラルコミュ ニケーション、聖書、陶芸、マナー・ 礼法、クラシックバレエ 等	書道師範、ネイティブスピーカー、牧師、陶 芸家、全日本作法会講師等、日本バレエ協会 会員 等	58 件
高等学校	公衆衛生、農業経済学、英会話、福 祉(介護)実習、トータルビューテ ィ、自動車実習、製菓実習 等	獣医師、農学博士、ネイティブスピーカー、 介護福祉士、美容師免許、二級ガソリン自動 車整備士、製菓衛生師 等	419 件
特別支援 学校	臨床心理学、リハビリテーション医 学、臨床応用実習、衛生・公衆衛生 学、福祉に関する講義及び実習、姿 勢・動作 等	公認心理士、鍼灸院院長、はり師・きゅう師、 大学教授、医療ソーシャルワーカー、理学療 法士 等	26 件

(3) 免許法認定講習

現職教員の資質向上を図るため、教育職員免許法及び同法施行規則に基づき、上位の教員免許取得に必要な単位等を修得するための講座を開講しており、令和4年度の実施状況は以下のとおりである。

区分	施行規則に規定する科目		開設講座		単位数	定員	受講期間	会場	講師等	取得できる免許状の種類	受講対象者	主催
			記号	開設講座名								
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	に教育に関する基礎的理解	教育に関する社会的、制度的または経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	A	教育社会学	1	40	8/9 8/10	福岡県教育センター	川口 俊明	幼一種 小一種 中一種 高一種	幼稚園教員 小学校教員 中学校教員 高等学校教員 養護教諭	福岡県
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	B	学校心理学	1	40	8/19 8/23	福岡教育大学	生田 淳一	養教一種 栄養教諭一種 栄養教諭二種	養護助教諭 学校栄養職員	福岡市
	相道徳等に総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育	道徳の理論及び指導法	C	道徳の理論及び指導法	1	40	8/16 8/18	福岡県教育センター	古波蔵 香	小一種 中一種	小学校教員 中学校教員	福岡県
		特別活動の指導法	D	特別活動の指導法	1	40	8/8 8/10	福岡県教育センター	脇田 哲郎	小一種 中一種 高一種	小学校教員 中学校教員 高等学校教員	福岡県
		生徒指導の理論及び方法	E	生徒指導	1	40	8/8 8/9	福岡県教育センター	友清 由希子	小一種 中一種 高一種 小二種(隣接) 養教一種 栄養教諭一種 栄養教諭二種	小学校教員 中学校教員 高等学校教員 養護教諭 養護助教諭 学校栄養職員	福岡県
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	F	教育相談の理論及び方法	1	40	8/17 8/18	オンライン	中村 俊哉	幼一種 小一種 中一種 高一種 小二種(隣接) 養教一種 栄養教諭一種 栄養教諭二種	幼稚園教員 小学校教員 中学校教員 高等学校教員 養護教諭 養護助教諭 学校栄養職員	北九州市
		国語指導法	G	国語指導法	1	40	8/19 8/20	福岡教育大学	河野 晋文	小一種 中一種 高一種 小二種(隣接)	小学校教員 中学校教員 高等学校教員	福岡市
	家庭指導法	H	家庭科指導法	1	40	8/17 8/18	福岡教育大学	貴志 倫子	小一種 中一種 高一種 小二種(隣接)	小学校教員 中学校教員 高等学校教員	北九州市	
教科に関する専門的事項に関する科目	英語(英語文学)	I	教科に関する専門的事項(英語文学)	1	40	8/20 8/22	福岡教育大学	江頭 理江	小一種 中一種	小学校教員 中学校教員	北九州	
	保健体育(衛生学・公衆衛生学)	J	衛生学・公衆衛生学	1	40	8/24 8/25	福岡教育大学	樋口 善之	中一種 養一種	小学校教員 中学校教員 養護教諭 養護助教諭	福岡県	
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)											
領域に関する専門的事項に関する科目	健康	K	領域に関する専門的事項(健康)	1	40	8/2 8/3	中村学園大学	西田 明史			福岡県	
教育に関する専門的事項に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	L	幼児理解の理論及び方法	1	40	11/6 12/24	筑波大学	原 陽一郎	幼一種	幼稚園教員	福岡県	
	教育の基礎的理解に関する科目	M	教育課程の意義及び方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	1	40	8/24 8/25	福岡大学	吉田 尚文			福岡県	
特別支援教育に関する科目	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	N	特別支援教育の基礎理論	1	100	8/23 8/24	福岡教育大学	一木 薫 見上 昌隆			北九州市
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目(視覚障害者)	O	視覚障害者指導法	1	40	8/16 8/17	オンライン	鎌 星民			福岡県
		特別支援教育領域に関する科目(聴覚障害者)	P	聴覚障害者の教育課程及び指導法	1	40	8/9 8/10	福岡県教育センター	喜屋武 睦			福岡市
		特別支援教育領域に関する科目(知的障害者)	Q	知的障害者教育総論	1	40	8/18 8/19	久留米大学	石丸 文敏	特支二種	小学校教員 中学校教員 高等学校教員 特別支援学校教員	福岡県
		特別支援教育領域に関する科目(知的障害者)	R	特別支援教育領域に関する科目(知的障害者)	1	80	8/11 8/23	福岡教育大学	藤金 倫徳			北九州市
		特別支援教育領域に関する科目(肢体不自由児)	S	肢体不自由児の心理・生理・病理及び教育課程と指導法	1	80	8/21 8/22	福岡教育大学	大平 達 一木 薫			福岡県
		特別支援教育領域に関する科目(病弱者)	T	特別支援教育領域に関する科目(病弱者)	1	80	8/25 8/26	福岡教育大学	深澤 美華恵			北九州市
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目(3領域)	U	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目(3領域)	1	100	11/19 11/23	吉塚合同庁舎	中山 健、一木 薫 鎌 星民、深澤 美華恵 相澤 宏克			福岡県
				合計	21	1,000						

第2節 教職員の健康管理

1 健康診断

令和4年度県立学校の健康診断の実施状況は次のとおりである。

(1) 教職員定期健康診断実施状況

(人)

学校区分	検査区分	在籍者	休職者等	実施者数 ※
中学校(中等教育学校を含む)		124	1	120
高等学校		5,801	90	5,653
特別支援学校		1,987	58	1,909
計		7,912	149	7,682

※ 胸部X線検査の実施者数

(2) 特別健康診断実施状況

種別	区分	一次検診 受診者数	二次検診 受診者数
調理作業に従事する職員に対する特別健康診断		0名	0名
振動工具取扱業務に従事する職員に対する特別健康診断		35名	0名
情報機器作業に従事する職員に対する特別健康診断		327名	320名
重量物取扱業務に従事する職員に対する特別健康診断		14名 (職場調査3校)	—

2 教職員の休職状況(新規休職者数一覧)

(人)

学校種別	疾病区分 年度	結核性疾患			精神神経系疾患			その他の疾患			計		
		R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
小学校		0	0	0	24	29	37	14	9	15	38	38	52
中学校		0	0	0	11	15	21	7	8	11	18	23	32
高等学校		0	0	0	21	18	17	11	9	10	32	27	27
特別支援学校		0	0	0	10	5	13	1	3	4	11	8	17
計		0	0	0	66	67	88	33	29	40	99	96	128

第3節 教職員の給与

1 給与改定

令和4年度分給与改定の主な概略は次のとおりとなっている。

ア 民間給与との較差に基づく給与改定

期末・勤勉手当…4.3月分から4.4月分へ勤勉手当を0.1月分引上げ（令和4年4月1日から適用）

支給期	改正前	改正後
		令和4年度以降
6月期	2.15月	2.20月
12月期	2.15月	2.20月
計	4.30月	4.40月

2 退職手当

令和4年度の退職手当の支給状況は次のとおりである。

令和4年度 退職手当支給状況

(単位：人、円)

区分	定年退職		定年前早期退職		普通退職		合計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
小学校	250	5,436,045,634	60	1,302,608,896	387	200,950,903	697	6,939,605,433
中学校	196	4,333,647,152	26	573,941,612	184	130,933,675	406	5,038,522,439
高等学校	205	4,586,980,822	20	425,621,809	147	160,177,681	372	5,172,780,312
特別支援学校	41	874,936,765	13	269,132,542	93	41,387,356	147	1,185,456,663
事務局	15	349,129,385	4	83,216,995	7	47,761,857	26	480,108,237
合計	707	15,580,739,758	123	2,654,521,854	818	581,211,472	1,648	18,816,473,084

第4節 教職員の福利厚生

1 公務災害等補償

令和4年度における教職員の公務災害及び通勤災害の認定状況は次のとおりである。

(1) 令和4年度認定状況

職員の区分	公務災害		通勤災害		計
	負傷	疾病	負傷	疾病	
義務教育 学校職員	110	5	8		123
上記以外 の教職員	31	5	2		38
事務局職員	2	0	4		6
計	143	10	14		167

(2) 公務災害原因別件数

原因別	件数
職務遂行中	127
合理的行為	0
準備行為又は後始末行為	1
出張又は赴任の期間中	8
出退勤途上	1
研修中	1
負傷に起因する疾病	6
公務に起因する疾病	3
設備の不完全又は管理上の不注意	5
化学物質等による疾病	1
計	153

(3) 通勤災害の通勤用具別件数

用具	交通機関	乗用車	バイク	自転車	徒歩	計
件数	0	(3) 4	(1) 3	(1) 2	(0) 5	(5) 14

() は第三者加害件数で内数

2 教職員住宅

昭和38年度から教職員住宅等の建設事業を進めてきたが、「福岡県行政システム大綱」を踏まえ平成14年度から教職員住宅の見直しを行っている。現在次表のとおり管理している。

住宅管理状況一覧

(令和5年3月31日現在)

名称	入居対象者	戸数
東福岡教職員住宅	事務局及び県立学校教職員	48戸

3 公立学校共済組合

(1) 短期経理

令和4年度における福岡支部の短期経理は、収入26,536,296千円、支出26,380,500千円となった。
なお、12,762,435千円を本部へ回送した。

(2) 厚生年金保険経理

令和4年度の収入は、58,986,417千円（組合員の保険料21,859,857千円、地方公共団体の負担金31,879,788千円、追加費用負担金5,245,335千円及び前年度以前分の収入等1,437千円）となった。

(3) 退職等年金経理

令和4年度の収入は、3,587,517千円（組合員の掛金1,793,722千円、地方公共団体の負担金1,793,738千円及び前年度以前分の収入等57千円）となった。

(4) 経過的長期経理

令和4年度の収入は、452,974千円（地方公共団体の負担金26,935千円、追加費用負担金426,037千円及び前期以前分の収入2千円）となった。

(5) 保健経理

保健福祉事業は、短期の掛金及び負担金のうち給料及び期末勤勉手当から1.41/1000を財源として、人間ドック等の健診事業や各種セミナーを実施し、組合員の健康増進を図った。

(6) 貸付経理

令和4年度の一般貸付け、住宅貸付け等の貸付けは、合計201件、410,270千円であった。

(7) 宿泊経理

令和4年度における福岡支部2施設（福岡及び北九州宿泊所）の利用状況は、利用者数232,388人（宿泊外含む。）、収入741,328千円、支出868,763円であった。

4 教職員の財産形成貯蓄

勤労者財産形成促進法に基づいて、昭和59年度から福岡県教職員の財産形成貯蓄制度を実施しているが、令和4年度の加入状況は次のとおりである。

教職員の財産形成貯蓄加入状況（件数）

（令和5年3月31日現在）

貯蓄	年金	住宅	計
5,909	2,166	411	8,486

第4章 学校施設・設備

第1節 小・中学校の施設整備状況

1 保有面積

令和4年5月1日現在の小・中学校校舎、屋内運動場の構造別保有面積は、表1のとおりである。

表1 小・中学校保有面積及び構造比率の比較

年度別	学校種別	学校数	学級数	児童生徒数	区分	保有面積							
						校舎				屋内運動場			
						木造	鉄筋造	鉄骨その他造	計	木造	鉄筋造	鉄骨その他造	計
令和4年度	小学校	708	11,875	274,787	面積(m ²)	20,831	3,171,225	76,703	3,268,759	3,647	490,925	110,388	604,960
					比率(%)	0.64	97.02	2.34	100.00	0.60	81.15	18.25	100.00
	中学校	331	4,872	132,232	面積(m ²)	5,374	1,792,476	73,214	1,871,064	923	343,573	47,311	391,807
					比率(%)	0.29	95.80	3.91	100.00	0.24	87.69	12.07	100.00
令和3年度	小学校	711	11,712	275,621	面積(m ²)	21,474	3,169,159	75,477	3,266,110	3,647	487,495	113,129	604,271
					比率(%)	0.66	97.03	2.31	100.00	0.61	80.67	18.72	100.00
	中学校	330	4,817	131,213	面積(m ²)	5,340	1,797,956	72,669	1,875,965	923	344,491	48,191	393,605
					比率(%)	0.28	95.84	3.88	100.00	0.23	87.52	12.25	100.00
前年度に対する増減	令和4年度	△3	163	△834	面積(m ²)	△643	2,066	1,226	2,649	0	3,430	△2,741	689
	中学校	1	55	1019	面積(m ²)	34	△5,480	545	△4,901	0	△918	△880	△1,798

2 文教施設整備等補助金

令和4年度に交付決定を受けた市町村立学校の施設整備等に係る補助金は表2のとおりである。

表 2-1 負担金（新增築事業）

	令和3年度		令和4年度	
	学校数	補助金額（千円）	学校数	補助金額（千円）
公立小学校校舎の新增築事業	5	709,115	8	1,331,360
公立中学校校舎の新增築事業	1	208,416	3	228,533
公立小学校屋内運動場の新增築事業	2	140,847	3	70,689
公立中学校屋内運動場の新增築事業	0	0	1	14,399
公立小中学校統合校舎等の新增築事業	10	4,666,891	4	485,656
公立特別支援学校（小中学部）の新增築事業	3	513,569	3	284,795
計	21	6,238,838	22	2,415,432

表 2-2 負担金及び補助金（災害復旧事業）

	令和3年度		令和4年度	
	学校数	補助金額（千円）	学校数	補助金額（千円）
災害復旧事業	6	70,379	8	16,420

表 2-3 交付金（学校施設環境改善交付金）

	令和3年度		令和4年度	
	市町村数	補助金額（千円）	市町村数	補助金額（千円）
危険改築、不適格改築、長寿命化改良事業、大規模改造、屋外教育環境の整備、木の教育環境施設の整備、防災機能強化事業 等	33	7,771,043	36	6,367,462

第2節 県立学校の施設・設備整備状況

1 校舎の維持、修繕

令和4年度における県立学校(中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校)の校舎に係る維持、修繕については、屋根、壁、床、建具、電気、給排水、消防設備等の補修及びその他危険と思われる箇所の修繕を実施した。

2 校地の整備

県立学校の校地整備に係る用地購入については、令和4年度は、該当なし。

3 県立学校施設の整備

県立学校施設については、年次計画を策定し施設の充実を図ってきたところであるが、令和4年度は、当初予算にて高等学校では12,942,439千円、特別支援学校では2,766,490千円の予算が計上された。

今後は、平成30年3月に策定した「福岡県立学校施設長寿命化計画(個別施設計画)」に基づき、計画的な老朽化対策を実施していく。

第3節 産業教育施設整備及びその他の設備の整備状況

1 産業教育振興法によるもの

○ 高等学校産業教育設備整備事業

令和4年度における産業教育実習設備の整備は、表1のとおり実施した。

なお、特別装置を除く一般設備は国・地方税財政の三位一体改革により平成17年度から補助金が廃止され一般財源化された。また、特別装置にかかる補助金も平成25年度末をもって廃止となった。

表1 高等学校産業教育設備整備事業

(単位：千円)

設置者名	区分	学校数	総事業費	国庫補助金	設置者負担額	補助率
福岡県	一般設備	31校	80,181		80,181	
	計	31校	80,181		80,181	

2 理科教育振興法によるもの

理科教育振興のための設備は、政令で定められた基準に沿って整備しており、令和4年度は表2のとおり充実を図った。

表2 理科教育整備事業

(単位：千円)

区 分	学校数	総事業費	国庫補助金	設置者負担額	補助率
小 学 校	187校	40,412,801	19,273,000	21,136,801	1/2
中 学 校	121校	32,946,071	15,703,000	17,243,071	
義 務 教 育 学 校	0校	0	0	0	
中 等 教 育 学 校	1校	247,500	124,000	123,500	
高 等 学 校	79校	12,496,269	6,239,000	6,257,269	
特 別 支 援 学 校	16校	1,285,125	642,000	643,125	
計	404校	87,387,766	41,981,000	45,403,766	

3 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法によるもの

令和4年度における定時制高等学校等教育設備は、表3のとおり実施した。

なお、定時制高等学校等教育設備整備費については、国の三位一体の改革により平成17年度から補助金が廃止され一般財源化された。

表3 定時制及び通信教育整備事業

(単位：千円)

設置者名	区 分	総事業費	国庫補助金	設置者負担額	補助率
福岡県	定 時 制 高 等 学 校 等 教 育 設 備	1,302		1,302	
	計	1,302		1,302	

第5章 教育研究

第1節 福岡県教育センターの事業

1 概要



2 研究事業

各研究指定校と実践的な研究を協働で行った。研究成果の普及を図り、積極的に発信した。

3 研修事業

福岡県教職員育成指標に基づき、教職員の資質・能力の向上を図る研修を実施した。

(1) 基本研修（悉皆型）

経験年数・職務内容に応じた研修を実施した。

経験年数に応じた研修	(1～3年) 若年教員研修
	(7～13年) 中堅教諭等資質向上研修
	(22年) エキスパート教員研修
職務内容に応じた研修	校長・新任校長研修、副校長・教頭研修、新任主任・主事研修 等

(2) 専門研修(キャリアアップ講座) (希望型)

教職員が自身のキャリアステージや高めたい資質・能力に応じて選択できる希望型の研修を実施した。(全 85 講座)

(3) 専門研修(ミドルリーダー養成講座)

各分野に関する専門的な力量、指導力の向上を図り、学校及び地域において、ミドルリーダーとして活躍する人材を育成するために実施した。

講座名	定員	日数	
教科教育ミドルリーダー養成講座 子供と教師の学びをアップデートする ～主体的・対話的で深い学びを実践する～	24名	4日	集合
学校経営参画ミドルリーダー養成講座	40名	6日	オンライン
生徒指導・教育相談ミドルリーダー養成講座	24名	4日	集合
産業教育推進ミドルリーダー養成講座	10名	5日	集合 オンライン
特別支援教育ミドルリーダー養成講座 (特別支援教育スペシャリストコース)	26名	5日	集合
特別支援教育ミドルリーダー養成講座 (特別支援学校経営参画コース)	20名	5日	集合

(4) 福岡教師塾

新たな教育観で学校をリードする教職員に必要な資質・能力の育成を目指す研修を実施した。8日間、定員40名。

(5) 長期派遣研修

1年間の長期にわたる研修において、地域の中核となる教員に必要な資質・能力の育成を目指す研修を行った。

4 支援事業

(1) 間接的な支援

授業づくりや研修・研究に役立つ情報を収集・発信した。

(2) 直接的な支援

学校等のニーズに応えることができる「研修」や「教育相談」を実施した。

「どこでもセミナー」(令和4年度実績22件)

「派遣コンサルタント」(令和4年度実績82件)

「教育相談」学校支援なんでも相談室(令和4年度実績249件)、生徒指導に関すること(令和4年度実績118件)、特別支援教育に関すること(令和4年度実績59件)

第4部 社会教育

第1節 現状と課題

1 現状と課題

一人一人がゆとりと潤いのある生活を実感し、充実した人生を送っていくためには、県民が生涯にわたって主体的に学習に取り組み、学習を通して多様な個性を発揮するとともに、県民自らが参画し様々な地域課題を解決することができるような社会教育の振興が求められている。しかし、現在、県民の多様化・高度化する学習ニーズ、貧困問題、財政問題など、社会教育にも関わりのある課題が生じている。今後は多様な学習機会提供機関のネットワークの実質化を図るとともに、県と市町村の関係、役割分担を明確にし、連携・協働による施策の方向を示すことが必要である。

また、少子化、都市化等の進展による生活の変化にともない、家庭や地域の教育力の低下が指摘されている。そのため、学校・家庭・地域が連携・協働した取組を行うとともに、学校教育と社会教育が課題を共有した一体的な取組をより一層推進し、学校外教育の充実を図っていく必要がある。

2 令和4年度の重点的取組状況と成果

(1) 学校・家庭・地域の連携強化の推進

子どもの基本的な生活習慣や学習習慣の定着は、子どもの生きる力を育むと共に学力向上の基盤をつくる上で欠くことのできないものであり、家庭の教育力の向上においての重要な要素となる。

そこで、「ふくおか社会教育応援隊」事業において家庭教育支援を実施し、学力の基盤となる基本的な生活習慣や学習習慣の確立のため、学習者のニーズ（基本的な生活習慣と子どもの成長・発達や朝食や睡眠と子どもの成長、スマートフォン等情報機器と子どもの学力等）に応じて講義・演習、相談業務等、学習機会や情報の提供を88回実施し、5,406名の参加があった。さらに、ホームページ「ふくおか子育てパーク」により、子育てWEB講座、講座・イベント紹介、子育てグループ情報、コラム等の情報発信を行った。

また、県PTA連合会が実施する“新”家庭教育宣言事業の支援として、社会教育主事による取組の啓発や研修会等における家庭教育の向上に関する情報提供等を行った。

学校と地域が連携・協働した地域学校協働本部を設置し、地域人材の協力を得て、学校支援、学習支援・体験活動を実施することで、学力の向上に資することを目的とした地域学校協働活動を57市町村563校区で実施した。

また、学校だけが役割と責任を負うだけではなく、これまで以上に学校、家庭、地域が連携・協働することで、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えた。

(2) 子どもの体験活動の推進

子どもたちに、自律心や協調性、社会性、命を大切にできる心などを培い、社会を生き抜く力を育むためには、様々な体験活動が不可欠である。そこで、体験活動の充実を図るために、「通学合宿推進事業」を実施した。（実施：1 実行委員会）

(3) 子どもの読書活動の推進

読書活動は、子どもがことばを学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにしていく上で欠くことのできないものである。そこで、発達段階ごとの読書活動の取組を体系的・継続的に実施するとともに、子どもの自発的な読書を促す家庭・地域の読書環境を整備・強化する市町村を支援することで、子どもの読書習慣の形成・定着と子どもを取り巻く読書環境の充実を図るため、子どもの読書習慣形成・定着支援事業を実施した。

事業内容としては、県社会教育主事や市町村の読書ボランティア等からなる読書活動応援隊を活用しながら、小・中学生や保護者・地域を対象としたプログラムを企画・実施する市町村への事業補助家庭での読書「うちどく」の実施、小学生読書サポーター等の養成、読み聞かせ、ブックトーク、ビブリオバトルを企画・実施する市町村を支援した（実施市町村 31 市町村）。また、読書活動応援隊等の資質向上を目的とした研修会を実施した（延べ参加者数 353 人）。

その結果、子どもの読書習慣形成・定着支援事業の取組の意義やその効果等を市町村に周知し、コロナ禍においても工夫しながら、読書活動応援隊による、「うちどく」の手法やおすすめの本の紹介、ビブリオバトルや読み聞かせの実演等、市町村の実態やニーズに応じた多様な取組が実施された。また、子どもの読書に関わる図書館職員やボランティア等を対象とした子ども読書推進講演会やスキルアップ講座等を開催し、参加対象者のニーズに合ったテーマ設定や講師選定を行うことで、より実践的な内容の研修会となり、更なる意欲の向上につながった。

第2節 社会教育委員

1 福岡県教育振興審議会社会教育部会

県社会教育委員は、福岡県教育振興審議会社会教育部会において本県社会教育の振興方策や当面する諸問題について審議している。

県社会教育委員の一覧は、詳細は福岡県ホームページ（トップページ＞教育・文化・スポーツ＞生涯学習・社会教育＞社会教育・文化＞福岡県社会教育委員について）に掲載している。

2 社会教育委員の研修

市町村社会教育委員の職務の重要性にかんがみ、その資質の向上と活動を推進するために、県社会教育委員連絡協議会と共催で、新任者研修会、ブロック研修会及び県社会教育研究大会を集合型または、書面で開催し、社会教育の今日的課題や社会教育委員の果たすべき役割などについて研修した。

(1) 市町村社会教育委員新任者研修会

新たに委嘱された市町村社会教育委員等を対象に社会教育委員の具体的役割について、県立社会教育総合センターで実施した。（参加者 54 名）

(2) 市町村社会教育委員ブロック研修会

福岡、筑後、京築、北九州ブロックでそれぞれの地域における活動成果や諸課題について講演や実践発表等の研修を行った。（延べ参加者数 362 名）

(3) 福岡県社会教育研究大会

講演や実践発表等を通して、各社会教育委員が培ってきた豊富な経験や深い学び、幅広い実践に基づいた見方・考え方を活かし、多様で豊かな「学び」や「つながり」による社会教育の取組について学んだ。（参加者 187 名）

第3節 社会教育主事

1 社会教育主事

(1) 市町村の社会教育主事設置状況

(令和4年5月1日現在)

人口別		区分 市町村数	設 置	未 設 置	社 会 教 育 主 事		
			市町村数	市町村数	専 任	兼 任	計
1万人以上	市	29	10	19	13	10	23
	町	22	4	18	1	5	6
1万人未満	町 村	9	0	9	0	0	0
計		60	14	46	14	15	29

(2) 県の社会教育主事設置状況

(令和4年5月1日現在)

区 分	社会教育課	教育事務所	県立社会 教育総合 センター	県立彦山 青年の家	県立少年 自然の家 「玄海の家」	計
人 数	6	27	8	3	2	46

- ※ 教育事務所駐在で、社会教育主事と知事部局事務主査の併任事例の発令を受けている職員数：6(内数)
- ※ 教育事務所、社会教育施設において、この他に社会教育主事補の発令を受けている職員数：12(外数)
- ※ 他課や社会教育施設等において、事務主査・指導主事等の発令で社会教育関連事業を担う職員数：3(外数)

(3) 教育事務所社会教育主事による市町村支援について

平成12年度から、旧来の派遣社会教育主事制度による市町村支援を改め、各教育事務所に社会教育主事を配置し、広域的に市町村支援を行う体制に移行した。

第4節 社会教育事業

1 青少年教育

(1) 青少年教育指導者研修

地域における青少年団体活動の充実や指導者育成のため、子ども会等の指導者を対象とした研修を次のとおり実施した。

令和4年度 青少年団体指導者研修一覧

地 区	期 日	会 場	参加人数
福 岡	11月19日	国立夜須高原青少年自然の家	40
北九州	7月2日	鞍手町中央公民館	40
北筑後	6月19日	久留米市野中生涯学習センター	20
南筑後	7月3日	南筑後教育事務所	46
筑 豊	6月19日	筑豊教育事務所	31
京 築	6月18日	行橋総合庁舎	43
全 県	第1回 10月15日～16日 第2回 11月12日～13日	県立少年自然の家「玄海の家」	21

(2) 研修事業

ア 青少年教育モデル事業

青少年等を対象として市町村、団体等が行う事業のモデル事業として、県立青少年教育施設のそれぞれの特性を生かした事業を行った。

事業一覧は福岡県立社会教育総合センター、福岡県立英彦山青年の家、福岡県立少年自然の家「玄海の家」要覧に掲載している。

2 成人教育

(1) 社会教育関係職員等研修

生涯学習・社会教育の振興に係る事業推進において、中核的役割を果たす職員として、必要な資質・能力の習得を図るための研修を体系的に行った。

事業実績は令和5年度福岡県立社会教育総合センター要覧に掲載している。

(2) 家庭教育支援

ア 家庭教育充実事業

詳細は令和5年度福岡県立社会教育総合センター要覧に掲載している。

イ ホームページ「ふくおか子育てパーク」の開設

詳細は令和5年度福岡県立社会教育総合センター要覧に掲載している。

ウ みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラム

詳細は令和5年度福岡県立社会教育総合センター要覧に掲載している。

(3) P T A関連事業

ア P T A指導者研修会

P T Aの指導者の養成を図るため、P T A指導者研修会を次表のとおり実施した。

令和4年度 P T A指導者研修会実施状況

研修会名	期 日	会 場	参加者	主 な 研 修 内 容
県 P T A 連 合 会 会長、副会長研修会	4月18日 ～ 5月8日	YouTube での リモート配信	—	単位 P T A 活動に役員として携わる 中で必要な学びを深める。
公 立 高 等 学 校 P T A 指 導 者 研 修 会	8月2日	福岡 リーセントホテル	111校	高等学校 P T A 活動を充実発展させる ための活動の在り方や指導者の役割を 考える。
特 別 支 援 学 校 P T A 指 導 者 研 修 会	10月4日	県立社会教育 総合センター	62名	P T A 幹部を対象に、組織の在り方 や運営の方法など当面する諸問題を 考える。

イ 優良 P T A の文部科学大臣表彰並びに P T A 活動振興功労者表彰（5年に1回）

令和4年度表彰された優良 P T A については文部科学省ホームページ（トップページ＞教育＞社会教育＞その他 優良 P T A 文部科学大臣表彰の実践例）に掲載されている。

3 視聴覚教育

(1) 福岡県視聴覚ライブラリー

視聴覚教材の保管、利用及び普及等に資するため、県立社会教育総合センターに福岡県視聴覚ライブラリーを置いている。

ア 教材収集

地域活動、家庭教育、野外活動など社会教育で利用できる教材、国語、社会など学校教育で利用できる教材、その他様々な分野の視聴覚教材を収集している。

令和4年度末における視聴覚教材の保有本数は、16ミリフィルム1,370本、ビデオテープ2,116本、DVD983本、CD-ROM38本、その他(CD等)54本、合計4,561本となった。(福岡県視聴覚教育協会所有教材を含む)

イ 教材貸出し

小中学校、公民館などの公的機関や子ども会などの社会教育関係団体をはじめ、学習グループ・団体に対し、視聴覚教材の貸出しを行った。

ウ 利用促進

視聴覚教材の利用に関する教材目録及びチラシを配布し、広報を行った。また、「視聴覚教育協会のホームページ」の情報更新を行い、視聴覚教材の一層の利用促進を図った。

エ 16ミリ映写機操作技術講習

映写機の使用方法やフィルムの取扱いについての講習を行い、視聴覚教材(16ミリフィルム映画)の利用及び普及を図っている。

県内視聴覚センター・ライブラリー設置状況については福岡県視聴覚ライブラリーホームページ(トップページ>県内視聴覚センターご案内)に掲載している。

4 社会教育施設が実施する学習情報提供事業

詳細はふくおか社会教育ネットワークホームページに掲載している。

5 調査研究事業

詳細はふくおか社会教育ネットワークホームページに掲載している。

第5節 社会教育施設

1 公民館

(1) 公民館の設置状況（福岡県公民館連合会調査より）

市町村における公民館の設置状況は次のとおりである。

表1 指定都市・市・町村別公民館数（総数 291 館）

（令和4年10月1日現在、市町村数：60）

市町村 \ 館種	中央館	地区館	分館	総計	館なし (市町村数)
指定都市	0	148	3	151	0
その他の市	17	65	9	91	1
町村	25	18	6	49	1
総計	42	231	18	291	2

(2) 公民館連合会

詳細は福岡県公民館連合会ホームページ（トップページ>知る>県公連紹介）に掲載している。

2 図書館

公共図書館の設置状況については福岡県立図書館ホームページ（トップページ>図書館・学校・行政>連携のページ（福岡県公共図書館等協議会ほか）>令和4年度福岡県公共図書館等概況）に掲載している。

3 博物館

博物館の設置状況については教育便覧（令和4年度）（福岡県教育庁教育総務部総務企画課令和4年10月発行）に掲載している。

4 県立社会教育総合センター

令和4年度主催事業及び利用状況については福岡県立社会教育総合センター要覧（社会教育総合センター令和5年6月発行）及び福岡県立社会教育総合センターホームページに掲載している。

5 県立英彦山青年の家

令和4年度主催事業及び利用状況については福岡県立英彦山青年の家要覧（英彦山青年の家令和5

年 5 月発行) 及び福岡県立英彦山青年の家ホームページに掲載している。

6 県立少年自然の家「玄海の家」

令和 4 年度主催事業及び利用状況については福岡県立少年自然の家「玄海の家」要覧（玄海の家令和 5 年 4 月発行）及び福岡県立少年自然の家「玄海の家」ホームページに掲載している。

7 福岡県青少年科学館

令和 4 年度概要、主催事業、コスモシアター運営及び利用状況については福岡県青少年科学館要覧（青少年科学館令和 5 年 6 月発行）に掲載している。

8 県立図書館

概 況

福岡県立図書館は、福岡県の情報拠点として、県民の読書活動や、県民や県政の抱える課題の解決を支援する役割を有している。また、県内の図書館サービスの推進拠点としての役割を果たしている。

このため、以下の基本方針のもと、県民に役立ち、地域に貢献する図書館の実現に向けて努力している。

○基本方針（長期ビジョン）

福岡県立図書館の使命を実現するため、公共図書館をはじめとする県内の各種図書館と連携・協力し、図書館員の専門的能力を生かしながら、資料や情報を収集・保存・提供するとともに、積極的かつ多彩な情報発信を実践します。

目標 1：「生涯にわたる学びの支援と情報発信」

幅広く多様な資料・情報を収集・保存・提供し、あわせて多彩な情報発信を行うことにより、県民の学びや課題解決を支援します。

目標 2：「子どもの学びと読書へのいざない」

子どもの学びと読書活動の推進拠点として、子どもの豊かで多様な学びを支え、読書の喜びを伝えるお手伝いをします。

目標 3：「ふくおかの文化を育む」

福岡県に関する資料・情報を収集・保存・利活用するため、紙資料の収集・保存とともに、デジタルアーカイブの充実を図ることにより、地域文化の継承・発展を支援します。

目標 4：「バリアフリーの実現」

県民が、等しく学び、読書に親しむことができる環境を整備することにより、心の豊かさや生きる力を育むお手伝いをします。

目標 5：「図書館サービスの推進拠点」

公共・学校・大学・専門図書館やボランティア団体をはじめとする県内の読書関連団体と連携・協力し、電子図書館を含む県全体の図書館サービス向上を目指します。

資料の収集、令和4年度主催事業、利用状況、福岡県立図書館協議会委員については図書館要覧（令和5年8月発行）に掲載している。

第5部 文化

第1節 現状と課題

1 現状と課題

少子高齢化やグローバル化の進展、情報技術の急速な進展など社会状況が大きく変化する中で、県民一人一人の自主性及び創造性が尊重され、多様な文化芸術の発展が図られるとともに、県民の主体的で多彩な文化芸術活動の展開により、豊かな県民生活と活力ある地域社会を創造することが重要になっている。また、子どもたちへの「心の教育」の重要性が指摘されており、次代を担う子どもたちに、優れた芸術に触れる機会を提供することが課題となっている。

一方、重要な史跡・建造物等の文化財を多く抱える本県の文化財保護については、都市周辺や農村部における土地利用の変更と景観の変容、所有者の世代交代に伴う保護に対する意識の変化、あるいは様々な自然災害の頻発など、文化財を取り巻く課題も多様化しており、その恒久的な保護策を講じることが年々厳しい状況となっている。また、伝統文化の分野では、技術者、伝承者、担い手の高齢化が進み、後継者の人材確保と育成が緊急な課題となっている。

2 令和4年度の重点的取組状況と成果

(1) 文化芸術については、「福岡県文化振興プラン」から平成29年3月に策定された「福岡県総合計画」に本県の文化振興の取組方針が引き継がれ、一層の推進を図っている。

なお、県の文化行政は、平成17年度以降、一般県民を対象とした芸術文化の振興業務を人づくり・県民生活部文化振興課（19年度までは生活労働部生活文化課、27年度までは新社会推進部県民文化スポーツ課）が、子どもを対象とした芸術文化の振興業務を教育庁社会教育課（19年度までは教育庁生涯学習課）が所管しており、子どもの文化普及事業については、第2節のとおり事業を実施した。

(2) 県立美術館については、平成27年11月に設置した「新・福岡県立美術館基本構想検討委員会」において、新しい美術館の整備に向けた基本的な方向性の検討を重ね、その結果として、平成29年3月に同委員会報告が取りまとめられ、教育長に提出された。また、新県立美術館基本構想の実現に全庁で取り組むため、平成29年度から設置に係る業務を人づくり・県民生活部文化振興課に移管した。

(3) 文化財の保存・活用を図るため、次のような事業を実施した。

- ・ 国指定文化財及び県指定文化財の保護事業に対する助成
- ・ 大規模遺跡総合整備事業（大宰府関連史跡の公有化事業に対する助成、重要伝統的建造物群保存地区の保存修理事業への助成、大宰府関連史跡の発掘調査及び修復・整備等）
- ・ 文化財保護指導委員による文化財の巡視
- ・ 道路建設等に伴う埋蔵文化財発掘調査の実施
- ・ 文化財指導者講習会
- ・ 銃砲刀剣類登録審査
- ・ 九州歴史資料館の運営

(4) 文化財の指定・解除等の状況は、次のとおりであった。

- ・ 国指定文化財
 - 特別史跡 追加指定 2 件
 - 史跡 追加指定 2 件
- ・ 国登録文化財
 - 登録有形文化財（建造物） 登録 14 件
- ・ 県指定文化財
 - 有形文化財 指定 1 件
 - 史跡 指定 2 件

第2節 子どもの文化普及事業

1 文化庁の事業

(1) 文化芸術による子供育成推進事業（巡回公演事業）

【事業趣旨】

学校において、優れた舞台芸術を鑑賞するとともに、芸術文化団体等による事前のワークショップや本番での共演で、本物の舞台芸術を身近に触れる機会を提供した。

【令和4年度採択状況】

16校

当該年度の採択校は文化庁ホームページに掲載。ただし、掲載は当該年度の翌年度まで。

(トップページ>政策について>芸術文化>世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成>文化芸術による子供育成推進事業)

(2) 文化芸術による子供育成推進事業（芸術家の派遣事業）

【事業趣旨】

学校の文化活動の活性化を図るため、優れた活動を行っている芸術家や伝統芸能の保持者等を学校に派遣し、講話、実技披露、実技指導等を行った。

【令和4年度採択状況】

12校

当該年度の採択校は文化庁ホームページに掲載。ただし、掲載は当該年度の翌年度まで。

(トップページ>政策について>芸術文化>世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成>文化芸術による子供育成推進事業)

2 県の事業

(1) 芸術文化事業県費助成

【事業趣旨】

本県の芸術文化の振興を図るために、芸術文化団体を助成した。

【助成団体】

(公財) 古都大宰府保存協会、(一社) 歴史と自然をまもる会、福岡県高等学校芸術・文化連盟、

(公社) 福岡県美術協会、福岡県中学校文化連盟

(2) ふくおか県民文化祭「子ども文化事業」鑑賞・発表事業

【事業趣旨】

子どもたちに良質な舞台芸術を鑑賞する機会を提供することにより、芸術文化に親しむ豊かな心を育むとともに、芸術文化活動への参加意欲を喚起するために実施した。

【令和4年度採択状況】

詳細は当該年度分のみ「ふくおか県民文化祭2022（記録集）」に掲載。

(3) ふくおか県民文化祭「子ども文化事業」芸術体験講座

【事業趣旨】

学校教育活動の中で、児童及び生徒に様々な伝統文化や芸術文化を体験させることを通して、豊かな人間性と多様な個性の育成を図るために実施した。

【実施方法】

芸術団体が企画した芸術体験プログラムを事前登録し、そのメニューを小中学校等に提示し、募集する。芸術体験講座事業実行委員会及び福岡県文化団体連合会事務局が実施する。

【令和4年度採択状況】

20校

詳細は当該年度分のみ「ふくおか県民文化祭2022（記録集）」に掲載。

(4) 古代日本の「西の都」魅力発信事業

【事業趣旨】

日本遺産の「西の都」の普及啓発を図るため、本県の文化・歴史への興味と関心を高めるような機会を提供した。

【令和4年度実施状況】

児童生徒を対象とした副読本を作成するとともに、「西の都」の前史に関するシンポジウムを開催した。

3 福岡県教育文化奨学財団の振興事業

(1) 舞台芸術感動体験事業

【事業趣旨】

小・中学生に最高の舞台における質の高い芸術の鑑賞を通して、調和のとれた情操の涵養と豊かな心の育成を図るために実施した。

【事業内容】

日 時：令和4年11月8日 11：00・13：45 2回公演

会 場：アクロス福岡シンフォニーホール

内 容：九州交響楽団による演奏

【事業参加対象者】

県内の小学校4～6年生、中学校1～3年生、義務教育学校の4～9年生、中等教育学校前期課程の児童・生徒及び教職員等

【令和4年度採択状況】

23校（実施22校）（中止1校）

(2) 特別支援学校等芸術鑑賞事業

【事業趣旨】

文化芸術に接する機会の少ない特別支援学校等の児童生徒に芸術鑑賞の機会を提供するため、県内芸術文化団体を特別支援学校に派遣して公演を実施した。

【令和4年度実施状況】

特別支援学校8校で、演劇、演芸、音楽等の公演を実施した。

4 その他の事業

(1) 福岡県高等学校芸術・文化連盟の主な活動

- 第37回福岡県高等学校総合文化祭の開催

令和4年9月25日～12月25日の間に開催した。

- 第46回全国高等学校総合文化祭（東京大会）への参加

令和4年7月31日～8月1日の間に東京都で開催され、19部門に参加した。

- 第6回全九州高等学校総合文化祭（佐賀大会）への参加

令和4年12月9日～12月11日の間に佐賀県で開催され、9部門に参加した。

(2) 福岡県中学校文化連盟の主な活動

- 第 22 回全国中学校総合文化祭福岡大会
兼第 20 回福岡県中学校総合文化祭北九州市・京築大会
兼第 37 回北九州市中学校文化総合発表会
- 第 12 回スチューデントミュージックフェスティバル

第 3 節 県立美術館の事業

福岡県立美術館協議会委員、概説、令和 4 年度主催美術展については美術館年報（令和 5 年 5 月発行）に掲載している。

第 4 節 文化財保護

1 文化財保護審議会

本県における文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する附属機関として、文化財保護法及び福岡県文化財保護審議会条例に基づき、福岡県文化財保護審議会（以下「保護審」という。）を設置している。

令和 4 年 4 月 1 日現在、保護審は 10 名の委員及び 29 名の専門委員で構成されている。

なお、専門委員は、福岡県文化財保護審議会規則により「史跡部会」、「名勝・天然記念物部会」、「有形文化財部会」、「無形文化財及び民俗文化財部会」の 4 部会のいずれかに属することとされている。

福岡県文化財保護条例により、教育委員会が文化財の指定をするときは、あらかじめ保護審に諮問することとされている。令和 4 年度は、審議会 1 回、専門部会 4 回を開催した。

2 文化財の指定

令和4年度の文化財の指定状況は次のとおりである。

[国指定文化財]

種別	名 称	市町村	指定年月日	備 考
特別史跡	水城跡	太宰府市	令和5年3月20日	追加指定
特別史跡	大宰府跡	太宰府市	令和5年3月20日	追加指定
史跡	小郡官衙遺跡群 小郡官衙遺跡 上岩田遺跡	小郡市	令和5年3月20日	追加指定
史跡	怡土城跡	糸島市	令和5年3月20日	追加指定

[登録有形文化財]

種別	名 称	市町村	告示年月日	備 考
登録有形文化財 (建造物)	篠山神社本殿	久留米市	令和4年10月31日	
登録有形文化財 (建造物)	篠山神社拝殿	久留米市	令和4年10月31日	
登録有形文化財 (建造物)	篠山神社中門	久留米市	令和4年10月31日	
登録有形文化財 (建造物)	篠山神社透塀	久留米市	令和4年10月31日	
登録有形文化財 (建造物)	若宮八幡宮本殿	久山町	令和4年10月31日	
登録有形文化財 (建造物)	若宮八幡宮拝殿	久山町	令和4年10月31日	
登録有形文化財 (建造物)	若宮八幡宮幣殿	久山町	令和4年10月31日	
登録有形文化財 (建造物)	旧九州帝国大学工学部本館	福岡市	令和5年2月27日	
登録有形文化財 (建造物)	旧九州帝国大学本部事務室棟	福岡市	令和5年2月27日	
登録有形文化財 (建造物)	旧九州帝国大学建築課棟	福岡市	令和5年2月27日	

種別	名 称	市町村	告示年月日	備 考
登録有形文化財 (建造物)	旧九州帝国大学門衛所	福岡市	令和 5 年 2 月 27 日	
登録有形文化財 (建造物)	浄福寺本堂	大川市	令和 5 年 2 月 27 日	
登録有形文化財 (建造物)	浄福寺離れ座敷	大川市	令和 5 年 2 月 27 日	
登録有形文化財 (建造物)	浄福寺山門	大川市	令和 5 年 2 月 27 日	

[県指定文化財]

種 別	名 称	市町村	指定等年月日	備 考
有形文化財	木造千手観音立像 木造十一面観音立像 木造六臂観音立像 木造持国天立像 木造多聞天立像	福岡市	令和 5 年 3 月 28 日	
史跡	大隈城跡（益富城跡）	嘉麻市	令和 5 年 3 月 28 日	
史跡	海軍築城航空基地稲童掩体	行橋市	令和 5 年 3 月 28 日	

指定文化財種目別件数一覧

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

種 目	国指定文化財			県指定 文化財	市町村指定 文化財	合計	
	国宝	重要文化財	計				
有形文化財	建 造 物		43	43	56	134	233
	絵 画		16	16	23	58	97
	彫 刻		50	50	63	151	264
	工 芸 品	5	31	36	53	69	158
	書 跡・典 籍	1	14	15	1	36	52
	古 文 書	1	7	8	22	66	96
	歴 史 資 料		1	1	5	48	54
	考 古 資 料	6	35	41	108	219	368
小 計	13	197	210	331	781	1,322	
無 形 文 化 財		3	3	9	7	19	

種 目		国指定文化財			県指定 文化財	市町村指定 文化財	合計
		国宝	重要文化財	計			
民俗 文化 財	有形民俗文化財		1	1	85	169	255
	無形民俗文化財		12	12	62	133	207
	小 計		13	13	147	302	462
記念 物	史 跡	5	92	97	83	222	402
	名 勝		8	8	5	9	22
	天然記念物	2	27	29	124	163	316
	小 計	7	127	134	212	394	740
合 計		20	340	360	699	1,484	2,543

伝統的建造物群		5	5		5	10
---------	--	---	---	--	---	----

重要文化的景観		1	1			1
---------	--	---	---	--	--	---

登録有形文化財		206	206		21	227
---------	--	-----	-----	--	----	-----

登録有形民俗文化財		1	1			1
-----------	--	---	---	--	--	---

登録無形民俗文化財					24	24
-----------	--	--	--	--	----	----

登録記念物		2	2			2
-------	--	---	---	--	--	---

記録作成		17	17	3		20
------	--	----	----	---	--	----

注(1) 国宝 … 特別史跡、特別天然記念物を含む。

(2) 重要文化財 … 重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物を含む。

(3) 地方公共団体が長期借用している国有品を含む。

(4) 独立行政法人国立文化財機構が所有する有形文化財（美術工芸品）を除く。

3 文化財の管理

文化財の所有者又は管理者及び管理団体に対して、日常管理指導を行った。

4 大宰府関連史跡の環境整備事業等

史跡の保存・活用を図るため、調査の成果を踏まえて、大宰府関連史跡において、遺構の保存修理及び活用のため整備事業を継続的に実施している。

令和4年度は、特別史跡大野城跡増長天地区において環境整備事業を実施した。

5 文化財愛護思想の普及

(1) 文化財指導者講習会

- 対象 市町村文化財関係者、福岡県文化財保護指導委員、文化財ボランティア、教職員等

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(2) 福岡県文化財担当職員研修会

- 期日・会場 令和4年11月24日 千代合同庁舎
- 対象 県内文化財担当職員
- 内容 説明1 「福岡県内無形民俗文化財の保護について」
事例報告1 「福岡市における無形民俗文化財についての取組」
説明2 「県からの各種連絡事項」
質疑応答

(3) 文化財防火デー

第69回文化財防火デー(令和5年1月26日)を中心に県機関5施設と59市町村で国・県指定等文化財の防火訓練や消防設備点検等を実施した。

(4) 九州地区民俗芸能大会

九州地区に伝承されている民俗芸能のうち価値の高いものを一般公開し、その鑑賞を通して民俗芸能の理解と知識を深め、無形民俗文化財としての保存・伝承を図るとともに、併せて上演芸能の記録を作成することを目的として昭和34年から、九州8県の持ち回りで毎年開催されている。

令和4年度は、AIM・ユニバースてだこホール(沖縄県浦添市)において11月13日に開催され、福岡県からは宇美神楽(宇美町)が出演した。

(5) 文化財保護強調週間

令和4年度（第69回）文化財保護強調週間（令和4年11月1日～11月7日）は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県内文化財関連イベント関係情報一覧の作成及び配布は実施しなかった。

(6) 文化財保護指導委員

ア 配置等

国・県指定文化財等の巡回調査及び埋蔵文化財の監視並びに地域住民に対する文化財愛護思想の普及を図るため、旧教育庁出張所の所管区域を単位として17名の委員を配置し、国庫補助事業として実施した。

イ 文化財保護指導委員会議

- 期日・会場 令和4年6月2日 教育庁第一会議室
- 報告等 「天然記念物（樹木）の知識と見方」
「近年の福岡県文化財保護行政の動向」
「国・県指定文化財の新指定等について」
「文化財の巡視について」

6 埋蔵文化財の発掘調査

各種開発事業によりやむを得ず破壊を受けるものを対象とした調査（記録保存）と遺跡の内容を把握する調査（保存目的）について下記のとおり実施し、件数は現地での発掘調査195件、整理作業153件である。

(1) 市町村実施の調査

- ・単独事業 51件（記録保存：調査24・整理22、保存目的：調査4・整理1）
- ・受託事業 183件（記録保存：調査108・整理75）
- ・国庫補助事業 101件（記録保存：調査31・整理38、保存目的：調査23・整理9）

(2) 県実施の調査

- ・単独事業 6件（記録保存：調査2、整理4）
- ・受託事業 1件（記録保存：調査0、整理1）
- ・国庫補助事業 6件（保存目的：調査3、整理3）

7 銃砲刀剣類の登録

銃砲刀剣類の登録の令和4年度の処理件数は、次のとおりである。

(1) 登録件数	492 件
(2) 登録証再交付件数	74 件
(3) 登録証返納件数	236 件
(4) 所有者変更届	1,888 件
(5) 製作承認件数	39 件

8 文化財保護に対する助成

(1) 国庫補助事業

令和4年度には、次のような補助事業計139件が行われた。

ア 建造物保存修理	5 件
イ 建造物保存修理（公開活用）	1 件
ウ 建造物保存修理（耐震診断）	1 件
エ 近代和風建築等総合調査	1 件
オ 美術工芸品保存修理	2 件
カ 美術工芸品保存修理（防災設備・非公共）	1 件
キ 地域活性化のための特色ある文化財調査・活用	1 件
ク 史跡等保存活用計画策定	2 件
ケ 歴史生き生き！史跡等総合活用整備	35 件
コ 天然記念物再生	1 件
サ 文化的景観保護推進	1 件
シ 発掘調査等	29 件
ス 地域の特色ある埋蔵文化財活用	12 件
セ 伝統的建造物群基盤強化	5 件（4 地区）
ソ 指定文化財管理（国有文化財管理）	2 件
タ 指定文化財管理	1 件
チ 無形文化財（伝承）団体	1 件
ツ 無形文化財（公開）	1 件
テ 民俗文化財調査（祭り・行事を含む）	1 件
ト 民俗文化財伝承・活用等	1 件
ナ 史跡等買上げ（直接買上げ）	10 件

ニ	史跡等買上げ（先行取得償還）	8 件
ヌ	防災施設整備（建造物）（防災施設等）	2 件
ネ	防災施設整備（建造物）（耐震対策工事）	2 件
ノ	防災施設整備（美術工芸品）	1 件
ハ	防災施設整備（記念物）	2 件
ヒ	登録有形文化財	2 件
フ	地域の伝統行事等のための伝承	7 件
ヘ	地域のシンボル整備等	1 件

(2) 国指定文化財管理事業

令和 4 年度は、防災設備保守点検等 21 件、荒廃防止 3 件の計 24 件について行った。

(3) 県単独補助事業

令和 4 年度は、有形文化財、無形民俗文化財等の保存修理や天然記念物の樹勢回復、防災設備保守点検など 29 件について行った。

9 九州歴史資料館

令和 4 年度の事業については、「九州歴史資料館年報 令和 4 年度（2022）」（九州歴史資料館ホームページ＞刊行物＞年報）に掲載している。

第6部 体育・スポーツ及び健康教育

第1節 現状と課題

1 現状と課題

(1) 体育・スポーツの振興について

学校体育においては、児童生徒の体力の向上や生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質・能力の育成を図っている。子どもの体力については、運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られることや、昭和60年頃の体力のピーク時に比べると低い状況が見られることなどの課題があり、引き続き児童生徒の体力を向上させるとともに、自ら進んで運動やスポーツを継続的に行う児童生徒の育成に努める必要がある。

また、運動部活動については、積極的に参加するよう奨励するとともに、生徒の能力・適性・興味・関心等に応じつつ、健康・安全に留意し、適切な活動が行われるよう配慮することが必要である。

競技スポーツの推進については、現在、国民体育大会「男女総合成績常時8位以内入賞」を目標として取り組んでおり、平成27年度までは、3年連続でその目標を達成することができた。平成30年度は再び8位入賞を果たしたが、令和元年度は、8位以内入賞を逃した。令和2年度の本大会は新型コロナウイルス感染拡大の影響により延期、令和3年度の本大会は中止となった。令和4年度は再び8位入賞を果たした。

今後も、県スポーツ協会や各競技団体等と連携し、競技力の向上に努める必要がある。

(2) 健康教育の充実について

近年、児童生徒を取り巻く生活環境の急激な変化を背景として、生活習慣の乱れ、アレルギー疾患、メンタルヘルスの問題、性に関する問題や薬物乱用等、様々な健康課題が生じており、学校における対応も多様化・複雑化している。また、大規模な自然災害や事件・事故等で被害に遭った子どもの心のケアや学校管理下における安全確保等の課題等、新たな対応を求められる課題も生じていることから、学校保健・学校安全を推進することができるよう、学校と家庭、地域が一体となって子どもの健康、安全に関する資質・能力を育成することが必要である。また、食に関する指導を充実させるとともに、学校給食における栄養管理及び衛生管理の徹底を図る必要がある。

2 令和4年度の重点的取組状況と成果

(1) 体育・スポーツの振興について

平成26年3月に「福岡県スポーツ推進計画」を策定し、様々な取組を進めてきた。この間、スポーツを取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、平成30年12月に後期計画として見直し、「スポーツ立県福岡」の実現に向けて体育・スポーツの振興に努めている。

学校体育については、子どもの体力向上に関する事業を実施するとともに、県内全小中高校で各学校の実態に応じた計画的かつ継続的な「1校1取組」運動を位置付けた「体力向上プラン」を作成し、児童生徒の体力の向上及び生涯にわたって運動やスポーツを実施するための資質・能力の育成を図った。

競技スポーツの推進については、県スポーツ協会や各競技団体等と連携して一貫指導システム構築の促進とともに、平成 29 年度からは将来有望なジュニアアスリートの育成強化、また、平成 30 年度からは国際的に活躍できる女性アスリートの育成強化に力を入れている。また、スポーツ医・科学領域に精通した指導者の養成に努め、国民体育大会「男女総合成績常時 8 位以内入賞」を達成できるよう取り組んでいる。その結果、平成 30 年度は各競技団体の計画的な強化が実り、再び 8 位入賞を果たすことができた。令和 2 年度から 3 年度にかけて、各競技団体においてこれまでの競技者育成プログラムについて再検討・再構築を促し、新たなプログラムを策定するとともに、一貫指導システムの理念を共有することができた。

(2) 健康教育の充実について

学校における健康教育を推進するために、保健主事研修会、薬物乱用等防止教育指導者養成研修会、食に関する指導者研修会、学校安全に関する研修会等、教職員等を対象とした各種研修会を開催した結果、健康教育に関する教員の資質・能力の向上を図ることができた。また、性や心の健康課題を抱える生徒とその保護者、教員等に対して医師による健康教育推進事業（性と心の健康相談）を行うことにより、学校・家庭・地域が連携した支援を行うことができた。がん教育については、がんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識及び命の大切さに対する理解を深めるため、県立学校等に外部講師を派遣するとともに、学習指導要領に対応したがん教育の取組を推進するため、教職員等を対象としたがん教育指導者研修会を実施した。食育の推進については、栄養教諭を中心とした食育推進体制の充実を図ることができた。

第2節 学校体育

1 学校体育指導者の研修

(1) 県内講習会等

学校における体育・スポーツ活動の充実を図るため、学校体育指導者を対象とした講習会等を開催し、今日的課題を究明するとともに、学校体育指導者の資質向上に努めた。

(2) 中央講習会等派遣

文部科学省（スポーツ庁）及び学校教育研究団体などが主催する講習会・研修会に学校体育指導者を派遣し、県内における中心的指導者の養成を図った。

第3節 スポーツの振興

1 競技スポーツ振興事業

第77回国民体育大会本大会は、栃木県で開催された。なお、冬季国体は、1月に栃木県（日光市）でスケートとアイスホッケーが開催され、2月に秋田県（鹿角市）でスキーが開催された。

男女総合成績（点）

都道府県名	順位	男女総合 (天皇杯)
東京	1位	2436.0
栃木	2位	2270.5
埼玉	3位	1932.5
愛知	4位	1766.0
大阪	5位	1737.5
神奈川	6位	1659.5
千葉	7位	1490.8
福岡	8位	1380.5
北海道	9位	1348.5
京都	10位	1332.5
兵庫	11位	1329.0
三重	12位	1325.5
岐阜	13位	1321.0
鹿児島	14位	1218.5
長野	15位	1152.5
岡山	16位	1135.5
静岡	17位	1116.5
福井	18位	1114.0
茨城	19位	1107.0
滋賀	20位	1096.5

女子総合成績（点）

都道府県名	順位	女子総合 (皇后杯)
東京	1位	1311.0
栃木	2位	1092.0
愛知	3位	1027.0
埼玉	4位	1006.0
大阪	5位	907.5
兵庫	6位	847.5
岐阜	7位	836.0
神奈川	8位	820.0
京都	9位	793.5
千葉	10位	786.5
福岡	11位	756.5
鹿児島	12位	724.5
長野	13位	703.0
佐賀	14位	701.0
三重	15位	690.0
群馬	15位	655.0
静岡	17位	648.5
福井	18位	626.5
広島	19位	623.0
石川	20位	621.5

第77回国民体育大会競技別・種別獲得点一覧及び順位

競技名	参加点	男子		女子		獲得点	男女総合 順位	女子総合 順位	
		成年	少年	成年	少年				
1 スケート	10	9	18	49	22	108	5	3	
2 アイスホッケー	10	0	0	/	/	10	11	/	
3 スキー	10	0	0	8	0	18	13	10	
小計	30	9	18	57	22	136	/	/	
4 水泳	10	競泳	6	11	13	12	42	15	15
		飛込	0	0	0	0	0		
		水球	0	0	0	0	0		
		アーティスティックスイミング	/	/	/	0	0		
		オープンウォーター	-	/	-	/	-		
5 ボート	10	0	0	6	21	37	17	9	
6 セーリング	10	4	0	3	14	31	14	9	
7 カヌー	10	1	9	15	6	41	17	12	
8 陸上競技	10	7.75	25.75	16.75	21.75	82	8	9	
9 サッカー	10	0	0	/	0	10	18	9	
10 テニス	10	0	0	0	6	16	17	11	
11 ホッケー	10	0	0	0	0	10	21	15	
12 ボクシング	10	8	0	0	/	18	23	25	
13 ハレーボール	10	6人制	0	17.5	0	0	17.5	27.5	22
		ビーチ	/	0	/	0	0		
14 体操	10	競技	0	0	0	0	0	38	12
		新体操	/	/	/	25	25		
		トランポリン	2	/	1	/	3		
15 バスケットボール	10	0	27.5	0	27.5	65	4	5	
16 レスリング	10	12	7.5	5.5	/	35	19	6	
17 ウェイトリフティング	10	11	25	0	/	46	17	24	
18 ハンドボール	10	0	0	0	0	10	23	15	
19 自転車	10	3	3	17	/	33	17	7	
20 ソフトテニス	10	0	0	0	0	10	22	14	
21 卓球	10	0	7.5	0	16.5	34	8	5	
22 軟式野球	10	56	/	/	/	66	2	/	
23 相撲	10	15	12.5	/	/	37.5	6	/	
24 馬術	10	2	6.5	7	6.5	32	12	12	
25 フェンシング	10	0	0	0	0	10	24	18	
26 柔道	10	0	30	12.5	/	52.5	3	5	
27 ソフトボール	10	44	44	0	0	98	4	14	
28 バドミントン	10	0	0	0	0	10	21	14	
29 弓道	10	3	0	0	0	13	28	19	
30 ライフル射撃	10	2	0	1	5	18	26	16	
31 剣道	10	0	0	0	30	40	7	3	
32 ラグビーフットボール	10	0	64	25	/	99	2	4	
33 スノーシューイング	10	0	0	0	0	10	22	16	
34 アーチERY	10	0	0	0	0	10	24	16	
35 空手道	10	7.5	7.5	7.5	12.5	45	5	12	
36 銃剣道	10	0	0	/	/	10	15	-	
37 なぎなた	10	/	/	0	0	10	21	21	
38 ボウリング	10	0	32	2	0	44	7	23	
39 ゴルフ	10	7.5	0	16.5	/	34	3	3	
40 トライアスロン	10	0	0	/	/	10	14	8	
小計	370	191.75	330.25	148.75	203.75	1244.5	/	/	
合計	400	200.75	348.25	205.75	225.75	1380.5	/	/	

2 スポーツ施設

(1) 県立学校体育施設開放事業

生涯スポーツの普及振興を図るため、県立学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲において、地域住民の利用に供する事業である。

利用状況は次のとおりである。

	利 用 人 数	利 用 回 数	利用団体数
屋内体育施設 (体育館等)	18,104 人	1,182 回	198 団体
屋外体育施設 (グラウンド等)	29,237 人	875 回	231 団体
計	47,341 人	2,057 回	429 団体

(2) 県立スポーツ科学情報センター

本県体育・スポーツの普及振興を図る中核的施設として平成7年6月に開館。隣接する県立総合プールと併せて「アクション福岡」の愛称で親しまれている。

各種アリーナ、トレーニング室、研修室及び宿泊室等のスポーツ施設の提供のほかに、指導者養成事業、健康体力相談を実施し、生涯スポーツの振興や学校体育活動に役立つさまざまな情報の収集・分析を行い提供している。

指定管理者としてアクション福岡マネジメントグループ（代表団体：公益財団法人福岡県スポーツ振興センター）が管理運営を行っている。

(3) 県立総合プール

水泳の普及・振興と県民の体位・体力の向上を図るため平成元年5月、福岡市博多区東平尾公園内に開館。指定管理者としてアクション福岡プロジェクトチーム（代表団体：公益財団法人福岡県スポーツ振興センター）が管理運営を行っている。

(4) 福岡県馬術競技場

馬術競技の振興及び馬術技術の向上を図るため、平成元年3月、糟屋郡古賀町（現在の古賀市）に開場。指定管理者として福岡県馬術連盟が管理運営を行っている。

(5) 県立総合射撃場

散弾銃射撃、ライフル射撃等の普及振興及び射撃技術の向上を図るため、昭和61年から平成元年にかけて、筑紫野市に開場。指定管理者として公益財団法人福岡県スポーツ振興センターが管理運営を行っている。

(6) 久留米総合スポーツセンター

昭和49年全国高校総合体育大会の開催を契機に、福岡県と久留米市が共同で久留米総合スポーツセンターを開設。

福岡県の施設である陸上競技場、補助競技場、テニスコート、久留米市の施設である野球場、県市共同建設施設である久留米アリーナで現在は構成されており、指定管理者としてふくおかスポーツライフ創造パートナーズ（代表団体：美津濃株式会社）が管理運営を行っている。

(7) 利用状況

令和4年度の各施設の利用状況は次のとおりである。

令和4年度 体育施設利用状況（年間利用者数）

スポーツ科学情報センター

アリーナ、研修室等	208,780
宿泊施設	4,175
スポーツ医事・健康体力相談	733
トレーニング室	64,404
合 計	278,092

総合プール

プール	58,906
アイススケート	38,065
会議室等	3,285
合 計	100,256

久留米総合スポーツセンター

(県施設)		
	陸上競技場	54,127
	補助競技場	59,808
	テニスコート	19,092
小 計		133,027
(久留米市施設)		
	野球場	51,136
小 計		51,136
(県市共同建設施設) 久留米アリーナ		
	アリーナ	121,385
	トレーニング室	53,290
	武道場	86,943
	弓道場	16,846
小 計		278,464
合 計		462,627

総合射撃場

クレー、ライフル	5,756
----------	-------

馬術競技場

馬場馬術競技場	11
障害馬術競技場	2,361
覆い馬場	933
馬場(個人)	1,226
厩舎	3,153
会議室・研修室	152
合 計	7,836

第4節 健康教育

1 保健・安全・給食教育

(1) 研修会等の開催

学校保健、学校安全、学校給食の推進を図るため、公立学校の教職員並びに行政機関の職員を対象に表1に掲げる研修会等を開催し、指導者、担当者の資質向上に努めた。

表1 令和4年度 学校保健・学校安全・学校給食に関する研修会及び講習会

名称	期日	会場	対象者・参加者数	内容
福岡県学校健康教育研究大会	11月24日	福岡リーセントホテル	校長・保健主事・養護教諭・三師会、学校保健・学校安全・学校給食関係者56人 一般参加者61人	優良学校及び功労者表彰・実践発表
学校給食料理コンクール	10月18日	福岡県学校給食会	栄養教諭等及び学校給食調理員 応募数22チーム	食事内容の充実・調理技術の向上
食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会	12月16日	福岡市民会館	小・中・高・特別支援学校の校(園)長、副校(園)長、教頭、教職員等300人	学校における食物アレルギー対応の充実を図るための特に管理職を対象とした研修会

(2) 学校保健・学校安全・学校給食優良学校・功労者の表彰

学校保健、学校安全、学校給食において、幼児児童生徒の健康づくりの推進に功績のあった個人や団体に対し、次のとおり表彰を行った。

ア 学校保健・学校安全・学校給食優良学校

○学校安全優良学校

特別優秀賞 新宮町立新宮東中学校

○学校給食優良学校

優良賞 上毛町立友枝小学校

イ 学校保健・学校安全・学校給食功労者

○学校保健功労者

108名(学校医:51名、学校歯科医:36名、学校薬剤師13名)

その他学校保健に係る医療関係者(医師):4名、教職員:4名)

○学校安全功労者

2名、3団体

○学校給食功労者

4名、1団体

(3) その他表彰

ア 文部科学大臣表彰

(7) 学校保健・学校安全

○学校保健の部

北九州市立松ヶ江北小学校	学校医	渡邊	教文
大川市立大川桐英中学校	学校歯科医	松藤	幸治
桂川町立桂川小学校	学校歯科医	大塚	武文
福岡市立百道中学校	学校薬剤師	福岡	英樹
福岡市立春住小学校			

○学校安全の部

上毛町立唐原小学校

(4) 学校給食

福津市立福間小学校 栄養教諭 大江 久美子

(4) 県内公立学校の給食状況は、表2から表4のとおりである

表2 公立小学校給食状況

(令和3年5月1日現在)

番号	市町村名	学校数	完全給食		補食給食		ミルク給食		実施校計		未実施校		完全給食実施率	
			校数	児童数	校数	児童数	校数	児童数	校数	児童数	校数	児童数	校数	児童数
1	北九州市	129	129	45,623					129	45,623			100.0	100.0
2	福岡市	145	144	83,008					144	83,008			〃	〃
3	大牟田市	19	19	5,187					19	5,187			〃	〃
4	久留米市	44	44	17,056					44	17,056			〃	〃
5	直方市	11	11	3,083					11	3,083			〃	〃
6	飯塚市	19	19	6,823					19	6,823			〃	〃
7	田川市	9	9	2,399					9	2,399			〃	〃
8	柳川市	19	19	3,264					19	3,264			〃	〃
9	八女市	13	13	2,865					13	2,865			〃	〃
10	筑後市	12	11	2,900					11	2,900	1	18	〃	〃
11	大川市	8	8	1,361					8	1,361			〃	〃
12	行橋市	11	11	3,971					11	3,971			〃	〃
13	豊前市	10	10	1,264					10	1,264			〃	〃
14	中間市	6	6	1,788					6	1,788			〃	〃
15	小郡市	8	8	3,461					8	3,461			〃	〃
16	筑紫野市	11	11	6,082					11	6,082			〃	〃
17	春日市	12	12	7,385					12	7,385			〃	〃
18	大野城市	10	10	6,364					10	6,364			〃	〃
19	宗像市	14	14	5,558					14	5,558			〃	〃
20	太宰府市	7	7	4,333					7	4,333			〃	〃
21	古賀市	8	8	3,580					8	3,580			〃	〃
22	福津市	7	7	4,674					7	4,674			〃	〃
23	うきは市	7	7	1,531					7	1,531			〃	〃
24	宮若市	5	5	1,351					5	1,351			〃	〃
25	嘉麻市	8	8	1,724					8	1,724			〃	〃
26	朝倉市	11	11	2,650					11	2,650			〃	〃
27	みやま市	10	10	1,668					10	1,668			〃	〃
28	糸島市	16	16	5,927					16	5,927			〃	〃
29	那珂川市	8	7	3,362					7	3,362			〃	〃
	市計	597	594	240,242	0	0	0	0	594	240,242	1	18	〃	〃
30	糟屋郡	27	27	16,378					27	16,378			〃	〃
31	遠賀郡	16	16	4,928					16	4,928			〃	〃
32	鞍手郡	9	9	950					9	950			〃	〃
33	嘉穂郡	2	2	677					2	677			〃	〃
34	朝倉郡	5	5	1,825					5	1,825			〃	〃
35	三井郡	4	4	916					4	916			〃	〃
36	三潁郡	3	3	951					3	951			〃	〃
37	八女郡	3	3	1,150					3	1,150			〃	〃
38	田川郡	18	18	2,888					18	2,888			〃	〃
39	京都郡	14	14	3,039					14	3,039			〃	〃
40	築上郡	13	13	1,659					13	1,659			〃	〃
	郡計	114	114	35,361	0	0	0	0	114	35,361	0	0	〃	〃
	総計	711	708	275,603	0	0	0	0	708	275,603	1	18	100.0	100.0

(注) 学校数には、休校中の2校を含む。

未実施校1校は、隣接する児童福祉施設で調理された食事の提供を受けている学校である。

完全給食実施率は、給食実施校に占める完全給食実施校の割合である。

表3 公立中学校給食状況

(令和3年5月1日現在)

番号	市町村名	学校数	完全給食		補食給食		ミルク給食		実施校計		未実施校		完全給食実施率	
			校数	生徒数	校数	生徒数	校数	生徒数	校数	生徒数	校数	生徒数	校数	生徒数
1	北九州市	62	62	22,429					62	22,429			100.0	100.0
2	福岡市	69	69	37,745					69	37,745			〃	〃
3	大牟田市	8	8	2,452					8	2,452			〃	〃
4	久留米市	17	17	7,652					17	7,652			〃	〃
5	直方市	4	4	1,510					4	1,510			〃	〃
6	飯塚市	10	10	3,107					10	3,107			〃	〃
7	田川市	8	8	1,230					8	1,230			〃	〃
8	柳川市	6	6	1,547					6	1,547			〃	〃
9	八女市	8	8	1,283					8	1,283			〃	〃
10	筑後市	3	3	1,335					3	1,335			〃	〃
11	大川市	2	2	706					2	706			〃	〃
12	行橋市	6	6	1,764					6	1,764			〃	〃
13	豊前市	4	4	482					4	482			〃	〃
14	中間市	4	4	947					4	947			〃	〃
15	小郡市	5	5	1,729					5	1,729			〃	〃
16	筑紫野市	5	5	3,007					5	3,007			〃	〃
17	春日市	6	6	3,747					6	3,747			〃	〃
18	大野城市	5					5	3,043	5	3,043			0.0	0.0
19	宗像市	6	6	2,676					6	2,676			100.0	100.0
20	太宰府市	4					4	2,128	4	2,128			0.0	0.0
21	古賀市	3	3	1,661					3	1,661			100.0	100.0
22	福津市	3	3	1,785					3	1,785			〃	〃
23	うきは市	2	2	760					2	760			〃	〃
24	宮若市	2	2	692					2	692			〃	〃
25	嘉麻市	5	5	874					5	874			〃	〃
26	朝倉市	6	6	1,287					6	1,287			〃	〃
27	みやま市	4	4	893					4	893			〃	〃
28	糸島市	7	7	2,884					7	2,884			〃	〃
29	那珂川市	4	3	1,678			1	12	4	1,690			75.0	99.3
	市計	278	268	107,862	0	0	10	5,183	278	113,045			96.4	95.4
30	糟屋郡	15	12	6,538			3	1,275	15	7,813			80.0	83.7
31	遠賀郡	7	7	2,364					7	2,364			100.0	100.0
32	鞍手郡	2	2	528					2	528			〃	〃
33	嘉穂郡	1	1	313					1	313			〃	〃
34	朝倉郡	3	3	840					3	840			〃	〃
35	三井郡	1	1	391					1	391			〃	〃
36	三潞郡	1	1	451					1	451			〃	〃
37	八女郡	1	1	547					1	547			〃	〃
38	田川郡	7	7	1,463					7	1,463			〃	〃
39	京都郡	6	6	1,356					6	1,356			〃	〃
40	築上郡	3	3	606					3	606			〃	〃
41	吉富町外一市中学校組合	1	1	311					1	311			〃	〃
	郡計	48	45	15,708	0	0	3	1,275	48	16,983	0	0	93.8	92.5
	県立計	4					4	1,174	4	1,174			0.0	0.0
	総計	330	313	123,570	0	0	17	7,632	330	131,202	0	0	94.8	94.2

(注) 完全給食実施率は、給食実施校に占める完全給食実施校の割合である。

表 4 義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校、夜間定時制高等学校学校給食状況

（令和 3 年 5 月 1 日現在）

区 分	完全給食		補食給食		ミルク給食		計	
	校数	児童生徒数	校数	児童生徒数	校数	児童生徒数	校数	児童生徒数
義務教育学校	5	1,626					5	1,626
中等教育学校 （前期課程）					1	290	1	290
特別支援学校	36	6,344					36	6,344
定時制高校	21	1,494					21	1,494
計	62	9,464			1	290	63	9,754

(5) 米飯給食の実施状況

昭和 51 年度から学校給食に米飯が取り入れられたが、その実施状況は表 5 のとおりである。

表 5 米飯給食実施状況

（令和 3 年 5 月 1 日現在）

区 分	完全給食校	米飯給食 実施校	実施率	完全給食 実施人員	米飯給食 実施人員	実施率
小学校	708	708	100%	275,603	275,603	100%
中学校	313	313	100%	123,570	123,570	100%
義務教育学校	5	5	100%	1,626	1,626	100%
特別支援学校	36	36	100%	6,344	6,344	100%
夜間定時制高校	21	21	100%	1,494	1,494	100%
計	1,083	1,083	100%	408,637	408,637	100%

（注） 実施率は完全給食実施校に対する比率である。

(6) 牛乳の飲用状況

学校給食用牛乳(200cc、300cc)の飲用状況は表 6 のとおりである。

表 6 学校給食用牛乳飲用状況

飲用本数 （千本）	区 分	価 格			
		国・県費 補助	地域間格差 補正額	保護者 負担金	計
58,351 (237)	紙	0 円	0.47 円	49.70 円	50.17 円

（注） 1. 飲用本数は令和 4 年度の実績である。

2. () の数は、300cc の本数で内数である。

(7) 果汁の飲用状況

昭和 50 年度から小・中学校の児童生徒を対象に果汁(ミカンジュース 125cc)が取り入れられたが、その飲用状況は表 7 のとおりである。

表 7 集団給食用果汁飲用状況

飲用本数 (本)		価 格				計
		国庫補助	県費補助	団体特別 助成金	保護者 負担金	
653,950	125cc	0円	0円	7.70円	34.30円	42.00円

(注) 飲用本数は令和4年度の実績である。

(8) 栄養摂取量

本県では、年3回学校給食の実施内容の報告を求めているが、その平均摂取量は、表8のとおりである。

学校給食に供する食物の栄養内容の基準は、全国的な平均値を示したものであるため、適用に当たっては、児童生徒の実態並びに地域の実情等に配慮し弾力的に運用することとされている。

学校給食の食事内容については、各教科等における指導内容と関連させる、地場産物や郷土料理を取り入れる等、食に関する指導に学校給食を活用できるよう配慮することが望まれる。

表 8 令和4年度 学校給食栄養摂取量

区分	県平均		参考：文部科学省基準 (令和3年4月1日改正)	
	小学生	中学生	児童(8~9歳) の場合	生徒(12~14歳) の場合
エネルギー(kcal)	600	742	650	830
たんぱく質(g) (学校給食による摂取 エネルギー全体に占 める割合)	23.0 (15.3%)	27.9 (15.0%)	学校給食による摂取エネルギー 全体の13~20%	
脂質(g) (学校給食による摂取 エネルギー全体に占 める割合)	19.4 (29.1%)	23.4 (28.4%)	学校給食による摂取エネルギー 全体の20~30%	
食塩相当量(g)	2.3	2.9	2未満	2.5未満
カルシウム(mg)	344	378	350	450
マグネシウム(mg)	92	112	50	120
鉄(mg)	2.9	3.8	3	4.5
ビタミンA(μgRAE)	284	338	200	300
ビタミンB1(mg)	0.49	0.57	0.4	0.5
ビタミンB2(mg)	0.53	0.58	0.4	0.6
ビタミンC(mg)	28	33	25	35
食物繊維(g)	5.5	6.9	4.5以上	7以上

(9) 学校給食費

学校給食費は、各市町村が学校給食摂取基準に定められた栄養量、食品構成、食材等の仕入れ方法等を慎重に検討して適正な給食費を決定している。

各市町村別の学校給食費は表9のとおりである。

表9 完全給食実施校における給食費の平均月額(保護者負担額のみ)

(令和3年5月1日現在)

設置者	小学校	中学校	設置者	小学校	中学校
北九州市	4,300	5,400	新宮町	4,373	5,214
福岡市	4,200	5,000	久山町	4,369	
大牟田市	3,900	4,700	粕屋町	4,207	5,023
久留米市	4,100	4,600	芦屋町	4,019	4,723
直方市	4,400	4,900	水巻町	3,900	4,600
飯塚市	3,988	4,769	岡垣町	4,300	5,100
田川市	4,110	4,760	遠賀町	4,100	4,800
柳川市	4,100	5,000	小竹町	4,000	4,500
八女市	4,300	5,000	鞍手町	4,500	5,000
筑後市	4,200	4,900	桂川町	4,100	4,900
大川市	4,300	5,000	筑前町	3,800	4,400
行橋市	4,200	5,020	東峰村	4,550	5,300
豊前市	4,490	5,475	大刀洗町	4,100	5,100
中間市	3,900	4,800	大木町	3,700	4,400
小郡市	4,200	4,900	広川町	4,200	4,900
筑紫野市	4,600	5,500	香春町		
春日市	4,670	5,298	添田町	4,500	5,200
大野城市	4,600		糸田町	4,500	5,100
宗像市	4,400	5,250	川崎町	3,600	4,200
太宰府市	4,650		大任町	4,000	4,600
古賀市	4,305	4,920	赤村	3,600	3,900
福津市	4,300	4,700	福智町	4,300	4,900
うきは市	3,900	4,800	荇田町	4,000	4,800
宮若市	4,000	4,500	みやこ町	4,610	5,510
嘉麻市	3,600	4,476	吉富町	4,500	
朝倉市	3,800	4,400	上毛町	4,091	4,500
みやま市	4,000	4,900	築上町	4,400	4,500
糸島市	4,200	5,000	吉富町外一市中学校組合		5,400
那珂川市	4,650	5,400			
宇美町	4,325	5,223			
篠栗町	4,527	5,168			
志免町	4,658	5,370			
須恵町	4,658				

(10) 栄養教諭・学校栄養職員の配置状況

令和4年5月1日現在における県内（政令市を除く）の栄養教諭及び学校栄養職員の配置は次のとおりである。

	栄養教諭（※1）	学校栄養職員（※2）
小学校	172名	14名
中学校	44名	3名
特別支援学校	17名	2名
計	233名	19名

（※1）講師（栄養）（期限付）を含む。

（※2）技師（栄養）（期限付）を含む。

(11) 食育推進事業

学校給食の意義やねらい等についての理解を深めるとともに、家庭における食生活の改善や子どもたちの望ましい食習慣を形成するため、表 10 に掲げる食育推進事業を実施した。

表 10 令和 4 年度 食育推進事業実施状況

事業名	対象者	目的・事業内容	実施状況
「朝食いきいきシート」の配布	小学校、特別支援学校小学部 4～6 年生児童	<p>【目的】望ましい朝食摂取について児童や保護者の意識を高めるとともに、児童が自分自身の食生活を振り返ることで、栄養バランスのよい朝食摂取の習慣化を図る。</p> <p>【事業内容】朝食を食べることの効果、栄養バランスを考えて朝食を食べること、自分の朝食摂取の状況を振り返ること等について掲載したシートを対象児童に配布。</p>	配布数:81,625 枚
子どもが作る「ふくおか弁当の日」の推進	小学校、中学校、特別支援学校、高等学校児童生徒	<p>【目的】子どもが弁当を作ることとおして、食べ物やそれらを作ってくれる人への感謝の心を養い、自己肯定感を育むこと等を目指す。</p> <p>【事業内容】</p> <p>①学校全体又は学年等で「弁当の日」を設定するなどし、発達段階に応じて家庭や地域の協力を得ながら児童生徒自ら弁当を作り、給食時間や学校行事等において皆で会食する取組を各学校で実施。</p> <p>②「ふくおか弁当の日」の取組の充実を図るため、教職員、保護者等に対する研修会を開催。</p>	<p>①実施校数：314 校</p> <p>②事業推進を図る動画配信。</p>
福岡県学校給食レシピコンクール	中学校、特別支援学校中学部生徒	<p>【目的】学校給食の意義や県産品への理解を深めるとともに、食に関する興味関心を高め、家庭・地域における食生活の改善や子どもの望ましい食習慣の形成に寄与する。</p> <p>【事業内容】中学生から県産品を用いた学校給食レシピを募集し、優秀な作品を表彰。</p>	応募数：1,672 点
学校給食フェア	小学校、中学校児童生徒及び保護者、学校関係者等	<p>【目的】学校給食についての理解を深めるとともに、「食」に関する興味、関心を高め、家庭における食生活の改善や望ましい食習慣の形成に寄与する。</p> <p>【事業内容】親子等で参加する料理教室、学校給食クイズラリー等</p>	参加者数：約 500 人
P T A 学校給食教室	小学校、中学校、特別支援学校児童生徒の保護者	<p>【目的】学校給食の意義、役割、現状等について理解と認識を深め、家庭における食生活の改善並びに子どもたちの望ましい食習慣の形成に寄与する。</p> <p>【事業内容】学校給食に関する説明、学校給食献立の調理実習</p>	<p>県内 6 地区を 2 年計画で 3 地区ずつ実施</p> <p>参加者数：29 人</p>

2 健康増進特別事業

国の「へき地児童生徒援助費等補助金(保健管理費)」の交付を受けて、令和4年度は次のとおり実施した。

事業名	実施市町村数	実施学校数	補助対象経費	補助金
へき地学校心臓検診	1	7校	94千円	31千円
医師等派遣	3	7校	5,883千円	718千円

3 健康教育推進事業(性と心の健康相談)

青少年の健康に関する現代的課題へ対応するため、令和4年度は次のとおり県立高等学校において、生徒、教職員及び保護者に対して専門医による性及び精神保健に関する相談事業を実施した。

令和4年度 健康教育推進事業

事業名	実施学校数
性に関する相談事業	89校
心に関する相談事業	83校

4 性に関する指導の推進

近年、性情報の氾濫など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化しているため、子どもたちが性に関して適切に理解し、行動することができるようにすることが課題となっている。また、若年層の性感染症や望まない妊娠・出産も問題となっていることから、学校における性に関する指導の充実を図るため、下記の事業を実施した。

事業名	事業内容
性に関する指導推進事業	教員を対象として、学校における性に関する指導についての研修会を実施するとともに、公立中学校及び県立特別支援学校に対して外部講師(医師等)を派遣する事業を実施した。
指導主事等研修会	指導主事等を対象に、学校における性に関する指導の考え方、進め方について研修を実施した。
若年教員研修(養護教諭)	若年教員研修対象の養護教諭を対象に、性に関する指導の考え方、進め方についての講義・演習を実施した。

5 ワンヘルス教育推進事業

(1) ワンヘルス教育の推進

①令和3・4年度研究協力校10校(県立8校、私立2校)

	学校名	地域	ワンヘルスの実施教科等
1	京都	北九州	地理歴史、公民
2	北九州		保健体育
3	福岡魁誠	福岡	産業社会と人間、総合的な探究の時間
4	福岡農業		農業、家庭
5	八女工業	筑後	工業、総合的な探究の時間
6	八女農業		農業、特別活動
7	鞍手	筑豊	特別活動
8	田川		理科
9	博多	私立	総合的な探究の時間
10	柳川		総合的な探究の時間

【研究協力校における研究開発内容】

- ア ワンヘルスによる教育教材の活用
 - ・教材を活用した授業実践（2時間）及び指導案の作成
 - ・授業実践による実践事例集の作成
- イ 生徒会活動におけるワンヘルスの実践
 - ・文化祭等における展示及びワンヘルスコーナーの設置
 - ・生徒会活動におけるワンヘルスの取組（保健委員会等）
- ②「ワンヘルス教育啓発リーフレット」の作成・配布
 - ・配布対象…小学校4年生、中学校1年生、高校1年生の児童生徒、新規採用教職員
- ③ワンヘルス推進教育委員会の開催
 - ・ワンヘルス教育推進事業の効果的な運営を図るため、専門的知識を有する学識者、獣医師、医師、一般市民団体、関係機関、研究協力校代表等を委員として計4回実施

実施月	内容
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度ワンヘルス教育推進事業について ・研究協力校における取組の進捗状況等について ・F A V A大会について ・ワンヘルスに関する教育指導者向け研修会について
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育啓発資料の配布について ・研究協力校による実践研究について ・ワンヘルスに関する教育指導者向け研修会について
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・研究協力校による実践発表について ・ワンヘルス教育実践拠点としてのワンヘルスの森について
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度ワンヘルス教育推進事業について（報告） ・令和5年度ワンヘルス教育推進事業について

(2) 県立高校の取組

- ①学習教材「副読本」の活用に向けた実践研究を実施
- ②研究協力校連絡協議会（2回）の開催
- ③ワンヘルス教育推進教員研修会（12月）を実施し県立高校を支援
- ④指導実践事例集作成、教材・指導実践事例集の配布（3月）
- ⑤ワンヘルス関係各行事参加（(3)参照）

(3) 県立高校のワンヘルスに関する行事への参加

- ・10月2日 ワンヘルスフェスティバル
（研究協力校10校パネル展示）【九州芸文館】
 - ・11月11日～13日 F A V A（アジア獣医師会連合大会）
国際フォーラム【ヒルトン福岡・シーホーク】
- ※F A V A（八女農・鞍手の生徒発表）、国際フォーラム（福岡魁誠の教員発表）

第5節 児童生徒の健康管理及び環境衛生

1 県立学校児童生徒心電図検査実施状況

県立学校児童生徒心電図検査実施状況

区分	年度	令和3年度	令和4年度
検査対象者		22,820名	23,905名
心電図収録者数		22,515名	23,555名
収録実施率		98.7%	98.5%
要精密検査者数		1,045名	1,579名
対収録者数比率		4.6%	6.7%
受診票回収数		825名	1,117名
受診票回収率		78.9%	70.7%

2 感染症(インフルエンザ様疾患)

令和4年度の発生状況は、次のとおりであった。

令和4年度 インフルエンザ様疾患による学級閉鎖等状況(北九州市、福岡市及び久留米市を除く。)

(参考：福岡県インフルエンザ様疾患発生報告調査 2022/2023)

学校種別	区分	休校数	学年閉鎖数	学級閉鎖数	患者数	欠席者数
保育所・幼稚園		2	12	14	411	380
小学校		2	59	170	3,419	3,122
中学校		0	8	28	747	697
高等学校		0	2	12	413	392
その他		0	1	1	37	37
計		4	82	225	5,027	4,628

年度別流行状況

年度	区分	患者数	欠席者数	学級閉鎖数	学年閉鎖数	休校数
令和2年度		3	2	1	0	0
令和3年度		0	0	0	0	0
令和4年度		5,027	4,628	225	82	4

3 学校環境衛生

学校における環境衛生検査及び事後措置については、学校保健安全法に規定されており、具体的には、文部科学省が示している「学校環境衛生基準」に基づいて実施される。

県立学校において、学校薬剤師の協力の下、次のとおり環境衛生検査を実施した。

環境衛生検査	検査項目	備考
水泳プール水質検査	遊離残留塩素、pH値、大腸菌、一般細菌、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）、濁度及び総トリハロメタン	公益社団法人福岡県薬剤師会に委託。
教室等環境検査 （揮発性有機化合物）	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン	公益社団法人福岡県薬剤師会に委託。
教室等環境検査 （ダニ又はダニアレルゲン）	ダニ計数	公益社団法人福岡県薬剤師会に委託。
教室等環境検査 （換気、温度、相対湿度）	二酸化炭素、温度、相対湿度	公益社団法人福岡県薬剤師会に検知管を配布。

第6節 福岡県体育研究所の事業

体育研究所の主な事業は次に掲げるとおりである。

- I 体育・スポーツ及び健康教育に関する専門的及び技術的事項についての研究及び調査に関すること。
- II 体育関係指導者及び養護教諭の研修に関すること。
- III 体育・スポーツ及び健康教育に関する資料の収集、作成及び活用に関すること。
- IV その他教育委員会が必要と認める事業

1 調査研究事業

(1) 研究の目的

新学習指導要領の趣旨を踏まえた、共生を基盤とした体育の授業づくりの考え方、進め方について理論を構築し、児童生徒の実態把握及び具体的実践を通して、共生を基盤とした体育の授業の在り方に関する調査研究を行い、その成果を県内外に広く普及する。

(2) 研究主題

共生を基盤とした体育の授業づくり

(3) 具体的な研究内容

① 調査研究委員会の設置

学識経験者や教育行政関係者等で組織し、理論構築やその有効性を検証する実践授業等について検討、整理、協議する。

② 実践協力者による実践授業及び効果の検証

福岡県体育研究所長が委嘱した、県内の各校種の教諭等が実践協力者となり、「共生を基盤とした体育の授業づくり」の理論を基にした指導案の作成、児童生徒の実態把握、実践授業を行う。

③ 事業成果の普及

実践協力者の報告やアンケート結果を取りまとめ、各学校で活用できる実践事例集を作成し、県内の各学校及び教育機関、全国の関係教育機関に配布する。

2 研修事業

(1) 長期派遣研修

ア 長期派遣研修員

「福岡県教育公務員の長期にわたる研修に関する規則」に基づき、体育研究所における長期派遣研修員として小・中・高等学校から3人が派遣され、次の研修を行った。

- ・今日的課題などからの研究主題による研修
- ・個人別の研究課題に基づいた研修
- ・専門研修（短期研修）講座の受講

イ 研修報告会

研修成果の報告会を次のとおり行った。

- ・期 日 令和5年2月17日（金）
- ・会 場 福岡県立スポーツ科学情報センター（アクション福岡）
- ・参加者 県内の小・中・高・特別支援学校の教職員
県・市町村教育委員会、教育事務所の職員等 230名
（オンラインのため、申込人数）

(2) 専門研修（短期研修）

学校体育現場における教育実践上の課題解決及び体育・スポーツ関係職員の資質向上を目的として、令和4年度は22講座を実施した。

(3) 専門研修（断続研修）講座

① 保健体育研修講座

年間12日間の研修を通して、学校体育全般に関する専門性を培い、指導者を養成する。

- ・受講生：12名（小6名、中3名、高2名、特支1名）
- ・日数：12日間（5/10～2/22）

② 養護教諭研修講座

年間12日間の研修を通して、養護教諭の職務に関する専門性を培い、指導者を養成する。

- ・受講生：6名（小4名、中1名、高1名、特支0名）
- ・日数：12日間（5/13～2/22）

第7節 付随的健康教育活動

1 福岡県学校保健会

福岡県学校保健会は、児童生徒及び教職員の健康管理及び健康教育に関する調査研究並びに普及進展を図り、学校保健施策に寄与することを目的とした各種の事業を実施している。

期 日	事 業 名	場 所	摘 要
8月26日	アレルギー講習会	福岡県立ももち文化センター	○講演 「学校におけるアレルギー疾患対応」 福岡市立こども病院 アレルギー・呼吸器科 科長 手塚 純一郎 氏 ○実践発表 参加者数 180名
9月21日	へき地学校巡回保健指導	田川郡添田町	添田町立落合小学校（眼科）
10月26日	理事会	福岡リーセントホテル	令和3年度事業報告及び決算について 令和4年度福岡県学校保健功労者の選考について
11月10日 ～11日	令和4年度全国学校保健・安全研究大会及び全国学校保健会中央大会	岩手県	○シンポジウム ○記念講演 「災害などで傷ついた子供の回復支援と心の健康教育」 兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 特任教授 富永 良喜 氏 ○分科会
11月24日	福岡県学校健康教育研究大会	福岡リーセントホテル	○学校保健・学校安全・学校給食に係る優良学校及び学校保健功労者、学校安全功労者、学校給食功労者の表彰 ○実践発表 優良学校（学校安全）、学校保健功労者 ○研究発表
12月16日	食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会	福岡市民会館（大ホール）	○講演・演習 「学校における食物アレルギーへの対応について」 独立行政法人国立病院機構 福岡病院 小児科 医長 松崎 寛司 氏 「エピペンの使用方法」 独立行政法人国立病院機構 福岡病院 看護部 小児アレルギー・エドゥケーター 林 真紀子 氏 参加者数 300名

期 日	事 業 名	場 所	摘 要
3月20日	評議員会	リーセントホテル	令和4年度事業報告及び予算執行状況について 令和5年度事業計画及び予算について その他
同 上	理事会	同 上	令和4年度事業報告及び予算執行状況について 令和5年度事業計画及び予算について その他

第7部 人権教育

第1節 現状と課題

県教育委員会は、同和問題を人権問題の重要な柱と位置づけ、児童生徒の学力と進路の保障及び基本的人権尊重の精神の育成という課題を解決するために、国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「人権教育・啓発に関する基本計画」等の趣旨を踏まえ、「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき、人権教育の推進を図り、県民一人一人が相互の人権を尊重する社会の確立を目指して、様々な施策を実施してきた。さらに、人権教育の更なる充実を図るため、「福岡県人権教育推進プラン」及び「人権教育指導者用手引きⅠ」を作成し、人権教育の方向性や取組を示した。また、学校における人権教育の具体的な指導資料として「人権教育指導者用手引きⅡ」を作成し、人権尊重の学校づくりを推進してきた。平成27年には「人権教育資料Ⅲ」を作成し、人権教育を通じて育てたい資質・能力を位置付けた教科等の授業づくりについて工夫・改善を進めてきた。

しかしながら、人権を取り巻く状況は大きく変化している。そのような状況を踏まえ、「福岡県人権教育・啓発基本指針」が改定され、人権教育に関して、次のような現状と課題が示された。

- 学校においては、同和問題や障がいに関する差別発言や、インターネット上の差別的な書き込み、いじめの問題、規範意識や社会性が身につけていない子どもの問題等が明らかになっている。
- スマートフォン等の普及により、インターネット上に掲載されている人権問題に関する不確かな情報や、差別を助長する表現等の有害な情報に児童生徒が日常的に触れる機会の問題がある。
- 同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人に対する偏見や差別に加え、インターネットによる人権侵害、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別、外国人に対するヘイトスピーチなどの問題が顕在化している。

したがって、このような課題解決を図るために、以下のような重点的取組を行っている。

(1) 教職員研修の充実

教職員が確かな人権意識を体得するとともに児童生徒への効果的な指導を図っていくために、人権教育に係る福岡県教職員指導力等達成目標（平成31年1月策定）を活用し、管理職をはじめとして、経験年数・職務に応じた研修会を実施している。また、人権教育の潮流及び教育改革の動向を踏まえた人権教育を推進するために、人権教育研修会資料集（令和4年4月作成）を活用している。

(2) 人権教育に係る研究指定校等における研究実践

国の「人権教育研究指定校事業」を活用し、新たな人権課題について児童生徒の理解を促す授業モデルを開発する実践的な研究を進めているとともに、国の「人権教育総合推進地域事業」を活用し、学校、家庭、地域が一体となった人権教育の総合的な取組を行っている。

(3) 学習教材の効果的な活用促進

児童生徒の人権に関する知的理解を深め、豊かな人権感覚を育成するために、人権教育教材『か

がやき』『あおぞら』『あおぞら2』の積極的な活用を促進し、指導方法・内容の工夫改善を図っている。

(4) 社会教育における人権教育の充実

人権問題の解決のためには、人権教育・啓発を積極的に推進していかなければならない。そのため、学習資料の発行や「人権教育コーディネーター養成講座」等の研修会の開催を通じ、情報提供や指導者の育成・資質向上を図る市町村への支援を行っている。

(5) 地域の教育環境の整備・充実

同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を図るためには、地域住民に対する学習の機会を提供することが必要であり、「社会参加促進支援事業」の実施によって、市町村における取組を支援している。

上記のような取組によって、学校教育においては、指導内容・方法等の工夫改善が積極的に行われ、学力の向上や人権尊重の精神の育成が進められている。社会教育においては、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や、「福岡県人権教育・啓発基本指針」についての理解が広がるとともに、学習内容・方法の工夫改善が図られている。

第2節 学校教育における人権教育

学校教育では、全ての児童生徒の実態を正しく把握し、児童生徒一人一人の持つ無限の可能性を伸ばし、人権尊重の精神の育成を目指す教育活動を推進していくことが大切である。

県教育委員会は、同和問題をはじめとする人権問題の解決に当たって、教育の果たす役割の重要性を認識し、諸法規等に則り、「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき具体的施策の実施に努めている。

1 教職員研修事業(学校教育関係)

(1) 本庁主管研修会

○ 幼稚園関係

番号	名称	期日	会場	参加者数	研修内容
1	国公立私立幼稚園長・職員人権教育研修会	7/29	オンライン	55	○説明「幼稚園における人権教育の推進に向けて」 ○講演「『子どもの人権』の理解に立った幼児とのかかわり～子どもとメディアとの関係から考える～」

○ 県立学校関係

番号	名称	期日	会場	参加者数	研修内容
1	県立学校等校長人権教育研修会	4/14	県庁講堂	121	○講演「現代的人権教育を推進する学校づくり」 ○説明「本年度の人権教育推進の重点等について」 ○説明「学校教育における人権教育の推進について」
2	県立学校等副校長・教頭人権教育研修会	4/25	吉塚合同庁舎	201	○講義「人権教育推進上の課題と副校長・教頭の役割」 ○説明・協議「学校教育における人権教育推進のために」
3	県立学校等新規採用教員等人権教育研修会	6/28 午前・午後 分散実施	クローバー プラザ	257	○講演「私が感じる部落差別」 ○講義「福岡県の人権教育推進の概要」
4	第1回県立学校等人権教育担当者研修会	6/21 午後	県教育センター	149	○講義「学校における人権教育の推進に向けて」 ○講演「豊かにつながるために一出会い・気づき・変わり目一」 ○協議「人権尊重の学校づくりにおける担当者の役割について」
5	第2回県立学校等人権教育担当者研修会	10/13	県教育センター	148	○講義「学校における人権教育の推進に向けて」 ○協議「人権尊重精神の育成に向けて」
6	県立学校等新任教務主任・同学年主任・同学部主事人権教育研修会	6/6 午前・午後 分散実施	県教育センター	202	○講義「学校における人権教育推進上の課題と主任・主事の役割」 ○講義・演習「学校における人権教育推進のために」
7	県立学校等新任生徒指導主事・同進路指導主事人権教育研修会	6/14 午前・午後 分散実施	県教育センター	115	○講義「学校における人権教育推進上の課題と主任・主事の役割」 ○講義・演習「学校における人権教育推進のために」
8	県立学校等新任保健主事・同研修主任人権教育研修会	7/8 午後	県教育センター	144	○講義「学校における人権教育推進上の課題と主任・主事の役割」 ○講義・演習「学校における人権教育推進のために」
9	県立学校等新規採用常勤講師研修会	4/12	吉塚合同庁舎	183	○講義「教職員の人権尊重理念の理解・体得」 ○講義・演習「人権教育の推進について」

○ 人権教育実践交流会等事業関係

番号	名 称	回	期日	会 場	参加者数	研 修 内 容
1	福岡県人権教育研修会	第1回	7/28	福岡市民会館 オンライン	集合 (354) オンライン (482)	○説明「人権教育の指導内容と指導方法の工夫・改善について」 ○講演「学校教育における人権教育～人権尊重精神の育成～」 ○小学校中学校高等学校教材分散会
		第2回	11/15 2/20-3/10	福岡県立嘉穂東高等学校 オンデマンド	集合 (19) オンデマンド (126)	○全体会Ⅰ 公開校からの説明 ○授業公開 ○全大会Ⅱ まとめ ※感染症防止策の一環として、公開校所属地区以外の学校の参加者はオンデマンドで受講。(県立)
		第3回	11/7 12/5-12/23	県立社会教育総合センター オンデマンド	講演 (301) 分科会 (67)	○講演「『差別をなくす』から『手をつなぐ』へ」 ○分科会 ※感染症防止策の一環として教職員はオンデマンドで講演のみ受講
		人権教育基礎講座	8/22 午後	福岡市民会館	557	○講義「人権教育の推進について」 ○講演「あと半分～一緒に感動しましょう～」
2	人権教育指導者養成連続講座	第1回	5/11	吉塚合同庁舎	25	○開講行事、オリエンテーション ○講義「学校教育における人権教育推進の基本的な考え方」 ○研究協議 ○まとめ
		第2回	6/9	吉塚合同庁舎	25	○講義「学校教育における人権教育の推進について」 ○研究協議
		第3回	8/2	吉塚合同庁舎	25	○講義「家庭・地域、関係機関及び校種間の連携について」 ○研究協議
		第4回	9/15	小竹町中央公民館	25	○講義「ハンセン病差別から問われること」 ○説明・資料見学 ○研究協議
		第5回	10/18	吉塚合同庁舎	25	○講義「人権が尊重される社会をめざして」 ○研究協議
		第6回	11/30	吉塚合同庁舎	25	○発表「学校における人権教育の推進に関する取組」 ○研究協議
		第7回	1/13	吉塚合同庁舎	25	○講義「学校教育における人権教育の推進について」 ○研究協議 ○まとめ ○閉講行事

(2) 各教育事務所主管研修会

主管	名 称	期日	会 場	参加者数	研 修 内 容
福岡教育事務所	新規採用教職員研修会 (初任研対象外)	4/1	資料配布		○資料「福岡県の人権教育の推進」
	校長研修会①	4/15	オンライン	181	○講義「人権教育の推進」
	臨時的任用教職員対象研修会(1年未満)	4/28	オンライン	127	○講義「人権教育の基本的な考え方」
	人権教育担当者研修会①(中学校)	5/10	オンライン	59	○講義「人権教育の課題と推進について」 ○講義「人権教育の推進に向けた担当者の役割と具体的な取組について」 ○協議「個別的人権課題に関する事象の対応について」
	人権教育担当者研修会①(小学校)	5/12 5/16	オンライン	120	○講義「人権教育の課題と推進について」 ○講義「人権教育の推進に向けた担当者の役割と具体的な取組について」 ○協議「個別的人権課題に関する事象の対応について」
	人権教育担当者研修会②	9/9	オンライン	178	○実践発表「人権教育の授業の実践と支援について」 ○講義「人権教育の授業づくりと担当者の支援について」 ○協議「個別的人権課題の授業づくりについて」
	人権教育授業研修会 (福岡県人権教育研修会)	9/27 10/4 10/20 11/4 11/17 11/24	小学校3校 中学校3校	170	○説明「小・中学校の人権教育の重点について」 ○公開授業 ○協議「人権に関する授業づくりについて」
	学校事務職員研修会	9/22	オンライン	180	○講義「人権尊重の視点に立った学校づくりに向けて」
	副校長・教頭研修会②	12/2	オンライン	205	○講話「人権教育の課題と推進」
	校長研修会②	1/18	オンライン	181	○講話「人権・平和学習」と「学力向上・進路保障」はまったく矛盾しない～激変のGlobal社会を生き抜く人材育成のために大切なこと～

主管	名 称	期日	会 場	参加者数	研 修 内 容
北九州教育事務所	校長研修会	4/25	北九州教育事務所	65	○説明「人権・同和教育室の方策」
	教務主任研修会	5/6	オンライン	65	○講義「人権教育の組織的な推進」
	校長人権教育研修会	6/7	オンライン	65	○講義「人権が尊重される学校づくり」 ○実践発表「本校における人権教育の実際」 ○講話「人権が尊重される学校づくり～子どもと協働で描く学びのプラットフォーム～」
	若年教員研修1年目 (授業研修:校外①)	6/8 6/15	代表者学校	25 27	○公開授業「教科」 ○協議 ○指導助言「人権が尊重される授業づくり」
	教頭人権教育研修会	6/14	北九州教育事務所	64	○説明・演習「管内の人権教育推進状況と課題」 ○協議「人権教育推進に向けた組織的な取組と教頭の役割」
	人権教育担当者研修会①	6/29	オンライン	65	○講義「人権年間指導計画の効果的な活用」 ○講話「魂を授業に！～働いて生きた人々～」
	若年教員研修1年目 (授業研修:校外②)	9/7 9/14	代表者学校	25 27	○公開授業「道徳科」 ○協議 ○指導助言「人権が尊重される環境づくり」
	人権教育担当者研修会②	10/17	北九州教育事務所	65	○講義「個別的な人権課題に対する具体的な取組」 ○実践発表「人権教育の推進に向けた取組」 ○演習・協議「人権が尊重される学校づくりに向けた取組の成果と課題」
	人権教育研修会 (学力と進路の保障)	11/2	宮若市立光陵小学校	26	○説明 ○公開授業（3学級） ○協議（3分散会） 「人権感覚を育てる授業づくり～人権教育を通じて育てたい資質・能力を位置付けた教科等の授業づくり～」

主管	名 称	期 日	会 場	参加者数	研 修 内 容
北筑後教育事務所	市町村立小・中学校若年教員研修1年目	4/1	北筑後教育事務所 久留米市教育センター	196	○講話「人権・同和教育の動向と具体的な推進」
	市町村立小・中学校校長研修会①	4/25	宮の陣 クリーンセンター	114	○講話「令和4年度人権・同和教育の推進」
	市町村立小・中学校教頭研修会①	5/2	宮の陣 クリーンセンター	119	○講話「令和4年度人権・同和教育の推進」
	管内小・中・特別支援学校校長、人権・同和教育担当者研修会①	6/6	小郡市文化会館	246	○説明「学校教育 ICT 化推進のための人権・同和教育の効果的な推進について」 ○講演「インターネットと部落差別～差別をしない・支えない・なくす努力を積み上げる人権・部落問題解消への教育的アプローチ～」
	人権教育ワークショップ	8/1	えーるピア 久留米	114	○協議「人権が尊重される人間関係づくり・環境づくり」 ○演習「『個別の人権課題』に関する授業づくり」
	市町村立小・中学校校長研修会②	1/20	北筑後教育事務所	53	○講話「令和5年度人権・同和教育の推進」
	市町村立小・中学校教頭研修会②	1/25	北筑後教育事務所	56	○講話「令和5年度人権・同和教育の推進」
	管内小・中・特別支援学校校長、人権・同和教育担当者研修会② (朝倉市)	6/29	比良松中学校	34	○公開授業 ○協議「人権教育の視点に立った授業づくり」
		11/7	大福小学校	28	○公開授業 ○協議「人権教育の視点に立った授業づくり」
	管内小・中・特別支援学校校長、人権・同和教育担当者研修会② (朝倉郡)	10/20	三輪小学校	16	○公開授業 ○協議「校長として個別の人権課題を視点とする授業をどのように進めるか」 「各学校で担当者として個別の人権課題をどのように推進するか」
	管内小・中・特別支援学校校長、人権・同和教育担当者研修会② (小郡市・三井郡)	11/28	菊池小学校	42	○公開授業 ○協議「自校における今後の人権・同和教育推進について」
	管内小・中・特別支援学校校長、人権・同和教育担当者研修会② (うきは市)	10/31	千年小学校	18	○公開授業 ○協議「人権・同和教育の取組について」

主管	名 称	期日	会 場	参加者 者数	研 修 内 容
北 筑 後 教 育 事 務 所	管内小・中・特別支援学 校校長、人権・同和教育 担当者研修会② (久留米市)	10/26	田主丸小学校	46	○録画授業視聴 ○協議「部落問題及びその他の人権課題に関 する授業の在り方」
		10/27	久留米 特別支援学校	46	○録画授業視聴 ○協議「部落問題及びその他の人権課題に関 する授業の在り方」
		11/30	京町小学校	42	○録画授業視聴 ○協議「部落問題及びその他の人権課題に関 する授業の在り方」
南 筑 後 教 育 事 務 所	新規採用の現職教員 等研修	4/1	南筑後 教育事務所	10	○説明「教職員に必要な人権感覚について」
	校長研修会	4/21	オンライン	122	○説明「人権・同和教育室事業と本年度の重点」
	臨時的任用教員等教 職研修会	5/11	オンライン	134	○講義「児童生徒の人権を尊重した教育活動 の在り方」
	校長、人権・同和教育 担当者合同研修会(校 長の部)	6/7	オンライン	122	○説明「人権・同和教育の推進と具体的な取組」 ○講話「すべての子どもの学習を支える教職 員集団づくりのために」
	副校長・教頭研修会	11/8	南筑後 教育事務所	126	○説明「人権・同和教育の推進と取組の重点」
	人権・同和教育 セミナー	8/23	オンライン	42	○講話「情報×人権」
	人権・同和教育担当者 研修会（Aブロック）	11/15	大和中学校	70	○説明「本校の人権・同和教育の取組」 ○公開授業（柳川市立大和中学校） ○協議「人権尊重の視点に立った学習指導の 在り方」
	人権・同和教育担当者 研修会（Bブロック）	10/5	木室小学校	51	○説明「本校の人権・同和教育の取組」 ○公開授業（大川市立木室小学校） ○協議「人権尊重の視点に立った学習指導の 在り方」
校長、人権・同和教育 担当者合同研修会(担 当者の部)	2/13- 2/28	オンデマンド	122	○講話「小・中学校 9 か年を見通した系統的 なカリキュラムについて」	

主管	名 称	期日	会 場	参加者数	研 修 内 容
筑豊教育事務所	新規採用現職教員等採用時研修会	4/1-4/11	オンデマンド	1	○講義「人権・同和教育の推進」
	校長研修会第1回	4/22	オンライン	85	○講話「人権・同和教育の課題と人権が尊重される学校づくりの推進」について
	人権・同和教育担当者研修会	5/9-5/13 5/24 5/25	オンデマンド 筑豊教育事務所	88	○説明「人権・同和教育担当者の役割」 ○実践発表「人権教育指導者養成連続講座で学んだことと人権・同和教育の推進について」 ○協議「人権尊重の視点に立った学校・学級づくりの推進について」
	人権教育を進めるための指導力アップ講座 第1回	6/8	筑豊教育事務所	30	○講義・演習「インターネット利用に関する人権上の配慮について」 ○協議「インターネット利用に関して大切にしたいこと」
	副校長・教頭研修会第1回	6/16	オンライン	88	○説明「人権が尊重される学校づくりの推進」
	校長及び人権・同和教育担当者研修会	6/20	田川文化センター	168	○説明「個別の人権課題と人権・同和教育の推進」 ○講話「部落問題学習現代編－部落差別の今－」
	人権教育を進めるための指導力アップ講座 第2回	9/14	筑豊教育事務所	23	○講義「外国にルーツのある児童生徒・保護者の人権」 ○協議「外国にルーツのある児童生徒・保護者の理解と支援」
	第2回福岡県人権教育研修会	10/27	田川市立猪位金小学校	51	○公開授業 ○協議「人権尊重精神を育成する授業づくりの在り方」 「学力と進路を保障する授業づくりの在り方」
	第2回福岡県人権教育研修会	11/10	田川市立田川中学校	40	○公開授業 ○協議「人権尊重精神を育成する授業づくりの在り方」 「学力と進路を保障する授業づくりの在り方」

主管	名 称	期日	会 場	参加者数	研 修 内 容
京 築 教 育 事 務 所	初任者研修対象外 新規採用職員研修	4/4	京築教育事務所	8	○説明「学校における人権教育」
	小・中学校 校長研修会	4/14	京築教育事務所	66	○説明「本年度の県及び京築教育事務所の施策・ 主管事業について」(人権・同和教育室の 具体的方策)
	小・中学校 副校長・教頭研修会	4/15	京築教育事務所	61	○説明「本年度の県及び京築教育事務所の施策・ 主管事業について」(人権・同和教育室の 具体的方策)
	校長人権教育研修 会	6/6	オンライン	66	○説明「学校における人権教育の推進について」 ○講話「人権が尊重される学校づくり」
	第 1 回人権教育担 当者等研修会	6/10	オンデマンド	66	○説明「学校における人権教育の充実に向けて」 ○講話「私の人権・同和教育」
	臨時的任用教員等 研修会	8/22- 9/21	オンデマンド	128	○講義「学校における人権教育」
	副校長・教頭人権 教育研修会	9/2	オンライン	60	○説明「学校における人権教育の推進について」 ○講話「人権教育を基盤とした学校づくりに向 けて」
	小・中学校 事務職員研修会	9/20- 9/30	オンデマンド	72	○講義「個別の人権課題についての理解」
	第 2 回人権教育担 当者等研修会	1/20	オンライン	67	○講義・実践交流「学校における人権教育の推 進に向けて」
	個別的な人権課題 に関する特別研修 会	6/17	オンライン	29	○講義「同和問題についての理解」
	個別的な人権課題 に関する特別研修 会	7/29	オンライン	38	○講義「インターネットに関する人権問題につ いての理解」
	人権教育に関する 特別研修会	12/9	行橋市立 長峽学校	15	○講義「人権尊重の視点に立った授業づくり」
	小・中学校初任者研 修 授業研修	通年	各学校	54	○授業研修における指導・助言

第3節 社会教育における人権教育

一人一人が幸福を実感できる社会を実現するためには、自他をかけがえのない存在として尊重し、自己の個性や創造性の伸長を図りつつ、社会参加や自己実現を可能にする社会的な環境や条件の整備が求められる。このため、人権尊重の精神の確立と全ての人々の共生に向けて、人権教育・啓発を創意工夫し、粘り強く展開していくことが必要である。県では、「福岡県人権教育・啓発基本指針」（平成30年3月改定）に基づいて、社会教育における人権教育の推進に努めている。

1 県費補助事業

○社会参加促進支援事業

(過去5年間の状況)

事業 年度	対象事業数	補助率
平成30年度	24	1/10
令和元年度	24	1/10
令和2年度	23	1/10
令和3年度	23	1/10
令和4年度	25	1/10

2 職員研修事業（社会教育関係）

(1) 本庁主管研修会

番号	名称	期日	会場	参加者数	研修内容
1	教育庁人権・同和問題啓発推進員研修会	① 4/8	吉塚合同庁舎	24	○説明「人権・同和問題啓発推進員の役割について」 ○説明「本県の人権教育推進上の課題について」
		② 7/19	T・ジョイ博多 JR博多シティ	24	○鑑賞 映画「破戒」 ○説明「人権が尊重される心豊かな社会の実現に向けて」
2	市町村社会人権・同和教育担当初任者研修会	5/11	吉塚合同庁舎	41	○交流「社会人権・同和教育担当者として1か月を振り返って」 ○説明「社会人権教育の推進に向けて」 ○実践報告「人権教育及び啓発を推進する立場として」 ○交流「各市町村における社会人権・同和教育の取組について」
3	福岡県市町村社会人権・同和教育担当部長研修会	5/26	県人権啓発情報センター	36	○講演「同和教育から広がる人権尊重社会～今後の人権同和教育・啓発を考える～」 ○福岡県人権啓発情報センター事業紹介
4	教育庁職員同和問題啓発強調月間研修	7/11 7/13 7/12 7/14	県立図書館 県人権啓発情報センター	365 A講座(217) B講座(72) C講座(66)	○講義・演習「人権が尊重される心豊かな社会の実現に向けて」 ※経験年数に応じてA講座～C講座から選択。
5	人権教育コーディネーター養成講座	① 7/21	県人権啓発情報センター	21	○講義「人権教育・啓発入門」 ○演習「ワークショップ体験」
		② 8/23	県人権啓発情報センター	—	○中止
		③ 8/24	県人権啓発情報センター	—	○中止
		④ 9/30	県人権啓発情報センター	18	○演習「学習プログラムの手法①」 ○演習「学習プログラムの手法②」
		10/13 (8/23, 24の代替として開催)	県人権啓発情報センター	18	○演習「学習プログラムづくり①」 ○演習「学習プログラムづくり②」
⑤ 11/25	県人権啓発情報センター	15	○演習「実践発表①」 ○演習「実践発表②」 ○講義「今後の実践にあたって」		

番号	名 称	期日	会 場	参加者数	研 修 内 容
6	第3回福岡県人権教育研修会 ※再掲	11/7	県立社会教育総合センター オンデマンド	講演(301) オンデマンド(67)	○講演『『差別をなくす』から『手をつなぐ』へ』 ○分科会 ※感染防止策の一環として教職員はオンデマンドで講演のみ受講

(2) 各教育事務所主管研修会

主管	名 称	期日	会 場	参加者数	研 修 内 容
福岡教育事務所	社会教育関係職員等 人権教育研修会	6/7	吉塚合同庁舎	21	○講義「人権教育推進におけるコーディネーターの役割について」 ○講義・演習「人権・同和教育推進における研修会の在り方」
	小・中学校PTA役員等 人権教育研修会	6/30	オンライン	184	○講話「たすき掛けの子育ての大切さ」
	教育委員等 人権教育研修会兼学校教育・社会教育部課長等 人権教育研修会	10/3	オンライン	56	○説明「福岡教育事務所管内における人権教育の重点」 ○講話「生活困難を抱える家庭への支援～地域参加へのアプローチ～」
北九州教育事務所	第1回北九州地区 社会人権・同和教育担当者協議会 研修会	5/27	北九州 教育事務所	13	○説明「夜間中学の現状と国の動向について」 ○グループ協議「各市町における課題と人権教育担当者としてできることは」
	第1回北九州教育事務所職員 人権教育研修会	6/6	北九州 教育事務所	31	○説明「人権基本講座『人権問題に関する県民意識調査結果について』」 ○DVD視聴「12年後の決断」
	第2回北九州教育事務所職員 人権教育研修会	7/19	北九州 教育事務所	28	○講義「同和教育の解決に向けて～特定職業従事者としての役割～」 ○DVD視聴「ネット差別を許すな！」
	就学前 人権教育研修会 (第2回北九州地区 社会人権・同和教育担当者協議会 研修会と兼ねる)	8/24	鞍手町 中央公民館	36	○説明「北九州教育事務所管内の子どもの状況と施策」 ○講話「脳は遊ぶことで進化する～さあ、遊ぼうって保育環境～」
	管内小・中学校 事務職員研修会	9/14	北九州 教育事務所	69	○講義「同和教育の解決に向けて～教職員としての役割～」

主管	名 称	期日	会 場	参加者数	研 修 内 容
北九州教育事務所	第3回北九州地区社会人権・同和教育担当者協議会研修会（視察研修）	9/22	芦屋歴史の里 芦屋釜の里	14	○講話「芦屋町における芸能文化の歴史について」 ○講話「芦屋釜の歴史について」
	北九州地区市町教育委員会連絡協議会教育長・教育委員研修会	11/18	北九州教育事務所	29	○講義「夜間中学の現状と国の動向について」 ○DVD視聴「こんばんはⅡ」
	第3回北九州教育事務所職員人権教育研修会	12/19	北九州教育事務所	27	○参加体験型人権感覚育成プログラム「子どもの権利」
	第4回北九州教育事務所職員人権教育研修会	1月中旬～2月上旬	北九州教育事務所	31	○係、室での協議 「人権の視点から業務の進め方を考える」 人権問題に関する県民意識調査-令和3年度の調査結果から業務の進め方を考える-
北筑後教育事務所	生涯学習・社会教育・スポーツ担当関係課及び人権・同和教育担当部課（室）長等会議	5/18	北筑後教育事務所	32	○説明「令和4年度北筑後教育事務所人権・同和教育室主管研修事業及び令和3年度推進状況調査の結果等の説明について」 ○分科会「人権・同和教育の推進について」
	管内社会教育関係団体リーダー人権教育研修会	9/16	北筑後教育事務所	31	○講演「人権が尊重される社会の実現をめざして～『人権の学び』が持つ意味は？」
	管内小・中・特別支援学校PTA人権教育研修会	6/20	オンライン	153	○オリエンテーション「自他を大切に子どもを育てるために」 ○講演「『いいんだよ』は魔法のことば～寛容の精神が醸成される社会へ～」
	北筑后市町村教育委員会教育委員研修会	10/28	北筑後教育事務所	31	○講演「人の世に 熱と光を！」

主管	名 称	期日	会 場	参加者数	研 修 内 容
北筑後教育事務所	教育事務所職員人権教育研修会	6/13	北筑後教育事務所	34	○説明「人権基本講座」
		10/28	北筑後教育事務所	31	○講演「人の世に 熱と光を！」
		11/18	えーるピア 久留米	28	○説明「久留米市における人権啓発の取組について」 ※久留米市人権啓発センター見学
北筑後・南筑後教育事務所	南筑後・北筑後教育事務所管内社会人権・同和教育担当者研修会（南筑後・北筑後教育事務所共催事業）	10/26	南筑後教育事務所	21	○講演「学校・社会・地域との連携による人権教育の推進」
	南筑後・北筑後教育事務所管内地域活動指導員人権教育研修会（南筑後・北筑後教育事務所共催事業）	11/24	北筑後教育事務所	36	○講演「ハンセン病問題から学ぶために」
南筑後教育事務所	市町人権・同和教育担当部課長・係長等合同研修会	4/27	南筑後教育事務所	15	○講話「特定職業従事者として、偏見や差別をなくす『当事者』になるために」
	市町社会教育主管課長・係長会議	5/9	南筑後教育事務所	33	○説明「社会人権・同和教育の推進について」 ○説明「南筑後教育事務所人権・同和教育室推進計画等」
	地域活動指導員連絡会	6/10	大牟田市石炭産業科学館	30	○講話「人権が尊重される社会をめざして～私たちがつながっていくために～」
	市町公民館職員等研修会	6/29	南筑後教育事務所	50	○講話「人権が尊重される社会をめざして～ICTの発展と人権課題～」
	市町社会教育関係団体リーダー人権・同和教育研修会	8/31	オンデマンド	35	○講話「『困らせる子どもは困っている子ども』～配慮を要する子ども・家庭への対応～」
	南筑後地区社会教育委員交流会	9/14	南筑後教育事務所	40	○講話「社会教育委員としての人権・同和教育推進の在り方」

主管	名 称	期日	会 場	参加者数	研 修 内 容
南筑後教育事務所	南筑後教育事務所職員人権・同和教育研修会	4/25	南筑後教育事務所	7	○講話「人権を取り巻く状況について」
		6/13	南筑後教育事務所	38	○講話「部落差別の現状及び特定職業従事者として期待すること」
		7/11	南筑後教育事務所	38	○説明「人権問題に関する県民意識調査について」
		10/11	南筑後教育事務所	38	○講話「人権・同和教育への提起 ～学生の声から～
		1/26 1/27	八女市総合庁舎・筑後農林事務所	39	○講演「セクシャルマイノリティの人の人権」 ※人権・同和教育八女・筑後地区職場合同研修会に分かれて参加
筑豊教育事務所	筑豊教育事務所管内人権・同和教育研修会	4/13	筑豊教育事務所	43	○講話「日常的に人権意識・人権感覚を高める」
	社会教育・生涯学習関係課長及び館長等会議	5/12	なつき文化ホール	17	○講義「豊かな人権感覚の育成をめざして～今日的課題から見えてくるものを通して～」
	筑豊教育事務所管内人権・同和教育研修会	7/20	筑豊教育事務所	33	○演習「これってOK?～人権尊重について考える～」
	地域活動指導員等研修会	9/21	飯塚市体育館	35	○講義「人権が尊重される社会を目指して」
	筑豊教育事務所管内市町村教育委員等人権・同和教育研修会	9/28	なつき文化ホール	70	○説明「学校・地域における人権尊重の視点～自他の人権を守る実践行動にむけて～」 ○講演「教育はここまでできた～自尊と自律を丁寧に育むことの大切さ～」
京築教育事務所	京築地区社会教育関係者等人権教育研修会	9/22	オンライン	30	○説明「社会人権教育・啓発の現状と課題」 ○講話「子どもの人権を大切にしたい社会教育活動とは」
	京築教育事務所管内市町（学校組合）教育委員会教育委員等人権教育研修会	5/12	オンライン	39	○講話「差別のない社会の実現をめざして」
	第1回京築地区社会人権教育担当者等会議	4/22	上毛町役場	11	○協議「京築地区各市町の取組について」 ○協議「人権啓発視聴覚教材の活用について」

主管	名 称	期日	会 場	参加者数	研 修 内 容
京 築 教 育 事 務 所	第2回京築地区社会人権教育担当者等会議	11/10	行橋総合庁舎	8	○講話「人権が尊重される社会の実現をめざして」 ○協議「各市町社会人権教育・啓発の取組とその充実に向けて」
	第3回京築地区社会人権教育担当者等会議	3/3	京築教育事務所	8	○協議「令和4年度の成果と課題」 「令和5年度の研修計画」 ○演習・協議「体験的参加型学習の演習」

3 その他の事業

- (1) 人権教育に関する視聴覚教材を、各教育事務所人権・同和教育室（福岡教育事務所を除く）、県視聴覚ライブラリー及び本庁人権・同和教育課に配置し、各市町村、学校、関係団体等に無償で貸し出している。
- (2) 福岡県は毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、12月の「人権週間」と合わせて、市町村と一体となって各種啓発事業を実施している。
- (3) 人権教育指導者向け学習資料「KARA FULL（カラフル）」を発行し、各市町村・学校・社会教育施設等に配布して、活用を促している。